

第3期

那須塩原市発達支援システム推進計画

令和5（2023）年度～令和9（2027）年度

(素案)



令和 年 月

那須塩原市

▶目次

第1章 はじめに	
1 計画策定の背景・趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2
4 計画の推進体制	3
5 計画の進行管理・評価	4
第2章 那須塩原市発達支援システム	
1 発達支援システムとは	5
2 対象者	5
3 縦の連携：個別の支援計画によるつなぐ支援	7
4 横の連携：関係機関の連携によるつなぐ支援	9
参考1 つなぐ支援のフロー図	11
参考2 個別の指導計画等作成スケジュール	12
第3章 那須塩原市の現状と課題	
1 前計画の取組と評価	13
2 那須塩原市の現状	27
3 前計画の評価と現状から見えてきた課題	37
第4章 計画の基本的な考え方	
1 基本理念・施策の方向性・施策における 今後の取組	39
第5章 各事業の取組・目標設定	
1 課題に対応する具体的施策	41
2 施策の方向性 気づく（早期発見・早期支援）	42
3 施策の方向性 はぐむ（特性の理解と適切な関 わり）	45
4 施策の方向性 つなぐ（関係機関の連携・支援）	48
5 施策の方向性 支える（地域支援基盤の充実）	49
付属 参考資料	52

第1章 はじめに

1 計画策定の背景・趣旨

近年の子どもを取りまく環境は、物が豊かになり便利さの中で生活する一方で、核家族化や少子化、地域のつながりの希薄化、情報化社会への適応、価値観や生活様式の多様化、新型コロナウイルス感染症まん延による混乱など、より複雑でめまぐるしく変化しています。このような中で、子どもの成長や発達に関する悩みや、子育てに対する孤立感などを感じている保護者が少なくありません。

国は、子どもや子育て、教育、障害などに関する法令等において、発達に支援が必要な子どもについて特性の早期発見と特性に応じた早期支援の必要性を訴え、療育・教育・就労といった支援体制の整備、地域社会における共生の実現などを定めています。

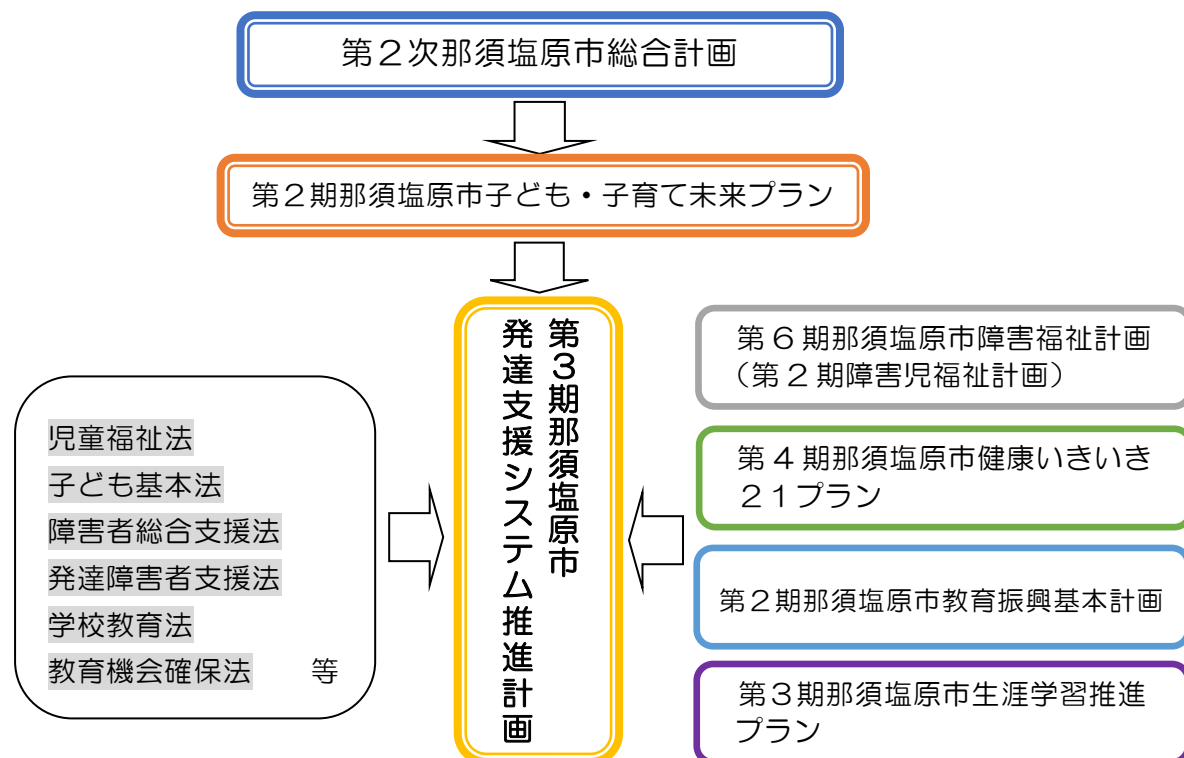
本市においては、平成 28（2016）年 3 月に「那須塩原市発達支援システム」を策定し、発達に支援が必要な出生から 20 歳までの子どもと保護者に対して、一貫したつなぐ支援を提供できる仕組みを構築しました。

平成 31（2019）年 3 月には「第2期那須塩原市発達支援システム推進計画」を策定し、つなぐ支援を希望する子ども及びその保護者に対し、子どもの自立や社会参加を目指して、一貫した切れ目のない支援に取り組みました。

これらを踏まえて、発達支援システムを運用する上で明確になった改善点や新たな課題を整理し、発達支援システムを必要とする子どもと保護者のニーズに的確に答えていけるよう、「第3期那須塩原市発達支援システム推進計画」を策定します。

2 計画の位置付け

- 本計画は、「第2次那須塩原市総合計画」と部門別計画「第2期那須塩原市子ども・子育て未来プラン」を上位計画とした、発達支援推進のための個別計画です。本計画では、各種計画における発達支援の施策について集約し、一元化を図るとともに、発達支援に対する施策の基本的方向と具体的な施策を明らかにするものです。



3 計画の期間

- 令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間とします。ただし、社会情勢の変化等により、必要に応じて適宜見直しを行います。

<各計画との計画期間の関係>

R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)
		第2次那須塩原市総合計画（後期基本計画）				
	第2期那須塩原市子ども・子育て未来プラン					
		第6期那須塩原市障害福祉計画 （第2期障害児福祉計画）				
		第4期那須塩原市健康いきいき21プラン				
		第2期那須塩原市教育振興基本計画				
		第3期那須塩原市生涯学習推進プラン				
		第2期発達支援システム推進計画		第3期発達支援システム推進計画		

4 計画の推進体制

- 本計画の推進に当たっては、4つの体制を基本に、家庭、地域、保育園・幼稚園・認定こども園等（以下「園」という。）、学校、医療・療育機関、行政等の関係機関と連携強化を図り、発達に支援が必要な子どもと保護者に対して、切れ目のない一貫した支援が提供できるよう様々な施策を計画的・総合的に推進します。

1. 発達支援アドバイザー

那須塩原市発達支援システムの運用について、医療・教育・療育等総合的な指導、助言を得る目的で、発達支援アドバイザーを設置しています。

※ 資料 P.73 参照

2. 発達支援体制協議会

早期からの発達支援体制の整備を図る上で、関係機関の代表者から、幅広い意見の聴取を目的として設置しています。

※ 那須塩原市発達支援体制協議会設置要綱（平成27年7月1日告示）

資料 P.69 参照

※ 委員名簿 資料 P.73 参照

3. 実務者会議

発達支援システムにおける「個別の支援計画」による支援体制の具体的な取組の充実を図るため、協議会の下部組織として実務者会議を設置しています。

※ 那須塩原市発達支援体制協議会設置要綱（平成27年7月1日告示）

資料 P.69 参照

※ 委員名簿 資料 P.74 参照

4. 庁内関係課会議

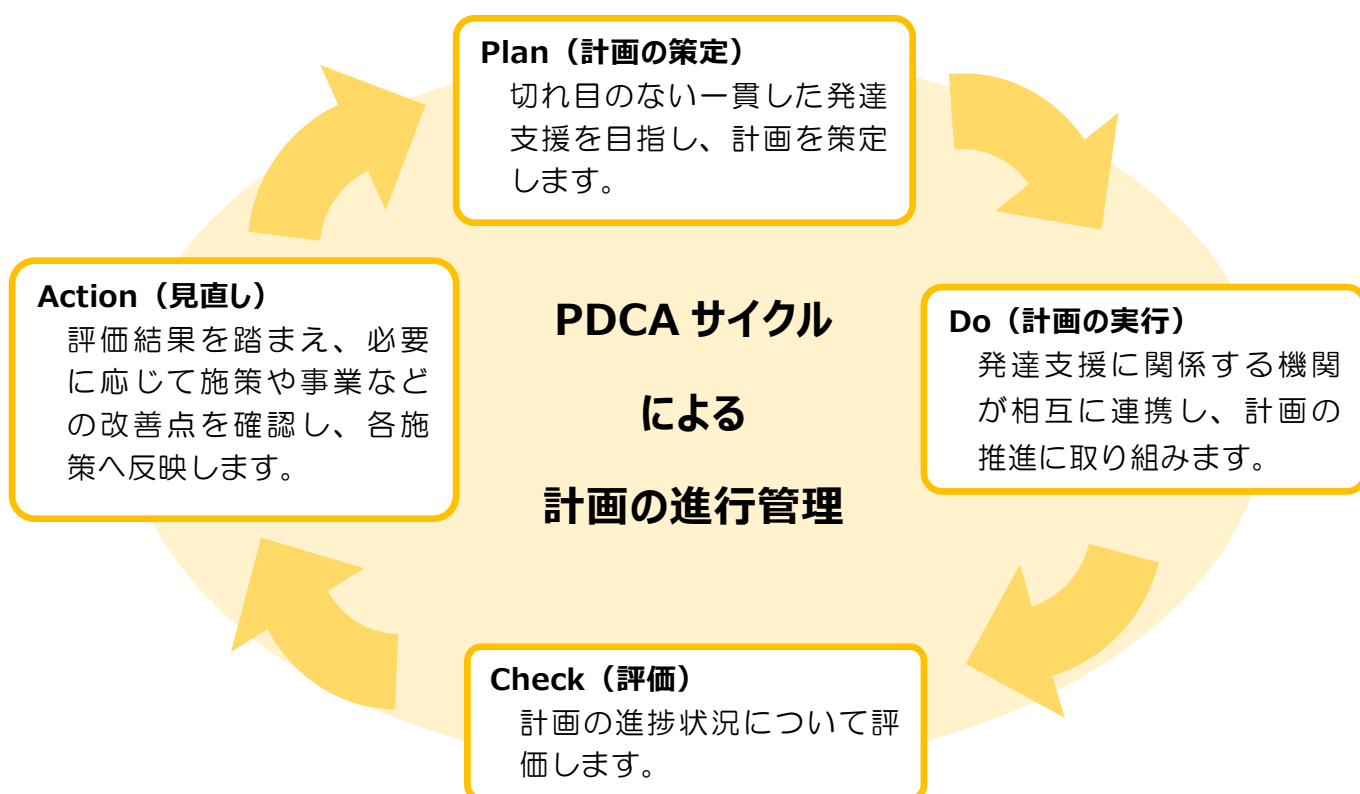
庁内における保健・医療・福祉・保育・教育及び就労に係る関係課の連携体制の充実を図るため、協議会の下部組織として庁内関係課会議を設置しています。

※ 委員名簿 資料 P.74 参照

5 計画の進行管理・評価

- 計画の進行管理は、策定・実行・評価・見直しを繰り返す PDCA サイクルの考えをもとに、計画における各取組の進捗状況について評価し、計画を推進するものとして。また、進捗状況の評価は、策定に携わった関係者で構成する「那須塩原市発達支援体制協議会」などを組織し行います。

本計画は、計画の進捗状況などの評価結果により、必要に応じて計画の見直しを行います。



第2章 那須塩原市発達支援システム

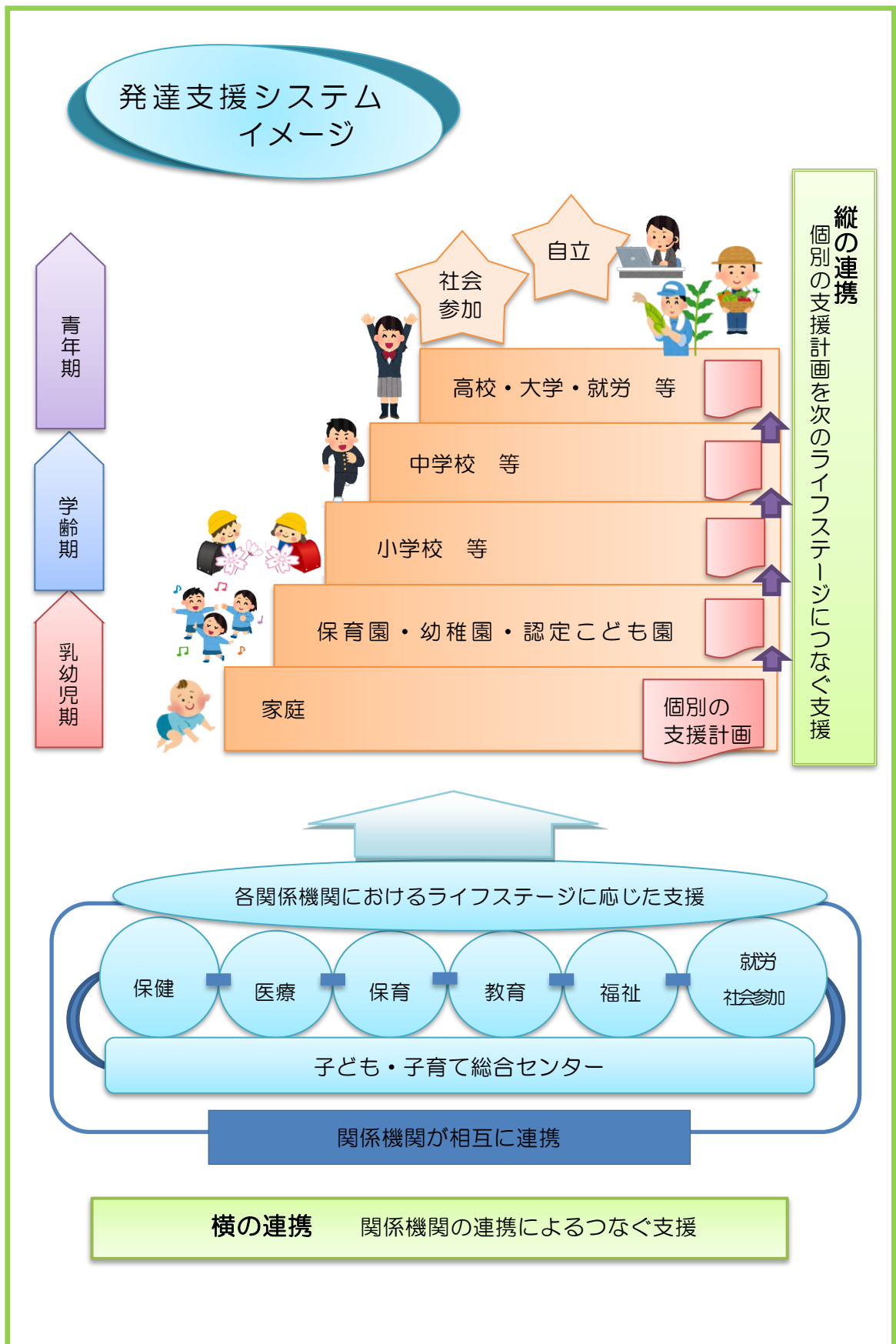
1 発達支援システムとは

- 発達支援システムとは、発達に支援が必要な子どもとその保護者に対して、乳幼児期から学齢期、青年期における各ライフステージで、関係機関から提供される個別の支援計画を、次のライフステージで支援を行う関係機関に切れ目なく引き継いでいく「縦の連携」による支援と、保健・医療・保育・教育・福祉・就労などの関係機関がそれぞれの役割において支援を行い、かつ相互に連携し合って、よりニーズに合った適切な支援を提供する「横の連携」による支援により、一貫した支援を提供するための仕組みです。（図1参照）
- この仕組みは、子どものもつ発達の特性や子育てをしていく上で保護者が感じる気がかりなどに対し、早期から適切な支援が受けられるよう関係機関と連携して環境を整え、さらに適切な支援を切れ目なくつないでいくことにより、将来子どもの社会参加や自立が可能になることを目指しています。

2 対象者

- 出生から20歳までの発達に支援が必要な子どもとその保護者を対象とします。
- 「発達に支援が必要な子ども」とは、障害の診断の有無にかかわらず、保健・医療・保育・教育・福祉などの広い領域で、早期からの支援を必要とする子どもとします。
- 子育てをしていく上での育てにくさや困り感などがある場合も、保護者の希望により対象とします。

図1



3 縦の連携：個別の支援計画によるつなぐ支援

○ 発達支援システムにおける「縦の連携」による支援とは、発達に支援が必要な子どもとその保護者に対し、各ライフステージで作成される個別の支援計画を次のライフステージで支援を提供する関係機関に切れ目なく確実に引継ぐことにより、一貫した支援を提供することです。この支援は、発達に支援が必要な子どもの保護者の同意を得て行います。（図3参照）

○ 個別の支援計画とは、将来子どもの状態に応じた社会参加や自立が可能になることを目指し、各ライフステージで提供される支援内容をまとめたもので、出生からの情報、医療・療育状況、子どもを中心的に支援している園や学校が保護者とともに作成する個別の指導計画や引継ぎシート、福祉サービスの利用状況などを指します。

○ 個別の支援計画については、発達支援ネットワークシステム（市職員専用サーバー）にデータを蓄積し、子ども・子育て総合センターが中心となって関係機関と開催する支援検討会議や連携支援会議において引継ぎを行います。

情報の連携は、市の公立保育園及び市立小・中・義務教育学校においてはデータで行い、私立保育園や高等学校等については紙ベースで行います。

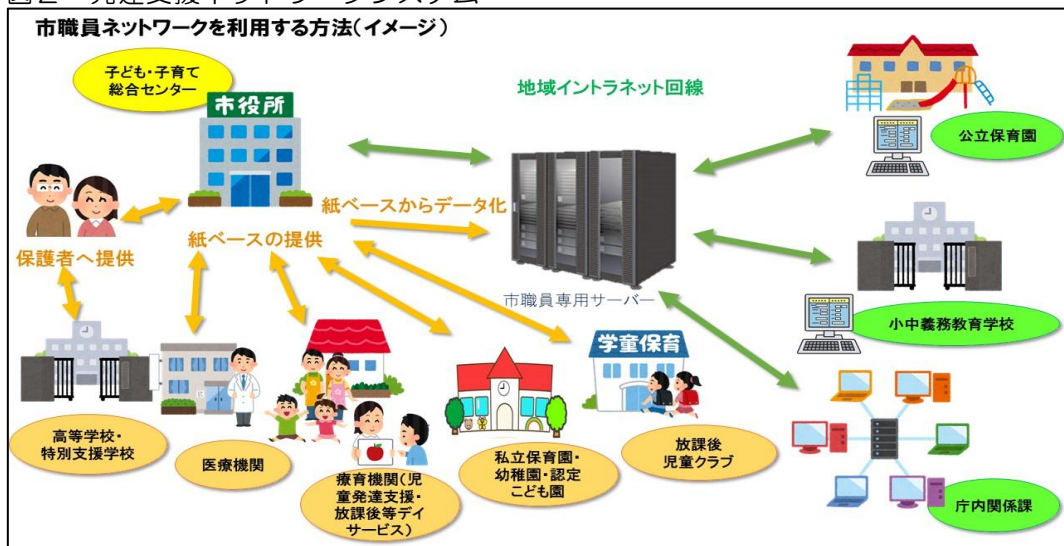
今後は様々な関係機関と、データで情報共有が図れるネットワークシステムの整備を目指します。

（図2 発達支援ネットワークシステム 参照）

○ 縦の連携によるつなぐ支援に同意をした保護者には、保護者がもつ子どもの情報を、関係機関や支援を提供する担当者に保護者が適時提示できるよう、サポートファイルを配布します。

（参考1 つなぐ支援のフロー図 P.11 参照）

図2 発達支援ネットワークシステム



4 横の連携：関係機関の連携によるつなぐ支援

- 発達支援システムにおける「横の連携」による支援とは、発達に支援が必要な子どもとその保護者に対して、保健・医療・保育・教育・福祉・就労などの関係機関がそれぞれの役割において支援を行い、かつ相互に連携し、情報共有し合うことで各ライフステージに応じた、より適切な支援を提供することです。

- 発達に支援が必要な子どもに対して、各関係機関が提供する支援内容に関する情報共有や個別の支援計画をつなぐため、子ども・子育て総合センターが中心となり、保健・保育・福祉・教育・就労・社会参加などに関わる市の関係課や医療機関・療育機関・国や県の機関（ハローワーク・健康福祉センター・児童相談所・発達障害者支援センター）などの関係機関と「横の連携」を図り、包括的な支援体制を推進します。（図4参照）

- 「横の連携」は発達に支援が必要な子どもの個別の支援計画をつなぐ上で、各ライフステージにおいて支援を提供する関係機関との情報共有やよりよい支援の検討をしていく「縦の連携」による支援にとっても欠かせないものです。
ゆえに、発達支援システムにおける「縦の連携」による支援と「横の連携」による支援は、発達に支援が必要な子どもへのよりよい支援とその保護者の心に寄り添った支援ができるよう、互いに連動し合うものです。

図4 横の連携：関係機関との連携・つなぐ支援



参考1 つなぐ支援のフロー図

① 発達支援システム「つなぐ支援」の同意・利用申請

子ども・子育て総合センターにおいて、保護者（子どもが中学生以上の場合には本人も）からつなぐ支援の同意を得るとともに、これまでの生育状況や家庭での様子などを保護者から聞きとります。

また、保護者や本人の願い・希望をうかがい、今後の目指す方向性を把握します。

※ライフステージのどの段階からでも利用できます。



② サポートファイル（「るびなすノート」）の活用

これまでの成長の記録や支援内容の記録などをまとめて保管できるよう、保護者または本人にサポートファイルを渡します。

支援者に対して、サポートファイルを提示することで、これまでの支援内容に関する情報共有や今後のより良い支援につながるよう、サポートファイルの活用を勧めます。



③ 支援検討会議

子どもが所属している園や学校など、中心的に子どもを支援している機関や支援者とともに検討会議を開催し、子どもへの理解を深め、具体的な支援の方法や役割分担を明確にします。



④ 個別の指導計画・引継ぎシートの作成

園や学校など中心的に子どもを支援している機関は、ライフステージにおける子どもにとって必要な支援やニーズを把握して個別の指導計画と引継ぎシートを保護者とともに作成します。

子ども・子育て総合センターは、園や学校などが保護者とともに作成した個別の支援計画を発達支援ネットワークシステムに蓄積します。



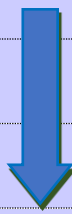

⑤ 連携支援会議

ライフステージが変わり、中心的に支援をする機関が変わる時に、各関係機関と連携を図りながら支援をつなぎます。

参考2 個別の指導計画等作成スケジュール

- つなぐ支援において、園や学校では個別の指導計画、引継ぎシートを作成しています。
- 園や学校の実情に合わせて作成していますが、標準的なスケジュールは次のとおりです。

年間スケジュール

時期	家庭（本人・保護者）	園・学校（担任等）	発達支援システム
4月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人・保護者の願い ○ 実態把握（面談、聞き取り） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 前年度からの引継ぎを受ける ○ 引継ぎ内容を保護者とともに確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 連携支援会議での引継ぎ
5月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個別の指導計画の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個別の指導計画（前期）の作成、保護者と共有 	
6月		<p>指導、支援の実施</p> 	
7月			
8月			
9月		<ul style="list-style-type: none"> ○ 個別の指導計画（前期）の評価、保護者と共有 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人・保護者の願い ○ 実態把握（面談、聞き取り） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個別の指導計画（後期）の作成、保護者と共有 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個別の指導計画の確認 	<p>指導、支援の実施</p> 	
12月			
1月			<ul style="list-style-type: none"> ○ 引継ぎシート・個別の指導計画提出依頼
2月			
3月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個別の指導計画（前期・後期）、引継ぎシートの写しの受取 （市の施設以外にお子さんが所属する場合は、保護者が受け取った個別の指導計画及び引継ぎシートの写しを市に提供） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個別の指導計画（後期）の評価、保護者と共有 ○ 引継ぎシートの作成、保護者と共有 ○ 個別の指導計画（前期・後期）、引継ぎシートを市に提出 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引継ぎシート・個別の指導計画（前期・後期）のデータ受取及びデータの保管（保護者から受け取った資料もデータにして保管）

第3章 那須塩原市の現状と課題

1 前計画の取組と評価

(1) 評価の方法

第2期発達支援システム推進計画の施策評価に当たっては、事業を主体的に実施する担当課が、目標の達成状況について自己評価を行いました。

評価基準は以下の5分類としました。

A=計画どおり進捗、目標を達成した

B=目標に近く、おおむね進捗した

C=目標には届かないが、進捗した

D=停滞・事業の未実施

E=事業終了

(2) 評価の総括

評価の結果、全61事業のうち、A評価が37事業(60%)、B評価が12事業(20%)、C評価が7事業(11%)、D評価が4事業(7%)、E評価が1事業(2%)となりました。

全体として、進捗状況はおおむね良好であったと評価できますが、C評価以下の事業については、状況に応じた見直しが必要と考えられます。

今回の評価をもとに各事業を充実させるだけでなく、昨今の社会情勢を踏まえ、事業を改善していくことが求められます。

施策の方向性	事業数	評価ランク				
		A	B	C	D	E
気づく(早期発見 早期支援)	19	17	2	0	0	0
はぐくむ(特性の理解と適切な関わり)	19	10	5	1	3	0
つなぐ(関係機関の連携・支援)	11	8	1	1	0	1
支える(地域支援基盤の充実)	12	2	4	5	1	0
合計	61	37	12	7	4	1

(3) 各施策別の取組と評価

気づく(早期発見 早期支援)

具体的施策：早期発見体制の充実、相談・支援体制の充実

基本施策「気づく」は19事業のうち、A評価が17事業、B評価が2事業でした。

乳幼児健康診査や就学時健康診断などの健診において、対象者のほぼ全員が受診できていることから、早期発見体制を充実させることができました。また、精神発達相談やわかば相談など、各発達の段階で状況に応じた相談・支援事業が実施できている

第3章 那須塩原市の現状と課題

ことから、相談・支援体制の充実が図られたと評価できます。

発達に支援が必要な子どもとその保護者を適切に支援していくために、引き続き体制の充実に努めていくことが求められます。

事業名	目的・主な内容	担当課	計画満了時目標	令和3(2021)年度実績	評価
① 乳幼児健康診査	<ul style="list-style-type: none"> ○疾病、障害の早期発見及び支援 ○子どもの健やかな成長を促すための育児支援 ○虐待の早期発見及び支援 	健康増進課	早期発見の機会として受診率の向上を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> ○4か月児健康診査(24回、703人、受診率100%) ○10か月児健康診査(24回、730人、受診率98.8%) ○1歳6か月児健康診査(25回、740人、受診率99.5%) ○2歳児歯科検診(24回、790人、受診率96.3%) ○3歳児健康診査(31回、863人、受診率96.9%) 	A
② 5歳児発達相談	就学前に非定型発達児を把握し、協力機関が連携し、保護者を含めた継続的な相談支援を実施することにより、子どもの発達の特徴に合った適切な発達支援が受けられることを目指す。	健康増進課	市内全園で実施	<ul style="list-style-type: none"> ○32園 926人(実施率:100%) ※実施方法変更 	A
③ 年長児巡回相談	5歳児発達相談を受けさらに年長児の状況を観察する。子どもの気になる行動に対し二次障害が発現する前に、保護者及び関係機関と連携を図りながら、幼稚園、認定こども園、保育園、小・中学校等で適切な早期支援を継続して行う。	子育て支援課	市内全園で実施	<ul style="list-style-type: none"> ○市内32園 1007人 ○市外5園 51人 	B
④ 就学時健康診断	就学予定者の心身の状況を把握し、治療の勧告その他保健上必要な助言を行うとともに、適正な就学についての指導を行い、義務教育を円滑に実施する。	学校教育課	義務教育につなぐ重要な機会であるため、現状通り就学児ほぼ全員の健康診断を行い、適正な就学指導を維持する。	<ul style="list-style-type: none"> ○就学時健康診断受診者数 1,052人 	A

事業名	目的・主な内容	担当課	計画満了時目標	令和3(2021)年度実績	評価
⑤ hyper-QU 推進事業	よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケートを実施し、学級経営からのアプローチにより、学級での子どもの居場所を確保するとともに、心の安定を図り、予防的な児童・生徒指導を進めることにより不登校の減少を図る。	学校教育課	学級での子どもの居場所の確保のために有効な取組であることから、更なる充実を目指し、継続して実施する。	○アンケートの実施 年2回 (7月・11月) ○研修 hyper-QU 研修希望校での研修会実施 (随時：9回) 学級経営研修会採用3年目の教員を対象にした研修会の実施 (5回)	A
⑥ 育児相談	育児支援を要する家族及び相談を希望する家族に対し、成長発達面、育児面、栄養面等で支援を行い、子どもの健やかな成長を促すとともに家族が安心して育児できるように支援する。	健康増進課	早期支援につながることから、引き続き実施していく。	○72回 1,247人	A
⑦ 運動発達相談	乳幼児健康診査等で、運動機能や発達面で要支援となった乳幼児と保護者に対し、作業療法士による相談・指導を行うことにより、子どもの健やかな成長を促すとともに保護者が安心して育児できるように支援する。	健康増進課	早期支援につながることから、引き続き実施していく。	○24回 91人	A
⑧ 精神発達相談	乳幼児健康診査等で、子どもの精神・情緒・行動面等の発達と保護者の育児不安等の精神面で要支援となる乳幼児及びその保護者に対し、心理相談員による相談・指導を行い、子どもの健やかな成長を促すとともに保護者が安心して育児できるように支援する。	健康増進課	早期支援につながることから、引き続き実施していく。	○46回 130人	A

第3章 那須塩原市の現状と課題

事業名	目的・主な内容	担当課	計画満了時目標	令和3(2021)年度実績	評価
⑨ 養育支援訪問	妊娠中に支援が必要な妊婦及び育児期において養育を支援することが必要な保護者に対し、養育に関する相談、指導、その他必要な支援を行い、子どもの健やかな成長を促すとともに保護者が安心して育児できるように支援する。	健康増進課 ・ 子育て支援課	訪問によるきめ細かい支援を引き続き実施していく。	○家庭訪問 (実) 827 世帯 (延) 1968 世帯 *内訳 【健康増進課】 (実) 642 世帯 (延) 769 世帯 【子ども・子育て総合センター】 (実) 85 世帯 (延) 1199 世帯 (実) 118 世帯 (延) 525 世帯	A
⑩ 未就園児グループあそび	市内の保育園、幼稚園、認定こども園等への入園を考えている子どもと保護者に対し、小集団でのグループ活動を経験することで集団生活へのスモールステップとする。	子育て支援課	○実施回数 20 回 ○親子 実組数 6 組 延利用人数 (親子) 240 人	○実績回数 20 回 ○親子 実組数 (9 組) 延利用人数 (親子) 94 人	B
⑪ 年長児グループあそび	就学前の子どもと保護者に対し、小集団でのグループ活動を通じた発達の支援を行う中で一人ひとりが達成感、自己肯定感を味わえるようにする。	子育て支援課	○実施回数 20 回 ○親子 実組数 6 組 延利用人数 (親子) 240 人	○実績回数 19 回 ○親子 実組数 10 組 延利用人数 (親子) 205 人	A
⑫ 個別あそび	遊びを通じて、子どもの発達の支援を行いながら保護者の育児に対する相談に応じ、子育てに対する不安や困り感を軽減し親子が健やかに過ごせるようにする。	子育て支援課	○利用延回数 800 回 ○親子 実組数 90 組 延利用人数 (親子) 1,600 人	○利用延回数 764 回 ○親子 実組数 90 組 延利用人数 (親子) 1,705 人	A
⑬ 発達支援保育審査会	保育園、認定こども園及び地域型保育事業所での生活において特に配慮が必要な児童に対し発達支援保育を行うに当たり、必要な審査を行うため、発達支援保育審査会を設置する。	保育課	○審査会開催数 年 2 回以上	○審査人数 第 1 回 47 人 第 2 回 61 人	A
⑭ 発達支援保育	発達支援保育審査会において、発達支援保育が必要と判断された児童に対して、保育園、認定こども園及び地域型保育事業所での生活において、児童の特性に合わせた保育を行うことにより、児童の発達を促す。	保育課	児童の特性に合わせた保育の充実を目指す。	○施設 30 施設 ○対象児数 202 人	A

事業名	目的・主な内容	担当課	計画満了時目標	令和3(2021)年度実績	評価
⑮ わかば相談 (就学相談)	学校における特別支援教育についての情報提供を行うとともに、就学予定校への学校見学や授業参観等を通して、保護者の不安や悩みの軽減・解消を図る。	子育て支援課	○子ども・子育て総合センター実施 延件数 220件 ○学校教育課実施 延件数 120件	○子ども・子育て総合センター実施 面談人数 199人 延件数 262件 ○学校教育課実施 面談人数 58人 延件数 78件	A
⑯ 教育支援委員会	市内小・中・義務教育学校において、特別支援を要する児童生徒の適切な教育支援、教育的措置を図る。	学校教育課	専門的な立場からの検討が不可欠であることから、継続して実施する。	○年6回の教育支援委員会及び年4回の教育支援委員会専門部員会議を実施	A
⑰ 特別支援教育	支援を要する児童生徒の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援を推進する。	学校教育課	きめ細かい対応を推進するため、現状の水準を維持する。	(実施率) ①特別支援教育に関する校内委員会の設置 100% ②実態把握 100% ③特別支援教育コーディネーターの指名 100% ④「個別の教育支援計画」の策定と活用 100% ⑤「個別の指導計画」の作成 100% ⑥教員の専門性の向上のための研修 100%	A
⑱ 教育相談事業・宿泊体験館管理運営事業	①不登校児童生徒の学校復帰を支援するため、通室する児童生徒を対象に適応指導を行う。 ②不登校児童生徒の学校復帰を支援するため、施設を利用して宿泊する児童生徒又は児童生徒の保護者を対象に、体験活動を通じて適応指導を行う。	学校教育課	不登校児童生徒の支援を充実する。	○適応指導教室「ふれあい」 32人 「あすなろ」 15人 ○宿泊体験館メープル利用者延人数 小学生 374人 中学生 356人	A
⑲ 障害児相談支援	児童福祉法に基づく障害児通所支援を利用する全ての障害児のサービス利用計画を策定し、個々の抱える問題の解決や適切なサービス利用に向け、よりきめ細かな支援を行う。	社会福祉課	○利用者数 273人	○利用者数 421人	A

はぐくむ（特性の理解と適切な関わり）

具体的施策：特性の理解と啓発、支援者の専門性の向上、専門職による支援の充実

基本施策「はぐくむ」は19事業のうち、A評価が10事業、B評価が5事業、C評価が1事業、D評価が3事業でした。

発達支援コーディネーター研修など支援者向けの研修会を実施し、発達の特性に関する知識・関わりについて学ぶ機会を設けることで、子どもの特性の理解を深め、支援者の専門性の向上を図りました。

言語相談や多職種協働による相談支援事業、教育支援カウンセラーなどの教育現場への専門職の配置により、専門職による支援を充実させることができました。

一方、発達支援講演会などコロナ禍において実施できなかった事業がありました。発達の特性の理解が、特性に応じた適切な対応につながることから、社会情勢に応じた事業の在り方を検討し、普及啓発を行っていく必要があります。

事業名	目的・主な内容	担当課	計画満了時目標	令和3(2021)年度実績	評価
① 発達支援講演会	専門的な知識や支援方法等の研修をとおして、支援の必要がある児童生徒の理解を深めるとともに、より適切な指導・支援ができるようにする。	子育て支援課	年1回以上の講演会の開催	○新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、開催直前に中止	D
② 発達支援システム啓発活動	発達支援・発達支援システムについて、広く市民等の理解を促し、発達支援システム利用の普及を図る。	子育て支援課	○発達支援システム案内(冊子)の配布(発達支援システム説明会等：市民) ○ホームページへの掲載	○発達支援システムの周知用リーフレットの配布(窓口・発達支援室利用者・わかば相談来所者等) ○市ホームページ掲載	C
③ 発達支援システム保護者説明会	発達支援システムの普及啓発及び加入促進を図る。	子育て支援課	発達支援システムを理解したと回答した人の割合 7割以上	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、保護者説明会は開催せず	D
④ 発達支援研修会	発達に支援が必要な子どもだけでなく、全ての子どもの成長発達に効果的な支援方法(絵本の読みあい遊び)をとおして、支援方法を支援者が学ぶ。	子育て支援課	○保育園等 年20回 ○サロン 年12回	○保育園 年15回(コロナにより中止有) 延人数 260人 ○サロン 年8回(コロナにより中止有) 延人数 120人	B
⑤ 発達支援巡回相談事業	発達に支援が必要な子どもが、適切な支援を受けることが可能となると同時に、適切な支援の実践をとおして支援者の専門性の向上を図る。	子育て支援課	必要性に応じ、適切な相談事業を実施する。	○実施施設数(延) 14施設 ○実施回数(延) 14回 ○相談児数(延) 153人	B

事業名	目的・主な内容	担当課	計画満了時目標	令和3(2021)年度実績	評価
⑥ 放課後児童クラブ巡回指導	児童クラブ支援員が、発達に支援が必要な子どもの特性に合わせて適切な指導ができるよう巡回指導を行う。【公設民営のみ】	子育て支援課	○実施回数 2回(7.8月) ○実施施設数 10クラブ ○実施人数 支援員 20人 支援児 40人	○新型コロナウイルス感染症拡大防止のため巡回指導は実施せず	D
⑦ 放課後児童クラブ支援員研修	児童クラブ支援員が、発達障害のある児童の特性に合わせて適切な支援ができるように研修会を行う。	子育て支援課	○実施回数 2回 ○参加施設数 公設民営： 25クラブ 民設民営： 16クラブ ○参加者数 120人	○実施回数 1回 ○参加施設数 公設民営： 22クラブ 民設民営： 15クラブ ○参加者数 117人 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のためオンライン研修開催	B
⑧ 発達支援コーディネーター及び特別支援教育コーディネーター研修会	早期の気付きや子ども一人ひとりにあった分かりやすい支援方法について専門知識の向上を図ることと、各コーディネーターを中心に園内・校内の支援体制の整備を図るために研修会等を実施する。	子育て支援課	参考になったと回答した人の割合 8割以上	○実施回数3回 ①作業療法士の講話 ②臨床心理士の講話 ③作業療法士の講話 ○参加総数 178人	A
⑨ 特別支援教育研修会	専門的な知識や支援方法等の研修をとおして、支援の必要がある児童生徒への理解を深めるとともに、より適切な指導・支援ができるようにする。	学校教育課	支援者の専門知識の向上が図られていることから、継続して実施する。	○教育支援委員会委員・専門部員合同研修会「通常の学級におけるインクルーシブ教育～合理的配慮と具体的支援～」と合同開催	A
⑩ 言語相談	言語面での発達が心配される未就学児とその保護者に対し、言語聴覚士が発達検査を行い、結果に基づいた助言指導及び早期発見を行うことにより、子どもの発達や保護者の育児を支援し、親子が健やかに過ごせるようにする。	子育て支援課	年10回実施	○実施回数 12回 ○利用人数 64人	A

第3章 那須塩原市の現状と課題

事業名	目的・主な内容	担当課	計画満了時目標	令和3(2021)年度実績	評価
⑪ 作業療法相談	運動面での発達に心配される未就学児とその保護者に対し、作業療法士が相談・援助等を行うことにより、子どもの発達や保護者の育児を支援し、親子が健やかに過ごせるようにする。	子育て支援課	年3回実施	○実施回数 2回 ○利用人数 2人	B
⑫ 特別支援教育巡回相談事業	発達障害児等への支援をより充実させるため、巡回相談員等を小・中・義務教育学校に派遣し、校内支援体制を構築するための支援を目的とする。	学校教育課	全ての学校において、校内支援体制を構築する。	○訪問実施施設 小学校 4校 中学校 1校 ○対象者 小学校 4人 中学校 1人 ○訪問延回数 9回	A
⑬ 医療相談事業	心や身体において軽度な症状の段階で適切な医療的アドバイスを受けることで、不登校や問題行動の未然防止、早期発見・早期対応を図る。	学校教育課	配慮が必要な児童生徒への対応に有効であることから、継続して実施する。	○実施回数 10回 ○利用者延べ人数 74人	A
⑭ 教育支援カウンセラー活用事業	早期対応という視点から、小・中・義務教育学校における不登校の予防及び発達障害等の支援をする。	学校教育課	早期対応に有効であることから、継続して実施する。	○相談件数 ○対応件数 1,011件	A
⑮ 心の教室相談員配置事業	児童生徒が学校内において第三者の立場にある者に悩み事を相談することにより、ストレス等を和らげ、心のゆとりをもてるような環境をつくる。	学校教育課	各校において相談しやすい環境を整える。	○相談員数 24人 ○配置校数 小学校 15校 中学校 8校 義務教育学校 1校 ○相談延べ件数 15,531件	A
⑯ スクールソーシャルワーカー配置事業	子どもが安全・安心に生活ができるようにするために、教育分野に関する知識に加えて社会福祉等の専門的な知識や技能を有するスクールソーシャルワーカーを配置する。	学校教育課	継続実施 ※配置人数 5名配置 H30 3名配置	○対応件数 2,635件	A

事業名	目的・主な内容	担当課	計画満了時目標	令和3(2021)年度実績	評価
⑱ 発達支援 Web 相談	配慮が必要な児童生徒に対して教職員が適切な指導を行うため、学校と病院間でインターネット(Web)会議システムを使用して、発達障害に関することや、児童生徒の気になる行動や変容への対応についての医学的観点からの助言を受ける。	学校教育課	配慮が必要な児童生徒への対応に有効であることから、継続して実施する。	○実施回数 17回 ○相談件数 32件	A
⑲ 多職種協働による相談支援事業	心理士や保健師、保育士、教員などで構成する多職種協働チームによる相談支援により、支援の充実を図る。	子育て支援課	多職種協働チームへの要請回数 30回	○実施回数 30回 ○実施施設数 (延)43施設 *新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を縮小して実施	B

つなぐ(関係機関の連携・支援)

具体的施策：支援の情報共有、関係機関の連携強化、コーディネート機能の強化

基本施策「つなぐ」は11事業のうち、A評価が8事業、B評価が1事業、C評価が1事業、E評価が1事業でした。

支援検討会議や連携支援会議を実施し、つなぐ支援同意者の支援内容の情報共有を関係機関と行うことができました。

つなぐ支援の体制整備・充実事業では、義務教育終了後に進路先へ情報をつなぐ際、支援情報の活用方法や運用方法について、進路先の高校や専門学校、企業等と協議を行うことができました。

また、各会議を開催することにより、関係機関との連携や、コーディネート機能を強化することができました。

一方、ネットワークシステムの運用方法の見直しにより、当初の計画から情報共有の方法が変わったため、切れ目のない一貫した支援ができるよう、情報提供の在り方や効率的な連携の仕方について更に研究をしていく必要があります。

事業名	目的・主な内容	担当課	計画満了時目標	令和3(2021)年度実績	評価
① つなぐ支援の体制整備・充実事業	つなぐ支援の引継ぎ方法や支援情報の活用方法・運用方法について、体制の整備と充実を図る。 特に中学校卒業から就労に至るまでのつなぐ支援の在り方について関係機関と協議を行う。	子育て支援課	中学校卒業後の進路先に個別の支援計画をつないだ件数 20件	中学校卒業後の進路先に個別の指導計画をつないだ件数 14件	B

第3章 那須塩原市の現状と課題

事業名	目的・主な内容	担当課	計画満了時目標	令和3(2021)年度実績	評価
② 相談窓口周知事業	支援を求める人が相談先に迷うことなく相談することが出来るよう、相談窓口などを掲載したパンフレットを配布し、早期からの支援に結びつける。	子育て支援課	パンフレットの配布枚数 4,000枚	○パンフレット（相談窓口ガイド）の配布枚数 3,200枚 ○子ども医療費受給資格申請時・乳幼児健康診査（3歳児健康診査）・就学時健康診断・各公民館等、関係する機関での周知、配布を実施した。	A
③ 発達支援ネットワークシステム整備	関係機関における継続的な情報の共有・蓄積を図るため『個別の支援計画』のデータベース化を図る。	子育て支援課	発達支援システム参加同意者 240名	○発達支援システムつなぐ支援同意者 338名 (新規登録数61名)	A
④ 発達支援ネットワークシステム運用・管理	関係機関における継続的な情報の共有・蓄積を図るため、発達支援ネットワークシステムの運用及び管理を行う。	子育て支援課	ユーザ登録数 680名	前年度、ネットワークシステムの構成を変更し、継続的に支障なく運用している状況。また、ネットワーク利用者からも本ネットワークについての疑義もなく運用及び管理ができています。	C
⑤ 発達支援ネットワークシステムセキュリティ対策	発達支援ネットワークシステムの適正な運用・管理を行うため、ネットワークシステムの操作説明及びセキュリティに関わる研修を行う。	子育て支援課	各施設のセキュリティ担当者の出席率 8割以上	○実施回数 0回 教職員向け、関係課及び保育園向けにマニュアルを作成し、送付し書面開催とした。	E
⑥ 発達支援アドバイザー	発達支援システムにおける医療・教育・療育等、総合的な指導、助言を聴取する。	子育て支援課	年1回以上の実施	○実施回数 1回 【内容】 発達支援システムに関する報告・意見聴取（助言）	A
⑦ 発達支援体制協議会	早期からの発達支援体制整備に関して、関係機関の代表者から、幅広い意見の聴取を行う。	子育て支援課	年1回以上の実施	○実施回数 1回 【内容】 発達支援システムの説明及び意見聴取	A

事業名	目的・主な内容	担当課	計画満了時目標	令和3(2021)年度実績	評価
⑧ 実務者会議	発達支援体制協議会の下部組織として発達支援システムにおける『個別の支援計画』による支援体制の具体的な取組の検討を行う。	子育て支援課	年1回以上の実施	○実施回数2回 【内容】 ・発達支援システムの説明および意見聴取 ・各関係機関の支援の現状について情報交換 ・第3期発達支援システム推進計画作成に向けての意見聴取	A
⑨ 庁内関係課担当者会議	保健・医療・福祉・保育・教育及び就労における庁内関係課（社会福祉課・健康増進課・農務畜産課・商工観光課・学校教育課・保育課・子育て支援課）の連携体制の構築を図る。	子育て支援課	年1回以上の実施	○実施回数1回（庁内関係課長会議と合同開催） 【内容】 ・発達支援システムの説明 ・各関係課における取組について情報交換	A
⑩ 庁内関係課長会議	保健・医療・福祉・保育・教育及び就労における庁内関係課（社会福祉課・健康増進課・農務畜産課・商工観光課・学校教育課・保育課・子育て支援課）の連携体制の強化を図る。	子育て支援課	年1回以上の実施	○実施回数1回（庁内関係課担当者会議と合同開催） 【内容】 ・発達支援システムの説明 ・各関係課における取組について情報交換	A
⑪ 支援検討会議	発達に支援の必要な子どもに対して、関係機関が相互に連携し、乳幼児期から学齢期、就労期までの長期的な視点に立って、一人ひとりのニーズや実態の把握を行い、それぞれの機関の支援の方針、内容を共有し、具体的な支援方法や役割分担等を明確にする。	子育て支援課	つなぐ支援の同意者全員の実施	○実施回数 113回 （内訳） 支援検討会議 70回 連携支援会議 43回 ○実施人数 192名 （内訳） 支援検討会議 104人 連携支援会議 88人	A

支える（地域支援基盤の充実）

具体的施策：保護者・家族支援の充実、福祉サービスの充実、就労支援体制の充実

基本施策「支える」は12事業のうち、A評価が2事業、B評価が4事業、C評価が5事業、D評価が1事業でした。

つなぐ支援利用者の保護者支援事業や、家庭教育等情報提供事業など、子育てや子

第3章 那須塩原市の現状と課題

どもの発達に関する相談・支援に取り組むことができました。しかし、保護者支援セミナーなど、コロナ禍で実施できなかった事業もありました。孤立感を感じることなく子育てができるよう、保護者が直接交流をもつ機会は重要であるため、状況に応じた方法での実施を検討することが必要です。

福祉サービスの利用を希望する子どもに対しては、障害児通所支援事業や、障害福祉サービス事業等で個々のニーズにあったサービスにつなげることができました。また、那須塩原市地域自立支援協議会や発達支援システムの周知・支援体制充実事業など、関係機関が連携し、福祉サービスの充実に努めました。

就労に関する支援については、那須特別支援学校見学会や、障害福祉サービスにおける就労移行支援の実施によって、就労支援体制の充実に努めることができました。一方、とちぎ障害者合同就職面接会の実施回数及び参加企業の減少や、農業関係の事業における市内のマッチング件数など、実績が目標を達成できなかった事業もあったことから、支援が必要な子どもの就労について、さらに就労支援体制の充実に努めていく必要があります。

事業名	目的・主な内容	担当課	計画満了時目標	令和3(2021)年度実績	評価
① 保護者支援セミナー	子どもの発達（理解力・表現力・想像力・抽象的な概念の理解）を促す等の効果がある関わり方「絵本の読みあい遊び」を親子で体験し、家庭への普及を図る。	子育て支援課	参加した人が満足したと回答した人の割合 8割以上	○新型コロナウイルス感染症拡大防止のため「読みあいイベント」は開催せず。	D
② 那須塩原市地域自立支援協議会	地域における障害福祉関係者の連携を図り、障害者に対する生活支援事業に関して協議する。	社会福祉課	○全体会 2回 相談支援部会 12回 事業所部会 2回 当事者部会 4回 ○協議会だより作成 2回 事業所共同販売会 12回	○全体会 2回（うち書面開催2回） 相談支援部会 0回 事業所部会 0回 当事者部会 0回 ○協議会だより作成 1回 事業所共同販売会 5回	C
③ 障害福祉サービス	障害のある人の生活の利便を図り、自立と社会参加を促進する。	社会福祉課	○就労移行支援 102人 ○就労継続支援（A型：45人・B型：175人） 220人 ○短期入所 91人	○就労移行支援 58人 ○就労継続支援 289人（内訳） A型：83人 B型：206人 ○短期入所 63人	B

事業名	目的・主な内容	担当課	計画満了時目標	令和3(2021)年度実績	評価
④ 地域生活支援事業	障害者総合支援法による障害福祉サービスを補完し、総合的な障害者支援体制を構築する。	社会福祉課	○日中一時支援 124人 ○地域活動支援センター 293人 ○移動支援 66人	○日中一時支援 137人 ○地域活動支援センター 240人 ○移動支援 92人	B
⑤ 障害児通所支援	児童福祉法に基づき、心身に障害を持つ児童に対して生活能力の向上や、集団生活への適応、社会との交流促進等の療育を行う。	社会福祉課	○児童発達支援 123人 ○放課後等デイサービス 181人 ○保育所等訪問支援 11人	○児童発達支援 157人 ○放課後等デイサービス 277人 ○保育所等訪問支援 29人	A
⑥ 那須特別支援学校見学会	知的障害者の学習や作業実習の現場を視察し、障害の理解を深め、雇用の可能性を高める。	商工観光課	○実施回数 1回/年 ○参加企業 20社	○実施日 令和3年11月8日(月) ○参加企業 20社	A
⑦ とちぎ障害者合同就職面接会への参加	栃木労働局、各ハローワーク、栃木県が主催する障害者の就労支援状況を把握し、雇用の可能性を高める。	商工観光課	○実施回数 1回/年 ○県北地域に立地する企業 30社	令和4年2月9日(水) 4社	C
⑧ とちぎユニバーサル農業活性化事業	農が持つ多彩な効用に着目し、障害者、高齢者、子ども等、誰もが取組め親しめるユニバーサル農業について、その周知やマッチング体制の整備を図ることにより、ユニバーサル農業の一層の促進を図る。	農務畜産課	○マッチング/年 20団体 ※県事業	○マッチング/年 34団体(県) うち市内農業者 0件 市内福祉施設 0件 ※県事業	C
⑨ ユニバーサル農業就労促進事業	農業者等が行う障害者等の就労促進のための作業環境整備に要する経費や障害者の就労当初の工賃について補助することにより、ユニバーサル農業の促進を図る。	農務畜産課	○実施団体/年 7団体 ※県事業	○実施団体/年 1件(県) うち市内0件 ※県事業	C

第3章 那須塩原市の現状と課題

事業名	目的・主な内容	担当課	計画満了時目標	令和3(2021)年度実績	評価
⑩ 発達支援システムの周知・支援体制充実事業	関係機関（行政、医療、福祉サービス事業所、企業等）に発達支援システムを周知し、発達支援に関する連携を強化し、支援体制の充実を図る。さらに、市民に対し発達支援システムを周知することにより、地域社会で支える機運を醸成する。	子育て支援課	関係機関と協議した回数 10回	○発達支援システムの周知・連携 （医療機関、相談支援事業所、福祉サービス事業所等、18施設） 個々の事例をとおして、関係機関に発達支援システムを周知し、連携を図った。	B
⑪ 保護者支援事業	発達支援システムつなぐ支援利用者の保護者に対し、発達支援に関する情報提供や保護者間での交流の場を設けることにより、保護者が孤立感を感じることなく子供の将来を考えていけるよう、保護者支援充実を図る。	子育て支援課	年1回以上の実施	○発達支援システム通信を発送（8月・1月） ○新型コロナウイルス感染拡大防止のため「おやのわ」は開催せず。 ○つなぐ支援利用者（保護者）からの相談・システム担当から近況確認を実施 実施数 521件	C
⑫ 家庭教育等情報提供事業	子育て中の保護者及び子どもに、学習会や活動中のサークル情報等を提供することで仲間づくりの機会や社会参加を促す。	生涯学習課	実施	○広報なすしおばらに情報掲載 ・教育講演会（5/20号） ・家庭教育オピニオンリーダー（3/20号） ○マナビボックス Vol.63 令和4(2022)年3月発行号にサークル活動情報掲載 ○なすしおばらまなび博で社会教育指導員と家庭教育オピニオンリーダーの活動についての展示ブースを設置	B

2 那須塩原市の現状

(1) 発達に支援が必要な子どもの現状

- 子どもの疾病・障害の早期発見と支援を目的に実施する乳幼児健康診査は、市内の95%を超える数の子どもが受診しています。

【乳幼児健康診査実施状況】 受診数(人)・受診率(%)

		4か月児	10か月児	1歳6か月児	2歳児	3歳児
平成29年度	受診数	898	900	964	1,012	956
	受診率	98.7	97.6	97.0	97.2	95.3
平成30年度	受診数	856	836	901	915	1,024
	受診率	97.4	95.4	97.9	96.6	97.0
令和元年度	受診数	732	781	776	801	907
	受診率	98.8	96.4	97.0	99.0	97.5
令和2年度	受診数	793	791	908	564	564
	受診率	99.1	96.7	99.9	93.1	100.7
令和3年度	受診数	703	730	740	790	863
	受診率	100	98.8	99.5	96.3	96.9

(健康増進課)

- 就学前に非定型発達の有無を把握し、子どもの発達特性に合わせた適切な支援が受けられることを目指して実施する5歳児発達相談は、市内公立保育園・認定こども園・認可保育園・幼稚園に在籍している、ほぼすべての対象者に対して実施しています。

【5歳児発達相談実施状況】 実施数(人)・実施率(%)

	実施数	実施率
平成29年度	988	99.5
平成30年度	957	99.1
令和元年度	958	97.5
令和2年度	1,039	100
令和3年度	926	100

(健康増進課)

第3章 那須塩原市の現状と課題

- 学校生活がスムーズにスタートできるよう実施する年長児巡回相談では、集団生活における子どもの気になる行動や発達の特徴・保護者の気がかりなどを把握し、必要に応じてわかば相談（就学相談）を実施しています。

わかば相談は、対象となる年長児以外の保護者の相談にも対応しており、相談件数は増加傾向にあります。

【わかば相談（就学相談）実施状況】

（単位：人）

	実人数	延人数	(再掲) 年長児以外の実人数
平成29 2017年度	178	184	12
平成30 2018年度	144	166	12
令和元 2019年度	177	204	14
令和2 2020年度	139	159	11
令和3 2021年度	207	270	17

（子ども・子育て総合センター）

- 発達支援室おひさまルームでは、発達に不安のある就学前の子どもに対し、グループや個別での遊びを通して、子どもの発達支援を行っています。同時に、子育てに対する不安や困り感を軽減できるよう、保護者の相談にも応じています。利用組数は増加傾向にあります。

【おひさまルーム実施状況】

●グループ遊び

実施回数(回)・実組数(組)・延人数(人)

	未就園児グループ遊び			年長児グループ遊び		
	実施回数	実組数(親子)	延人数	実施回数	実組数(親子)	延人数
平成29 2017年度	22	5	147	22	6	82
平成30 2018年度	20	8	145	20	5	80
令和元 2019年度	19	7	161	19	6	127
令和2 2020年度	20	6	104	20	4	110
令和3 2021年度	21	12	94	20	10	205

（子ども・子育て総合センター）

●個別遊び

実組数(組)・利用回数(回)・延人数(人)

	実組数(親子)	利用回数(延)	延人数
平成29 2017年度	73	859	1,924
平成30 2018年度	77	576	1,258
令和元 2019年度	64	497	1,053
令和2 2020年度	81	799	1,637
令和3 2021年度	90	819	1,705

(子ども・子育て総合センター)

- 園生活で支援が必要と思われる子どもに対して、発達支援保育審査会で支援の必要性について審査をし、子どもの特性に合わせた保育が行えるよう、各園における支援体制を整えています。全体の約5%の園児が支援を受けています。

【支援児の状況】

(単位：人)

年度	幼稚園・認定こども園 ・地域型保育事業所			保育園			合計		
	支援 児数	総園 児数	割合	支援 児数	総園 児数	割合	支援 児数	総園 児数	割合
平成29 2017年度	74	1,974	3.7%	149	2,083	7.2%	223	4,057	5.5%
平成30 2018年度	65	2,043	3.2%	130	2,030	6.4%	195	4,073	4.8%
令和元 2019年度	78	2,079	3.8%	145	2,013	7.2%	223	4,092	5.4%
令和2 2020年度	76	2,047	3.7%	151	2,021	7.5%	227	4,068	5.6%
令和3 2021年度	35	2,002	1.7%	166	1,941	8.6%	201	3,943	5.1%

(保育課)

第3章 那須塩原市の現状と課題

- 学校生活において支援が必要と思われる児童生徒に対して、適切な教育支援、教育的措置について教育支援委員会で審議し、各学校における支援体制を整えています。

全児童生徒のうち、約3%の児童生徒について必要な支援を検討しています。

【教育支援委員会における審議状況】

(単位：人)

年度	小中学校		
	対象児童生徒数	児童生徒総数	割合
平成29 (2017)年度	278	9,668	2.9%
平成30 (2018)年度	257	9,542	2.7%
令和元 (2019)年度	268	9,332	2.9%
令和2 (2020)年度	309	9,227	3.3%
令和3 (2021)年度	326	9,112	3.6%

※児童生徒総数は各年度5月1日時点

(学校教育課)

- 市内小・中学校、義務教育学校において、特別支援学級、通級指導に在籍している児童生徒は増加傾向にあります。

【特別支援学級、通級指導教室在籍児童生徒の状況】

5月1日時点

(単位：人)

年度	特別支援学級	通級指導	合計	児童生徒総数	割合
平成29 (2017)年度	401	319	720	9,668	7.4%
平成30 (2018)年度	406	278	684	9,542	7.2%
令和元 (2019)年度	404	259	663	9,332	7.1%
令和2 (2020)年度	416	267	683	9,227	7.4%
令和3 (2021)年度	437	278	715	9,112	7.8%

(学校教育課)

- 発達に支援が必要な子どもに対して、生活能力の向上や集団生活への適応、社会との交流の促進を図るため、児童発達支援や放課後等デイサービスによる療育を実施しています。利用状況を見ると、利用者は年々増加しています。

【サービスの利用状況】

(単位：人)

年度	児童発達支援		放課後等デイサービス	
	利用実人数	延べ人数	利用実人数	延べ人数
平成29 (2017)年度	119	842	173	1,836
平成30 (2018)年度	136	1,026	231	2,374
令和元 (2019)年度	142	1,282	233	2,752
令和2 (2020)年度	158	1,307	248	2,944
令和3 (2021)年度	157	1,635	277	3,810

(社会福祉課)

- 障害者手帳の交付状況は、18歳未満では、療育手帳の交付数が一番多く、18歳以上では、身体障害者手帳の交付数が一番多くなっています。

また、年度ごとの交付数計をみると、18歳未満では概ね横ばい傾向ですが、18歳以上では年々増加しています。

【障害者手帳交付状況】

基準日：4月1日

(単位：人)

手帳区分	18歳未満				18歳以上			
	身障	療育	精神	計	身障	療育	精神	計
平成29 (2017)年度	86	260	9	355	4,123	657	604	5,384
平成30 (2018)年度	86	260	8	354	4,132	689	668	5,489
令和元 (2019)年度	80	263	11	354	4,127	691	714	5,532
令和2 (2020)年度	81	272	9	362	4,231	726	781	5,738
令和3 (2021)年度	77	271	14	362	4,251	756	865	5,872

(社会福祉課)

第3章 那須塩原市の現状と課題

- 福祉的な就労状況をみると、20歳までの利用実人数は概ね横ばいですが、市全体の实人数をみると、就労移行支援は減少傾向、就労継続支援は概ね増加傾向にあります。

【就労移行支援】

(単位：人)

区 分	～18歳	19歳	20歳	20歳までの 利用実人数計	市全体の 実人数総数
平成29 (2017)年度	1	5	7	13	84
平成30 (2018)年度	2	9	5	16	94
令和元 (2019)年度	0	3	9	12	68
令和2 (2020)年度	1	5	4	10	67
令和3 (2021)年度	0	1	4	5	58

【就労継続支援】

(単位：人)

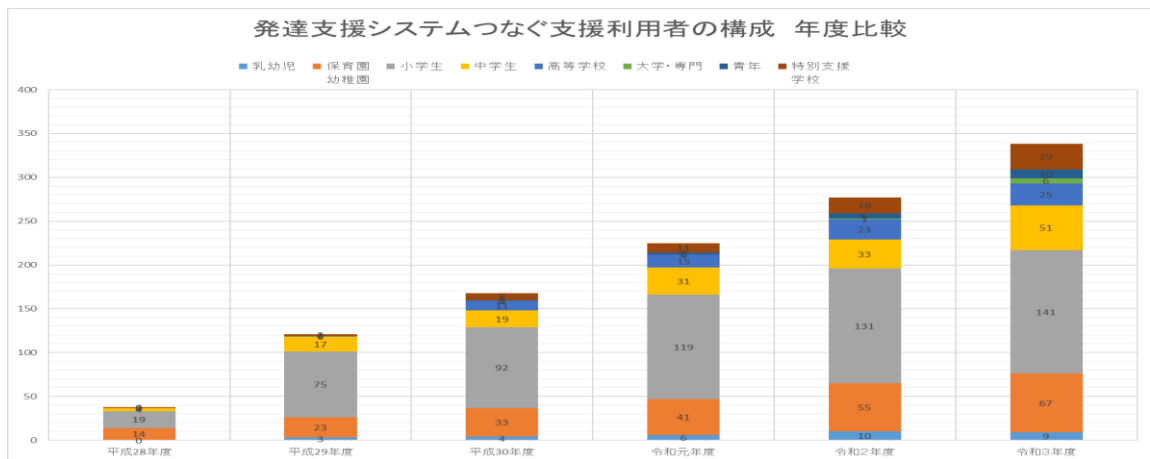
区 分	～18歳	19歳	20歳	20歳までの 利用実人数計	市全体の 実人数総数
平成29 (2017)年度	0	6	2	8	198
平成30 (2018)年度	1	6	7	14	259
令和元 (2019)年度	1	4	9	14	280
令和2 (2020)年度	0	6	5	11	322
令和3 (2021)年度	0	3	3	6	291

(2) 発達支援システムつなぐ支援の状況

○ 平成 28 年度に構築された発達支援システムでは、「縦の連携」と「横の連携」によるつなぐ支援を保護者の同意を得て行っています。

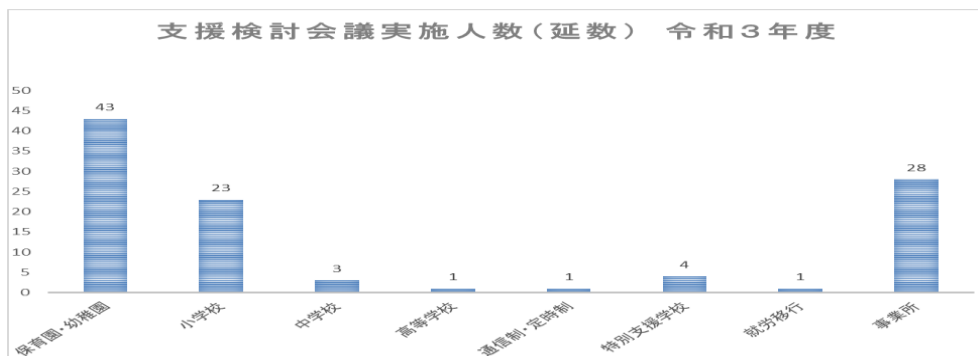
つなぐ支援同意者数は年々増加しており、令和3年度末時点で338名になりました。

【つなぐ支援同意者推移】



○ つなぐ支援利用申請を受け、利用者が所属する園や学校の支援者と実施する支援検討会議では、保護者から得た子どもの成育歴や受診歴、子どもへの合理的配慮、保護者から子どもへの願いなどについてまとめたフェイスシートにより情報共有を行います。

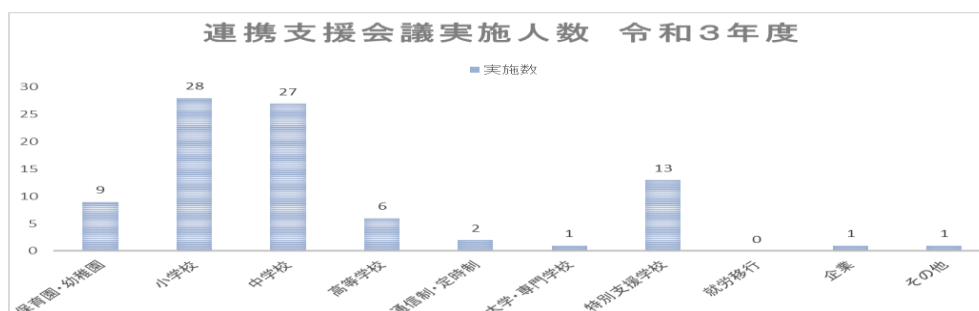
【支援検討会議実施数】



第3章 那須塩原市の現状と課題

- 入園入学、進学、就職とライフステージが変わるつなぐ支援利用者に対しては、新たに所属する学校、企業等の支援者と連携支援会議を行い、フェイスシートや前年度の支援者が保護者とともに作成した個別の指導計画・引継ぎシートにより、これまでの支援内容や保護者、本人の思いなどを共有します。

【連携支援会議実施数】



(3) 発達支援システムつなぐ支援同意者へのアンケート調査結果からみる現状

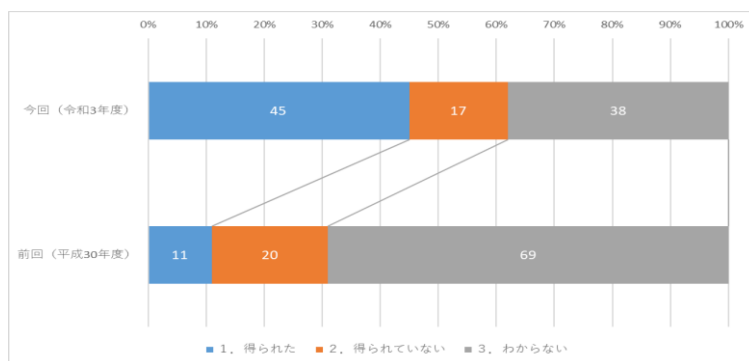
- 発達支援の現状・ニーズや、発達支援システムに登録したことによる変化を把握するため、つなぐ支援利用者を対象に、アンケート調査を行いました。

(参考資料P. 71 参照)

これは、前計画策定時に行ったものと同じ内容になっており、今回の結果と比較しています。

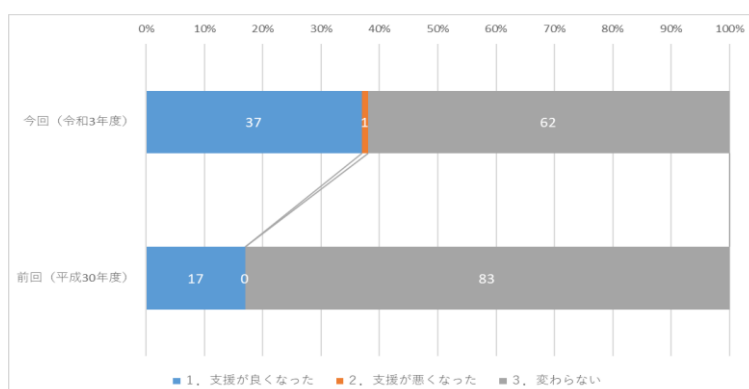
【アンケート結果抜粋】

○問3 期待したものは得られましたか？



前回の調査より、期待したものが得られていると感じている人が大幅に増えています。

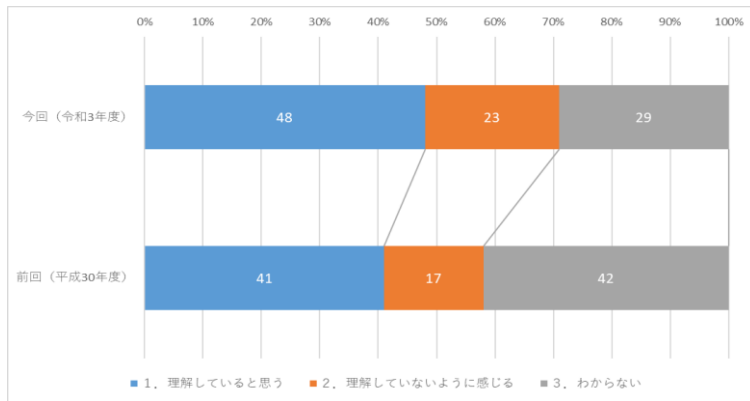
○問4 園や学校の支援は変わりましたか？



つなぐ支援に同意してから、支援が良くなったと感じている人が増えています。

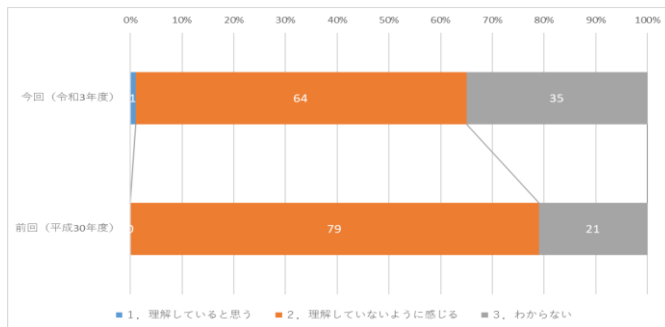
一方、中学校卒業後の利用者の中には、支援が悪くなったと感じている人もいます。その進路は多種多様であり、支援のあり方が多岐にわたっているためであると考えられます。

○問6 発達支援システムについて園や学校が理解していると思いますか？



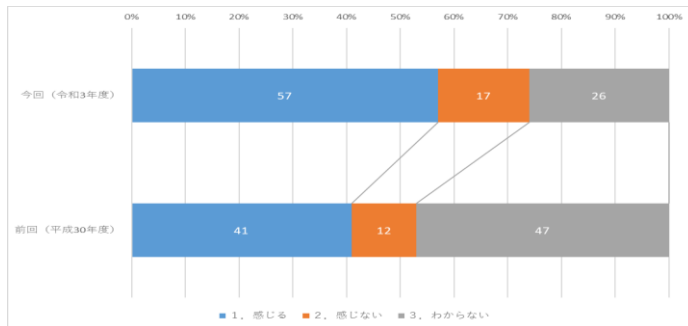
前回調査に比べ、理解していると思っている人の割合が微増し、理解していないように感じている人が増加しています。

○問7 発達支援システムは、地域の人にも理解されていると思いますか？



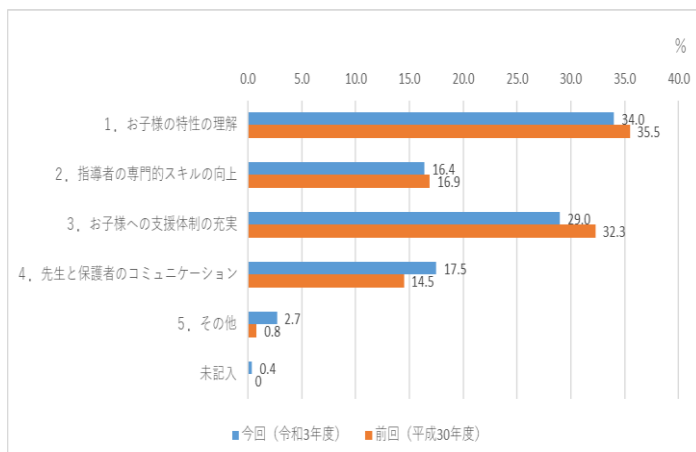
前回の調査と比べ、理解していないように感じる人が減少したものの、前回の調査と同様、まだ半数以上の人々が、理解されていないと感じています。

○問8 昨年度からの引継ぎはされていると思いますか？



前回の調査と比べ、引継ぎがされているように感じる人の割合が増えています。未だ半数近くの人々は引継ぎがされている実感がないと答えています。

○問10 お子様の支援について、園や学校に対してどのような支援があるといいと思いますか？

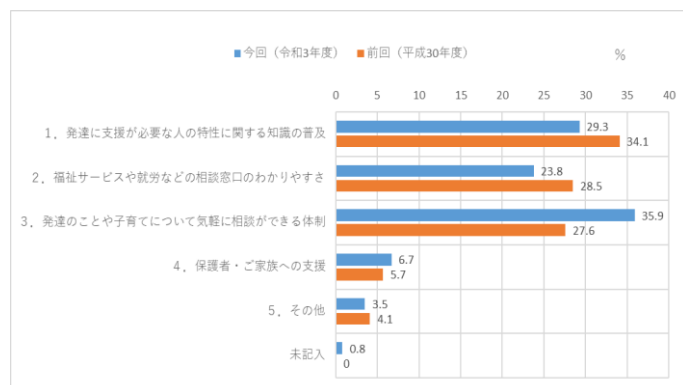


前回の調査と同様、園や学校に対して「お子様の特性の理解」「お子様への支援体制の充実」を望む人が多くみられました。

またその他自由回答では、各ステージでの支援に関する情報や、不登校傾向にある子どもへの支援の充実を求める回答もありました。

第3章 那須塩原市の現状と課題

○問 11 行政からどのような支援があるといいと思いますか？



今回の調査では、「気軽に相談ができる体制」を望む声が特に多く、自由回答では、利用できる行政サービスの周知や、子どもの将来に対する相談窓口・情報提供が求められています。

○自由記載内容の要約

行政からの支援や発達支援システムに期待すること・要望することとして、保護者同士の交流の場や、発達に支援が必要な子どもが利用できるサービス・中学校卒業後の進路や就労に関する情報を求める声が多くみられました。

また、園や学校への要望も多く、支援に携わる先生以外にも広く理解してもらいたい、子どもの良いところも継承して行ってほしいという意見がありました。

3 前計画の評価と現状から見えてきた課題

- (1) 早期発見・早期支援体制の更なる取組の強化
- 前計画の取組状況のうち、早期発見・早期支援を目的に実施している施策の方向「気づく」の評価は高く、子どもの特性への気づきから適切な支援に速やかにつながっているものと思われます。
 - 園や学校で支援を受けている子どもの数は、年々増加傾向にあります。環境が整わないことによる二次障害を引き起こすことを防ぐため、支援が必要な子どもの特性に気づいたできるだけ早い時点で適切な支援につながるができるよう、引き続き早期発見・早期支援体制の充実に努めていくことが必要です。
- (2) 子どもの発達の特性に応じた支援体制の充実
- 前計画の取組状況のうち、特性の理解と適切な関わりができるよう実施している施策の方向「はぐくむ」の事業では、概ね目標を達成していると評価されています。しかし、つなぐ支援利用者アンケートの結果では、園や学校において子どもへの理解・特性に合わせた対応を期待する声が多く、支援者の理解と専門性の向上をより強化するような取組が必要です。
 - 不登校や日中を主に自宅で過ごしている子どもへの支援を保護者が期待して、つなぐ支援に同意する場合があります。現状を多面的にとらえ、どのように支援することが本人に寄り添えるのかを保護者や支援者ととともに考え、関係する機関と協働・連携して対応していく体制が必要です。
- (3) 発達支援に関する包括的な支援体制の整備
- 発達に支援が必要な子どもの支援は、個々の特性に配慮した対応が必要です。そのため、様々な支援者が関わる傾向にあります。
一人ひとりの子どもに対して、一貫性のある支援を切れ目なく行うためには、縦と横の連携をより強化し、包括的な支援体制を整備する必要があります。
- (4) つなぐ支援の更なる充実
- 「縦の連携」による支援として、フェイスシートや個別の指導計画、引継シートによるつなぐ支援を行っている中で、園や学校の先生から、様式の統一化など、つなぐ支援の効率化を求められることがあります。また、保護者が子どもの情報を保管できるよう配布したサポートファイル「るびなすノート」についても、本来想定していた活用方法がされていないことがあります。より効率よく、有意義な活用ができるよう、様式の見直しが必要です。

○ 中学校卒業後の進路が多岐にわたっており、学校や企業等での支援体制も多様化していることから、個別の指導計画や引継ぎシートによるつなぐ支援が困難な場合があります。切れ目のない一貫した支援ができるよう、情報提供の在り方や効率的な連携の仕方について研究をしていく必要があります。

○ 中学校卒業後のつなぐ支援を実施する中で、中学から高校、高校から進学先・就職先での支援については、本人がその必要性を理解し、自ら行動することが求められていることが分かりました。

特に就職については、自己理解だけではなく、発達の特性に配慮した企業の支援体制や同僚の理解も必要です。就労に関わる関係機関との連携を強化し、支援が必要な子どもの就労に関する支援体制や取組を充実させていく必要があります。

(5) 保護者支援の体制の強化

○ 子どもの発達の特性に起因する行動への対応方法について、保護者からの相談が多くなっています。また、つなぐ支援利用者アンケートの自由意見の中には、保護者同士の交流の場を求める回答が多くありました。

保護者が孤立感をもつことなく、安心して子どもと向き合っていけるような相談体制を強化するとともに、当事者同士での情報交換の場の設定が必要です。

○ 支援を求める人に的確に相談先を案内できるよう、「相談窓口ガイド」を作成し配布しています。しかし、つなぐ支援利用者アンケートの自由意見の中には、子どもの将来を見据えた情報を望む回答があったことから、本人や保護者が必要な支援を主体的に選択していけるよう、情報の発信の方法について更なる検討が必要です。

(6) 発達支援システムに関する保護者・地域への啓発活動の充実

○ 計画の推進体制である発達支援体制協議会や実務者会議において、発達支援システムに関する支援者側の現場での理解の広がりがみられないという意見がありました。つなぐ支援利用者が所属している全ての園や学校を訪問した際に、発達支援システムの周知は行っていますが、直接子どもの支援をする支援者のみに理解がとどまっている現状があります。園や学校などの現場において、より広く理解が得られるような働きかけが必要です。

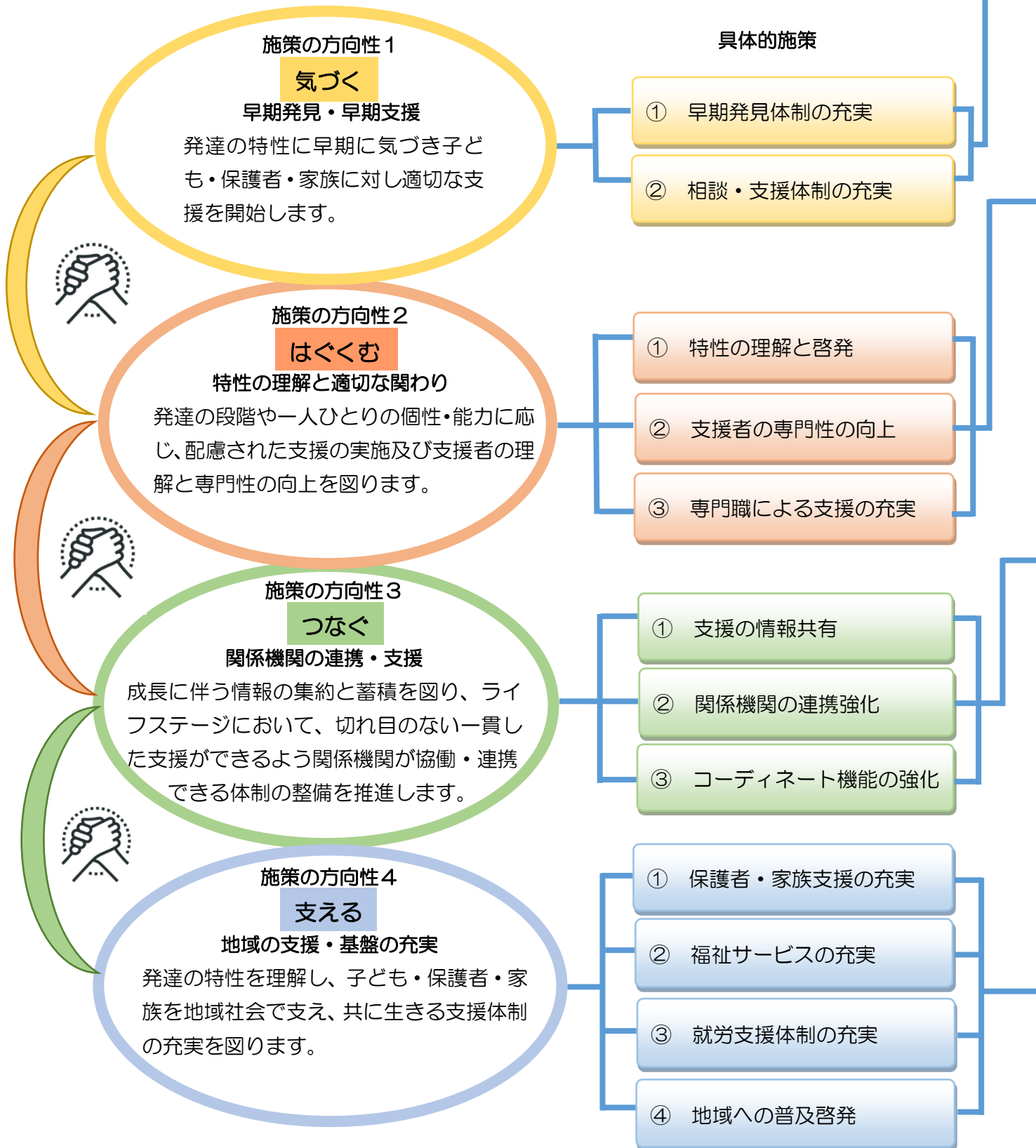
○ つなぐ支援利用者アンケートの自由記載には、発達支援システムがより広く周知されることや、支援が必要な子どもがより過ごしやすくなるような環境づくりを求める回答が多くみられました。発達支援システムの取組について、園や学校などの関係機関をはじめ広く地域に周知し、支援が必要な子どもの特性に対する地域の理解が浸透していくよう、子どもを支える支援体制の更なる充実を図る必要があります。

第4章 計画の基本的な考え方

基本理念 『子どもの生きる力をはぐくむ』

～切れ目のない一貫した発達支援をめざして～

子どものライフステージに応じて切れ目のない一貫した支援を提供し、一人ひとりがもつ『生きる力』を地域全体で『はぐくむ』ことを目指します。



各施策における今後の取組

施策の方向性1 気づく 具体的施策① 早期発見体制の充実

発達に支援が必要な子どもを早期に発見するため、早期発見体制の充実を図ります。

施策の方向性1 気づく 具体的施策② 相談・支援体制の充実

子どもの発達の特性に気づいたできるだけ早い時点で、適切な支援を受けることができるよう、関係機関との連携を図りながら、各発達段階における相談・支援体制の更なる取組の強化に努めます。

施策の方向性2 はぐくむ 具体的施策① 特性の理解と啓発

発達に支援が必要な子どもの特性や、より適切な関わり方について支援者及び市民の理解を促進するため、講演会や研修会などをとおして普及啓発に取り組みます。

施策の方向性2 はぐくむ 具体的施策② 支援者の専門性の向上

支援者が子どもの発達の特性を理解し、適切な対応が出来るよう研修会を開催し、支援者の専門性の更なる向上を目指します。

施策の方向性2 はぐくむ 具体的施策③ 専門職による支援の充実

心理士、保健師、保育士、教員など多職種専門スタッフによる支援体制の充実を図り、多様化する相談内容に対応できるよう努めます。

施策の方向性3 つなぐ 具体的施策① 支援の情報共有

必要な支援が切れ目のない一貫したものとなるよう支援情報を蓄積し、個人情報保護への十分な配慮のもと、関係機関と適時情報共有を行います。

施策の方向性3 つなぐ 具体的施策② 関係機関の連携強化

「縦の連携」及び「横の連携」によるつなぐ支援が更に充実したものになるよう、関係機関との連携をより強化し、個別の支援計画によるつなぐ支援の在り方やその連携に係る事務効率などについて研究します。

施策の方向性3 つなぐ 具体的施策③ コーディネート機能の強化

発達に支援が必要な子どもに対する支援の多様化に伴い、広範囲にわたる様々な関係機関との連携を図りながら、包括的な支援体制の整備を図ります。
また、支援を求める人が、必要な情報を主体的に得ることにより早期支援につながるような情報発信に取り組みます。

施策の方向性4 支える 具体的施策① 保護者・家族支援の充実

保護者や家族が孤立感をもつことなく、安心して子どもと向き合っていけるような相談体制の強化を図ります。

施策の方向性4 支える 具体的施策② 福祉サービスの充実

発達に支援が必要な子どもの自立や社会参加を目指し、福祉サービスがより充実していくよう、関係機関との連携を図ります。

施策の方向性4 支える 具体的施策③ 就労支援体制の充実

発達に支援が必要な子どもの就職や就労定着を促進するために、就労に関する支援体制や取組を把握し、関係機関との連携強化に取り組みます。

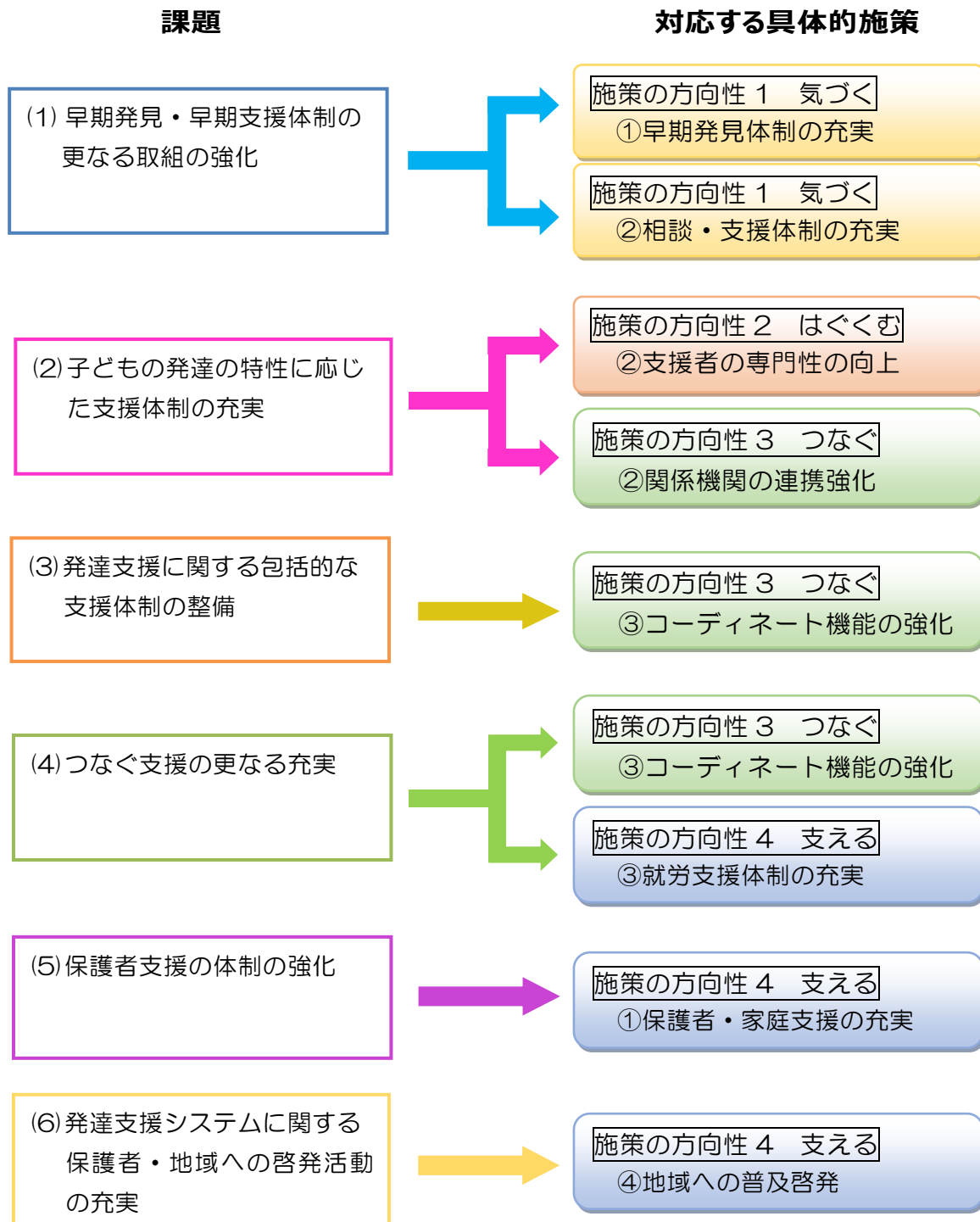
施策の方向性4 支える 具体的施策④ 地域への普及啓発

子どもの発達特性に対する理解が広く浸透し、子どもを支える支援体制の更なる充実が図れるよう、発達支援システムの取組について、地域への普及啓発に努めます。

第5章 各事業の取組・目標設定

1 課題に対応する具体的施策

○ 本計画の基本理念に基づき、施策を実施するとともに、第3章において抽出した課題に対応する施策を明確化することで、事業の更なる充実に取り組みます。



2 施策の方向性と今後の取組 1 気づく（早期発見・早期支援）

<具体的施策>

①早期発見体制の充実

②相談・支援体制の充実

事業名	目的・主な内容	担当課	令和8(2026)年度目標
① 乳幼児健康診査	○疾病、障害の早期発見及び支援 ○子どもの健やかな成長を促すための育児支援 ○児童虐待の早期発見及び支援	健康増進課	早期発見の機会として受診率の向上を目指す。
② 5歳児発達相談	就学前に非定型発達児を把握し、協力機関が連携し、保護者を含めた継続的な相談支援を実施することにより、子どもの発達の特性に合った適切な発達支援が受けられることを目指す。	健康増進課	市内全園で実施
③ 年長児巡回相談	5歳児発達相談を受け、さらに年長児の状況を観察する。子どもの気になる行動に対し、二次障害が発現する前に、保護者及び関係機関と連携を図りながら、幼稚園、認定こども園、保育園、小・中学校等で適切な早期支援を継続して行う。	子育て支援課	市内全園で実施
④ 就学時健康診断	就学予定者の心身の状況を把握し、治療の勧告その他保健上必要な助言を行うとともに、適正な就学についての指導を行い、義務教育を円滑に実施する。	学校教育課	○就学時健康診断受診者数 1,052人
⑤ 学級づくり支援事業	よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケートを実施し、学級経営からのアプローチにより、学級での子どもの居場所を確保するとともに、心の安定を図り、予防的な児童・生徒指導を進めることにより不登校の減少を図る。	学校教育課	年間2回のアンケート実施及びその結果を基に、学級や児童生徒の状況を把握し、課題改善のための手立てを講じ、組織での対応を行うことで、学級経営の充実を図る。
⑥ 育児相談	育児支援を要する家族及び相談を希望する家族に対し、成長発達面、育児面、栄養面等で支援を行い、子どもの健やかな成長を促すとともに家族が安心して育児できるように支援する。	健康増進課	早期支援につながることから、引き続き実施していく。

事業名	目的・主な内容	担当課	令和8(2026)年度 目標
⑦ 運動発達相談	乳幼児健康診査等で、運動機能や発達面で要支援となった乳幼児と保護者に対し、作業療法士による相談・指導を行うことにより、子どもの健やかな成長を促すとともに保護者が安心して育児できるように支援する。	健康増進課	早期支援につながることから、引き続き実施していく。
⑧ 精神発達相談	乳幼児健康診査等で、子どもの精神・情緒・行動面等の発達と保護者の育児不安等の精神面で要支援となる乳幼児及びその保護者に対し、心理相談員による相談・指導を行い、子どもの健やかな成長を促すとともに保護者が安心して育児できるように支援する。	健康増進課	早期支援につながることから、引き続き実施していく。
⑨ 養育支援訪問	妊娠中に支援が必要な妊婦及び育児期において養育を支援することが必要な保護者に対し、養育に関する相談、指導、その他必要な支援を行い、子どもの健やかな成長を促すとともに保護者が安心して育児できるように支援する。	健康増進課 ・ 子育て支援課	訪問によるきめ細かい支援を引き続き実施していく。
⑩ 言語相談	言語面での発達が心配される未就学児とその保護者に対し、言語聴覚士が発達検査を行い、結果に基づいた助言指導及び早期発見を行うことにより、子どもの発達や保護者の育児を支援し、親子が健やかに過ごせるようにする。	子育て支援課	〇年 12 回の実施継続
⑪ 作業療法相談	運動面での発達が心配される未就学児とその保護者に対し、作業療法士が相談・援助等を行うことにより、子どもの発達や保護者の育児を支援し、親子が健やかに過ごせるようにする。	子育て支援課	〇年 3 回の実施継続
⑫ 発達支援保育審査会	保育園、認定こども園及び地域型保育事業所での生活において特に配慮が必要な児童に対し発達支援保育を行うに当たり、必要な審査を行うため、発達支援保育審査会を設置する。	保育課	〇審査会開催数年 2 回以上
⑭ 発達支援保育	発達支援保育審査会において、発達支援保育が必要と判断された児童に対して、保育園、認定こども園及び地域型保育事業所での生活において、児童の特性に合わせた保育を行うことにより、児童の発達を促す。	保育課	児童の特性に合わせた保育の充実を目指す。

第5章 各事業の取組・目標設定

事業名	目的・主な内容	担当課	令和8(2026)年度 目標
⑮ わかば相談 (就学相談)	学校における特別支援教育についての情報提供を行うとともに、就学予定校への学校見学や授業参観等をおして、保護者の不安や悩みの軽減・解消を図る。	子育て支援課	○実施件数：対象者の2割
⑯ 教育支援委員会	市内小・中・義務教育学校において、特別支援を要する児童生徒の適切な教育支援、教育的措置を図る。	学校教育課	特別支援を要する新就学児及び児童生徒の適切な教育支援、教育的措置を図る。
⑰ 特別支援教育	支援を要する児童生徒の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援を推進する。	学校教育課	支援を要する児童生徒の自立や社会参加に向けて、市内小・中・義務教育学校における児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援を推進する。
⑱ 教育相談事業 ・宿泊体験館 管理運営事業	①不登校児童生徒の学校復帰を支援するため、通室する児童生徒を対象に適応指導を行う。 ②不登校児童生徒の学校復帰を支援するため、施設を利用して宿泊する児童生徒又は児童生徒の保護者を対象に、体験活動を通じて適応指導を行う。	学校教育課	①不登校児童生徒の学校復帰・社会的自立を支援するため、通室する児童生徒を対象に適応指導を行う。 ②不登校児童生徒の学校復帰・社会的自立を支援するため、施設を利用して宿泊する児童生徒又は児童生徒の保護者を対象に、体験活動を通じて適応指導を行う。
⑲ 障害児 相談支援	児童福祉法に基づく障害児通所支援を利用する全ての障害児のサービス利用計画を策定し、個々の抱える問題の解決や適切なサービス利用に向け、よりきめ細かな支援を行う。	社会福祉課	○利用者数 529人

3 施策の方向性と今後の取組 2 はぐくむ（特性の理解と適切な関わり）

＜具体的施策＞

①特性の理解と啓発 ②支援者の専門性の向上 ③専門職による支援の充実

事業名	目的・主な内容	担当課	令和8（2026）年度 目標
充実 多職種協働による 相談支援事業	心理士や保健師、保育士、教員などで構成する多職種協働チームによる相談支援により、支援の充実を図る。	子育て支援課	○多職種協働チームへの要請回数 30回
① 発達支援講演会	専門的な知識や支援方法等の研修をとおして、支援の必要がある児童生徒の理解を深めるとともに、より適切な指導・支援ができるようにする。	子育て支援課	○年1回以上の講演会の開催
② 発達支援システム啓発活動	発達支援・発達支援システムについて、広く市民等の理解を促し、発達支援システム利用の普及を図る。	子育て支援課	○ホームページ掲載 ○年1回以上広報に掲載し周知を図る
③ 発達支援システム保護者説明会	発達支援システムの普及啓発及び加入促進を図る。	子育て支援課	○発達支援システムを理解したと回答した人の割合 7割以上
④ 読みあい遊び	発達に支援が必要な子どもだけでなく、全ての子どもの成長発達に効果的な絵本の読みあい遊びをとおして、支援方法を支援者が学ぶ。 また、保護者支援セミナーを実施することで、「絵本の読みあい遊び」を親子で体験し、家庭への普及を図る。	子育て支援課	○保育園等 年20回 ○保護者セミナーの実施 年1回
⑤ 放課後児童クラブ巡回指導	児童クラブ支援員が、発達に支援が必要な子どもの特性に合わせて適切な指導ができるよう巡回指導を行う。 【公設民営のみ】	子育て支援課	○実施回数 2回（7.8月） ○実施施設数 10クラブ ○実施人数 支援員 20人 支援児 40人
⑥ 放課後児童クラブ支援員研修	児童クラブ支援員が、発達障害のある児童の特性に合わせて適切な支援ができるように研修会を行う。	子育て支援課	○実施回数 2回 ○参加施設数 公設民営： 25クラブ 民設民営： 16クラブ ○参加者数 120人

第5章 各事業の取組・目標設定

事業名	目的・主な内容	担当課	令和8(2026)年度 目標
⑦ 発達支援コーディネーター及び特別支援教育コーディネーター研修会	早期の気付きや子ども一人ひとりに合った分かりやすい支援方法について専門知識の向上を図ることと、各コーディネーターを中心に園内・校内の支援体制の整備を図るために研修会等を実施する。	子育て支援課	○適時、ニーズの高い内容の情報提供を行う。 ○参考になったと回答した人の割合 8割以上
⑨ 未就園児グループあそび	市内の保育園、幼稚園、認定こども園等への入園を考えている子どもと保護者に対し、小集団でのグループ活動を経験することで集団生活へのスモールステップとする。	子育て支援課	参加親子が楽しめるようグループの活動を計画していく。
⑩ 年長児グループあそび	就学前の子どもと保護者に対し、小集団でのグループ活動を通じた発達の支援を行う中で一人ひとりが達成感、自己肯定感を味わえるようにする。	子育て支援課	就学に向けて机上での活動、製作活動、集団で楽しめるルールのある遊びを取り入れていく。安心して就学を迎えられるよう母子を援助していく。
⑪ 個別あそび	遊びを通じて、子どもの発達の支援を行いながら保護者の育児に対する相談に応じ、子育てに対する不安や困り感を軽減し親子が健やかに過ごせるようにする。	子育て支援課	引き続き関係機関と連携を図り支援保育を取り組む。
⑫ 特別支援教育研修会	専門的な知識や支援方法等の研修をおして、支援の必要がある児童生徒への理解を深めるとともに、より適切な指導・支援ができるようにする。	学校教育課	専門的な知識や支援方法等の研修をおして、支援の必要がある児童生徒への理解を深めるとともに、より適切な指導・支援ができるようにする。
⑬ 特別支援教育巡回相談事業	発達障害児等への支援をより充実させるため、巡回相談員等を小・中・義務教育学校に派遣し、校内支援体制を構築するための支援を目的とする。	学校教育課	早期対応という視点から、小・中・義務教育学校における不登校の予防及び発達障害等の支援をする。

事業名	目的・主な内容	担当課	令和8(2026)年度 目標
⑭ 医療相談事業	心や身体において軽度な症状の段階で適切な医療的アドバイスを受けることで、不登校や問題行動の未然防止、早期発見・早期対応を図る。	学校教育課	児童生徒が学校内において第三者の立場にある者に悩み事を相談することにより、ストレス等を和らげ、心のゆとりをもてるような環境をつくる。
⑮ 教育支援加地ラ活用事業	早期対応という視点から、小・中・義務教育学校における不登校の予防及び発達障害等の支援をする。	学校教育課	早期対応という視点から小・中・義務教育学校における不登校の予防及び発達障害等に対する支援を行う。
⑯ 心の教室相談員配置事業	児童生徒が学校内において第三者の立場にある者に悩み事を相談することにより、ストレス等を和らげ、心のゆとりをもてるような環境をつくる。	学校教育課	引き続き配慮が必要な児童生徒の在籍する学校に適切な人数を配置する。
⑰ スクールソーシャルワーカー配置事業	子どもが安全・安心に生活ができるようにするために、教育分野に関する知識に加えて社会福祉等の専門的な知識や技能を有するスクールソーシャルワーカーを配置する。	学校教育課	引き続き子どもが安全・安心に生活ができるようにするために、教育分野に関する知識に加えて社会福祉等の専門的な知識や技能を有するスクールソーシャルワーカーを配置する。
⑱ 市採用教師配置事業	配慮が必要な児童生徒の支援のために配置する。	学校教育課	配慮が必要な児童生徒に適切な支援が行えるように配置する。

4 施策の方向性と今後の取組 3 つなぐ（関係機関の連携・支援）

<具体的施策>

①支援の情報共有 ②関係機関の連携強化 ③コーディネート機能の強化

事業名	目的・主な内容	担当課	令和8（2026）年度 目標
充実 つなぐ支援の体制整備・横の連携の充実	つなぐ支援の引継ぎ方法の体制整備と充実を図る。関係機関（行政、医療、福祉サービス事業所、企業等）と連携し、包括的な支援体制の充実を図る。 特に中学校卒業から就労に至るまでのつなぐ支援を強化し、利用者の自立や社会参加を促すような支援を行う。	子育て支援課	○中学校卒業後の進路先に個別の支援計画をつないだ件数 90件
充実 相談窓口周知事業	支援を求める人が相談先に迷うことなく相談することが出来るよう、相談窓口などを掲載したパンフレットを配布する。 また、各ライフステージにおいて必要と思われる情報を掲載したガイドブックを作成・配布することで、悩みや不安の軽減を図る。	子育て支援課	○相談窓口ガイドの配布数年 3,000枚 ○新たなガイドブックの作成・配布
① 発達支援ネットワークシステム整備	関係機関における継続的な情報の共有・蓄積を図るため『個別の支援計画』のデータベース化を図る。	子育て支援課	つなぐ支援同意者全員において個別の支援計画のデータベース化を実施
② 発達支援ネットワークシステム運用・管理	関係機関における継続的な情報の共有・蓄積を図るため、発達支援ネットワークシステムの運用及び管理を行う。	子育て支援課	○ネットワーク運用及び管理に関する支障 0件
④ 発達支援アドバイザー	発達支援システムにおける医療・教育・療育等、総合的な指導、助言を聴取する。	子育て支援課	○年1回以上の実施
⑤ 発達支援体制協議会	早期からの発達支援体制整備に関して、関係機関の代表者から、幅広い意見の聴取を行う。	子育て支援課	○年1回以上の実施

事業名	目的・主な内容	担当課	令和8(2026)年度目標
⑥ 実務者会議	発達支援体制協議会の下部組織として発達支援システムにおける『個別の支援計画』による支援体制の具体的な取組の検討を行う。	子育て支援課	〇年1回以上の実施
⑦ 庁内関係課担当者会議	保健・医療・福祉・保育・教育及び就労における庁内関係課（社会福祉課・健康増進課・農務畜産課・商工観光課・学校教育課・保育課・子育て支援課）の連携体制の構築を図る。	子育て支援課	〇年1回以上の実施
⑨ 支援検討会議	発達に支援の必要な子どもに対して、関係機関が相互に連携し、乳幼児期から学齢期、就労期までの長期的な視点に立って、一人ひとりのニーズや実態の把握を行い、それぞれの機関の支援の方針、内容を共有し、具体的な支援方法や役割分担等を明確にする。	子育て支援課	つなぐ支援の同意者全員の実施

5 施策の方向性と今後の取組 4 支える（地域支援基盤の充実）

<具体的施策>

- ①保護者・家族支援の充実 ②福祉サービスの充実 ③就労支援体制の充実
④地域への普及啓発

事業名	目的・主な内容	担当課	令和8(2026)年度目標
新規 保護者支援事業	子育てのヒントとなる情報提供や、保護者同士が情報交換や交流できる場の設置など、保護者支援の充実を図る。	子育て支援課	〇発達支援システム通信、「おやのわ」の年1回以上実施 〇保護者相談・近況確認の継続実施
充実 発達支援に関する普及啓発事業	市民に対し発達に関する情報及び発達支援システムについて周知することにより、地域社会で支える機運を醸成する。	子育て支援課	〇広報ヘコラムの掲載 年1回以上 〇関係機関への周知継続

第5章 各事業の取組・目標設定

事業名	目的・主な内容	担当課	令和8(2026)年度 目標
① 地域子育て支援 拠点事業 (子育てサロン)	子育て家庭への遊び場の提供及び 子育て相談・援助を行うことで、地 域の子育て支援機能の充実を図り、 子育ての不安感等を緩和し、子ども の健やかな育ちを支援する。	子育て支援課	利用者数 ○なかよしひろば、 委託2か所 大人：8,905人 子ども： 10,855人 ○その他出張サ ロン7か所 大人：3,010人 子ども： 3,291人
② とことん 遊ぼう会	とことん遊ぼう会を開催し、親子 の触れ合い遊びや運動遊びなどを提 案することで、楽しく遊びながら発 達を促し、親子の愛着関係の構築を 図る。	子育て支援課	○実施回数 年12回
③ 那須塩原市地域 自立支援協議会	地域における障害福祉関係者の連 携を図り、障害者に対する生活支援 事業に関して協議する。	社会福祉課	○全体会 2回 相談支援部会 6回 事業所部会 2回 当事者部会 4回 ○協議会だより 作成 2回 事業所共同販 売会 12回
③ 障害福祉サービ ス	障害のある人の生活の利便を図 り、自立と社会参加を促進する。	社会福祉課	○就労移行支援 58人 ○就労継続支援 289人 (内訳) A型：83人 B型：206人 ○短期入所 63人
④ 地域生活支援事 業	障害者総合支援法による障害福祉 サービスを補完し、総合的な障害者 支援体制を構築する。	社会福祉課	○日中一時支援 137人 ○地域活動支援 センター 240人 ○移動支援 92人
⑤ 障害児通所支援	児童福祉法に基づき、心身に障害 をもつ児童に対して生活能力の向上 や、集団生活への適応、社会との交 流促進等の療育を行う。	社会福祉課	○児童発達支援 178人 ○放課後等デイ サービス 351人 ○保育所等訪問 支援 30人
⑥ 那須特別支援 学校見学会	知的障害者の学習や作業実習の現 場を視察し、障害の理解を深め、 雇用の可能性を高める。	商工観光課	○実施回数 1回/年 ○参加企業 20社

事業名	目的・主な内容	担当課	令和8(2026)年度 目標
⑦ とちぎ障害者合同就職面接会への参加	栃木労働局、各ハローワーク、栃木県が主催する障害者の就労支援状況を把握し、雇用の可能性を高める。	商工観光課	○実施回数 1回/年 ○県北地域の企業 20社
⑧ とちぎユニバーサル農業活性化事業	農が持つ多彩な効用に着目し、障害者、高齢者、子ども等、誰もが取り組め親しめるユニバーサル農業について、その周知やマッチング体制の整備を図ることにより、ユニバーサル農業の一層の促進を図る。	農務畜産課	○マッチング /年5団体 (市内) ※県事業
⑨ とちぎユニバーサル農業発展支援事業	農業者等が行う障害者等の就労促進のための農作業環境の改善、障害者等の農業体験、付加価値化等の取組に必要な経費を補助することにより、ユニバーサル農業の持続的な展開を促進する。	農務畜産課	○実施団体 /年3団体 (市内) ※県事業
⑩ 家庭教育等情報提供事業	子育て中の保護者及び子どもに、学習会や活動中のサークル情報等を提供することで仲間づくりの機会や社会参加を促す。	生涯学習課	情報発信を引き続き実施

付属 参考資料

資料1 那須塩原市の状況

I 那須塩原市人口動態

(健康増進課資料)

1. 人口動態総覧

(単位:人)

区分	人口	出生数	死亡数	自然増加	乳児死亡数	新生児死亡数	死産数	死産数 (人工再掲)	周産期死亡数	婚姻件数	離婚件数
2015	117,146	1,037	1,050	▲13	2	2	20	15	4	594	226
2016	116,833	968	1,108	▲140	4	2	23	11	6	578	236
2017	116,583	908	1,111	▲203	1	1	23	10	3	580	248
2018	116,309	878	1,198	▲320	1	-	16	8	3	514	250
2019	116,043	756	1,195	▲439	3	1	18	12	2	508	197

2. 人口動態総覧(率)

(単位:%)

区分	出生率	死亡率	自然増加率	乳児死亡率	新生児死亡率	死産率	死産率 (人工再掲)	周産期死亡率	婚姻率	離婚率	合計特殊出生率	
2015	那須塩原市	8.9	9.0	0.0	1.9	1.9	18.9	14.2	3.8	5.1	1.93	1.59
	栃木県	7.9	10.5	▲2.7	1.5	1.0	20.9	12.0	3.3	4.9	1.74	1.49
	全国	8.0	10.3	▲2.3	1.9	0.9	22.0	11.4	3.7	5.1	1.81	1.45
2016	那須塩原市	8.3	9.5	▲0.1	4.1	2.1	23.2	11.1	6.2	4.9	2.02	1.54
	栃木県	7.5	11.1	▲3.5	1.8	0.8	21.5	11.6	3.1	4.8	1.77	1.46
	全国	7.8	10.5	▲2.6	2.0	0.9	21.0	10.9	3.6	5.0	1.73	1.44
2017	那須塩原市	7.8	9.5	▲1.7	1.1	1.1	24.7	10.7	3.3	5.0	2.13	1.52
	栃木県	7.3	11.3	▲4.0	1.9	0.9	22.9	12.6	2.9	4.6	1.67	1.45
	全国	7.6	10.8	▲3.2	1.9	0.9	21.1	11.0	3.5	4.9	1.70	1.43
2018	那須塩原市	7.5	10.3	▲2.8	1.1	-	17.9	8.9	3.4	4.4	2.15	1.50
	栃木県	7.0	11.4	▲4.4	2.6	1.1	20.8	10.2	4.0	4.3	1.61	1.44
	全国	7.4	11.0	▲3.6	1.9	0.9	20.9	11.0	3.3	4.7	1.68	1.42
2019	那須塩原市	6.5	10.3	▲3.8	4.0	1.3	23.3	15.5	2.6	4.4	1.70	1.34
	栃木県	6.6	11.6	▲5.0	2.7	1.2	22.0	11.7	3.8	4.5	1.67	1.39
	全国	7.0	11.2	▲4.2	1.9	0.9	22.0	11.8	3.4	4.8	1.69	1.36

◇合計特殊出生率:母の年齢別出生数/15~49歳の年齢別女子人口

(1人の女性が一生の間に生む子どもの数に相当)

◇自然増加(率):出生数-死亡数(自然増加数/人口×100)

◇出生率・死亡率・婚姻率・離婚率:年間件数/人口×1,000

◇乳児・新生児死亡(率):(死亡数/出生数×1,000)

※乳児:生後1年未満 新生児:生後4週未満

◇死産(率):(死産数/出産(出生+死産)×1,000)

※死産:妊娠満12週以後の死児の出産

◇周産期死亡(率):(妊娠満22週以後の死産+早期新生児死亡)数/出産(出生+妊娠22週以後の死産)数×1,000

※早期新生児死亡:生後1週(7日)未満の死亡

3. 年齢(3区分)別人口(基準日10月1日)

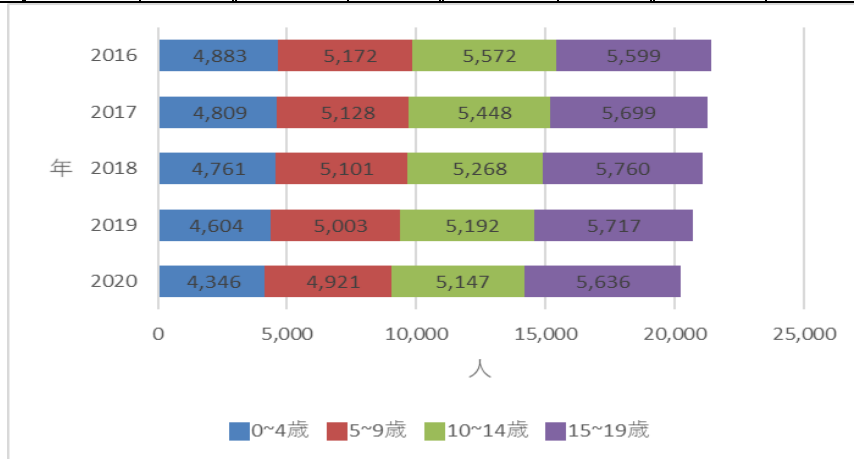
(栃木県毎月人口調査)

区分	15歳未満 (年少人口)		15~64歳 (生産年齢人口)		65歳以上 (老年人口)	
	人口	割合	人口	割合	人口	割合
2016	15,627	13.5	70,918	61.4	28,919	25.1
2017	15,385	13.4	69,958	60.7	29,871	25.9
2018	15,130	13.2	69,095	60.1	30,715	26.7
2019	14,799	12.9	68,519	59.8	31,356	27.3
2020	14,414	12.6	67,812	59.3	32,150	28.1

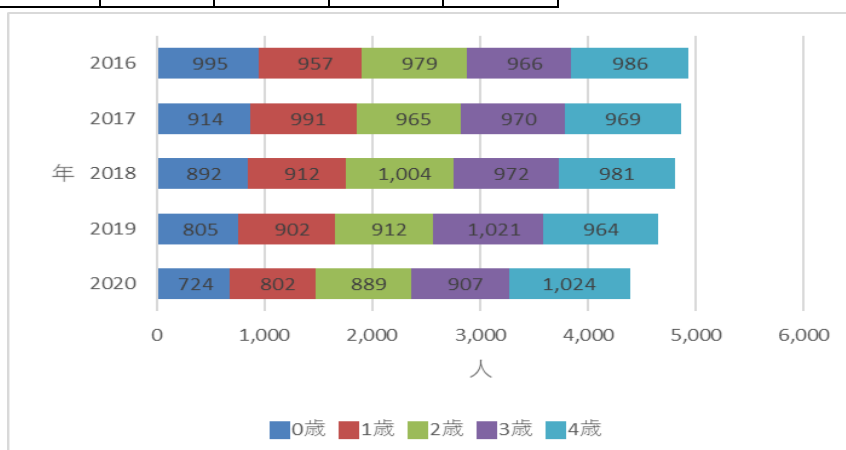
4. 年齢(5歳階級)別人口(那須塩原市:基準日10月1日)

(単位:人、%)

区分	人口	0~4歳		5~9歳		10~14歳		15~19歳		総計(0~19歳)	
		人口	割合	人口	割合	人口	割合	人口	割合	人口	割合
2016	116,833	4,883	4.18	5,172	4.43	5,572	4.77	5,599	4.79	21,226	18.17
2017	116,583	4,809	4.12	5,128	4.40	5,448	4.67	5,699	4.89	21,084	18.08
2018	116,309	4,761	4.09	5,101	4.39	5,268	4.53	5,760	4.95	20,890	17.96
2019	116,043	4,604	3.97	5,003	4.31	5,192	4.47	5,717	4.93	20,516	17.68
2020	115,745	4,346	3.75	4,921	4.25	5,147	4.45	5,636	4.87	20,050	17.32



区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	計	(単位:人)
2016	995	957	979	966	986	4,883	
2017	914	991	965	970	969	4,809	
2018	892	912	1,004	972	981	4,761	
2019	805	902	912	1,021	964	4,604	
2020	724	802	889	907	1,024	4,346	



Ⅱ 就学前の状況

(保育課資料)

1. 就園状況 (基準日:4月1日)

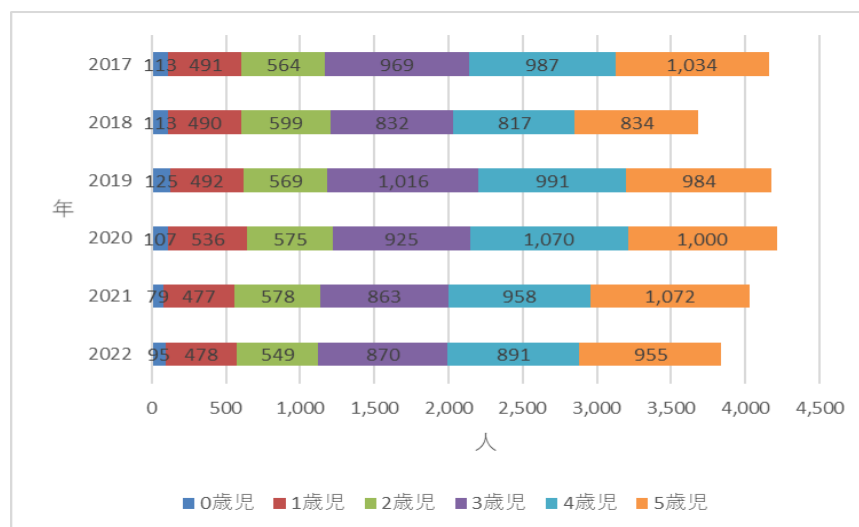
(単位:人)

区分	保育園児	認定こども園	地域型保育	幼稚園	認可外施設	計
2017	2,083	1,058	73	843	101	4,158
2018	2,030	1,462	76	505	117	4,190
2019	2,013	1,860	89	130	85	4,177
2020	2,021	1,843	91	113	145	4,213
2021	1,941	1,810	94	98	84	4,027
2022	1,888	1,701	101	89	59	3,838

2. 年齢別就園状況 (基準日:4月1日)

(単位:人)

区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
2017	113	491	564	969	987	1,034	4,158
2018	113	490	599	832	817	834	4,190
2019	125	492	569	1,016	991	984	4,177
2020	107	536	575	925	1,070	1,000	4,213
2021	79	477	578	863	958	1,072	4,027
2022	95	478	549	870	891	955	3,838



(1) 保育園(基準日:4月1日)

(単位:人)

区分	私立 入園児数	公立 入園児数	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
2017	1,060	1,023	80	346	401	400	415	441	2,083
2018	1,044	986	69	321	399	417	394	430	2,030
2019	1,145	868	73	317	389	408	430	396	2,013
2020	1,159	862	66	331	375	402	419	428	2,021
2021	1,120	821	49	311	378	380	404	419	1,941
2022	1,113	775	60	300	356	385	385	402	1,888

(2)認定こども園(基準日:4月1日)

(単位:人)

区分	私立 入園児数	公立 入園児数	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
2017	1,058	0	9	88	94	299	274	294	1,058
2018	1,461	1	15	118	138	393	411	387	1,462
2019	1,858	2	18	118	133	553	512	526	1,860
2020	1,841	2	12	123	140	461	588	519	1,843
2021	1,808	2	12	115	150	441	500	592	1,810
2022	1,700	1	15	121	143	451	467	504	1,701

(3)地域型保育事業所(基準日:4月1日)

(単位:人)

区分	私立 入園児数	公立 入園児数	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
2017	73	0	15	27	30	1	0	0	73
2018	76	0	15	28	33	0	0	0	76
2019	89	0	20	37	32	0	0	0	89
2020	91	0	17	46	28	0	0	0	91
2021	94	0	16	42	36	0	0	0	94
2022	101	0	16	46	39	0	0	0	101

(4)幼稚園(基準日:5月1日)

(単位:人)

区分	私立 入園児数	公立 入園児数	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
2017	843	0	11	254	284	294	843
2018	505	0	9	147	169	180	505
2019	130	0	2	38	38	52	130
2020	113	0	2	33	41	37	113
2021	98	0	0	25	32	41	98
2022	89	0	2	23	30	34	89

(5)認可外保育施設(基準日:4月1日)

(単位:人)

区分	事業所内		一般		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
	施設数	児数	施設数	児数							
2017	6	56	6	45	9	30	28	15	14	5	101
2018	6	55	6	62	14	23	29	22	12	17	117
2019	5	15	5	70	14	20	15	15	11	10	85
2020	5	84	5	61	12	36	32	27	22	16	145
2021	5	38	4	46	2	9	14	17	22	20	84
2022	5	13	4	46	4	11	9	11	9	15	59

3. 発達支援保育の状況

(1) 施設別支援児数及び割合（幼稚園・認定こども園・地域型保育事業所/保育園）

（基準日：3月1日）

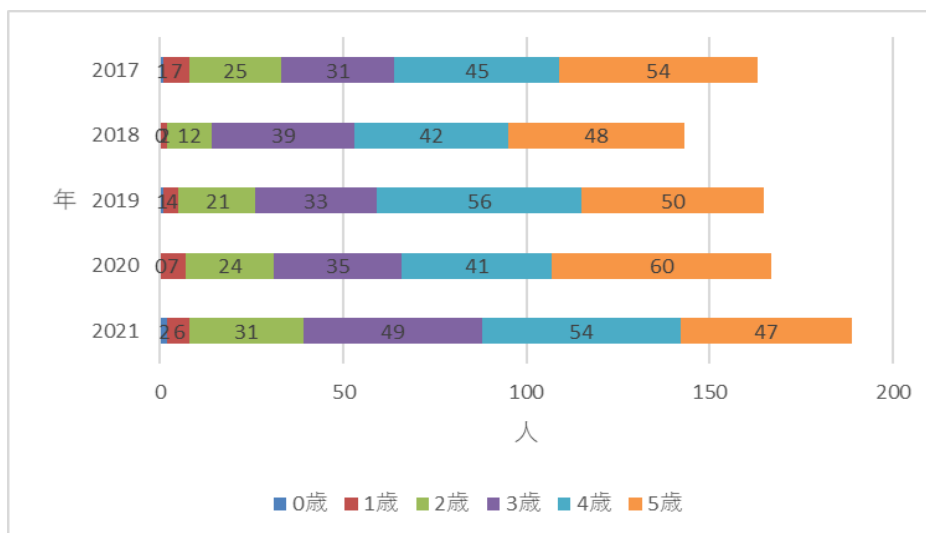
（単位：人）

年度	幼稚園・認定こども園 ・地域型保育事業所			保育園			合計		
	支援 児数	総園 児数	割合	支援 児数	総園 児数	割合	支援 児数	総園 児数	割合
平成29 (2017)年度	74	1,974	3.7%	149	2,083	7.2%	223	4,057	5.5%
平成30 (2018)年度	65	2,043	3.2%	130	2,030	6.4%	195	4,073	4.8%
令和元 (2019)年度	78	2,079	3.8%	145	2,013	7.2%	223	4,092	5.4%
令和2 (2020)年度	76	2,047	3.7%	151	2,021	7.5%	227	4,068	5.6%
令和3 (2021)年度	35	2,002	1.7%	166	1,941	8.6%	201	3,943	5.1%

(2) 年齢別支援児数

（単位：人）

区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計	施設数
2017	1	7	25	31	45	54	163	27
2018	0	2	12	39	42	48	143	27
2019	1	4	21	33	56	50	165	28
2020	0	7	24	35	41	60	167	29
2021	2	6	31	49	54	47	189	28



Ⅲ 就学後の状況

(学校教育課資料)

※義務教育学校前期課程は小学校、後期課程は中学校に含む

1. 児童・生徒数 (基準日:5月1日)

(単位:校、人)

区分	小学校			中学校			計		
	学校数	児童数	学級数	学校数	生徒数	学級数	学校数	生徒数	学級数
2017	21	6,329	280	10	3,339	131	31	9,668	411
2018	21	6,307	281	10	3,235	129	31	9,542	410
2019	21	6,274	289	10	3,058	125	31	9,332	414
2020	21	6,164	287	10	3,063	127	31	9,227	414
2021	21	6,044	285	10	3,068	126	31	9,112	411
2022	21	6,077	290	10	3,076	127	31	9,153	417

2. 教育支援委員会における審議状況

(1)新就学児

(単位:人)

区分	特支学校	知的学級	自閉情緒	肢体不自由	弱視学級	難聴学級	通級指導	通常学級	転出	合計
2017	11	23	24	1	0	1	52	9	0	121
2018	7	14	14	0	0	0	33	12	0	80
2019	8	38	19	0	0	1	38	5	0	109
2020	14	28	25	1	0	0	27	1	0	96
2021	9	32	30	0	0	1	33	7	0	112

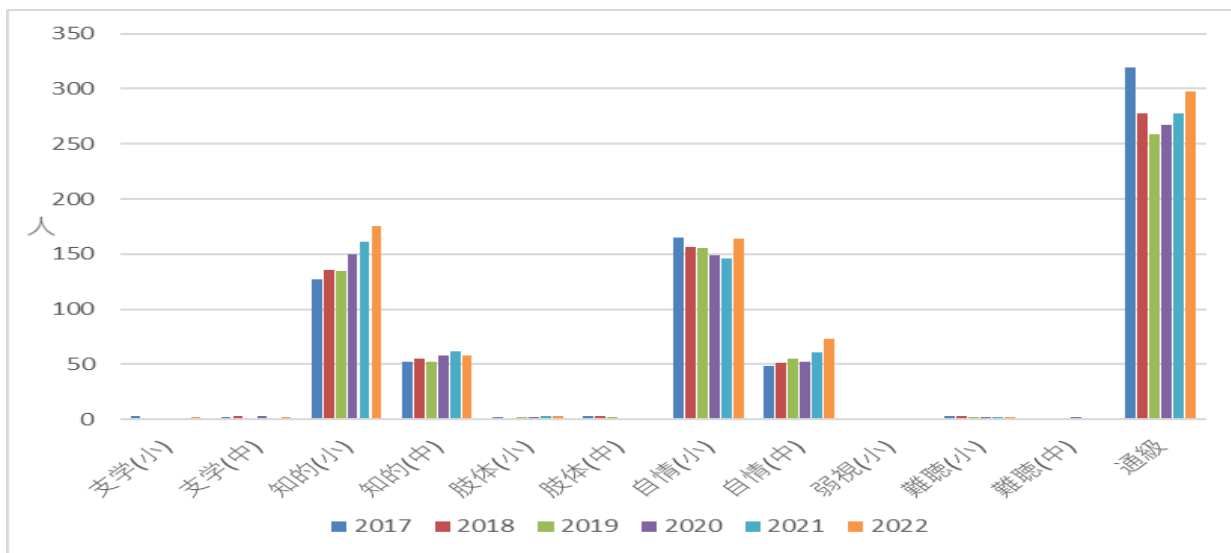
(2)在籍児童生徒

(単位:人)

区分	特支学校	知的学級	自閉情緒	病弱学級	肢体不自由	弱視学級	難聴学級	通級指導	通常学級	転出	合計
2017	6	36	39	1	0	0	1	39	35	0	157
2018	5	37	43	0	1	0	0	57	34	0	177
2019	6	43	46	0	0	0	1	41	22	0	159
2020	5	44	65	0	1	0	0	64	34	0	213
2021	4	44	62	0	0	0	0	57	47	0	214

3. 小・中学校における通級指導、特別支援学級在籍、支援学校転学児童・生徒の状況(基準日:5月1日) (単位:人)

区分	支学 (小)	支学 (中)	知的 (小)	知的 (中)	肢体 (小)	肢体 (中)	自情 (小)	自情 (中)	弱視 (小)	難聴 (小)	難聴 (中)	支学 特学 合計	通級
2017	3	2	127	52	2	3	165	48	1	3	0	406	319
2018	1	3	136	55	1	3	156	51	0	3	1	410	278
2019	1	1	135	52	2	2	155	55	0	2	1	406	259
2020	0	3	150	58	2	1	149	52	0	2	2	419	267
2021	1	1	161	62	3	1	146	61	0	2	1	439	278
2022	2	2	175	58	3	1	164	73	0	2	1	481	298



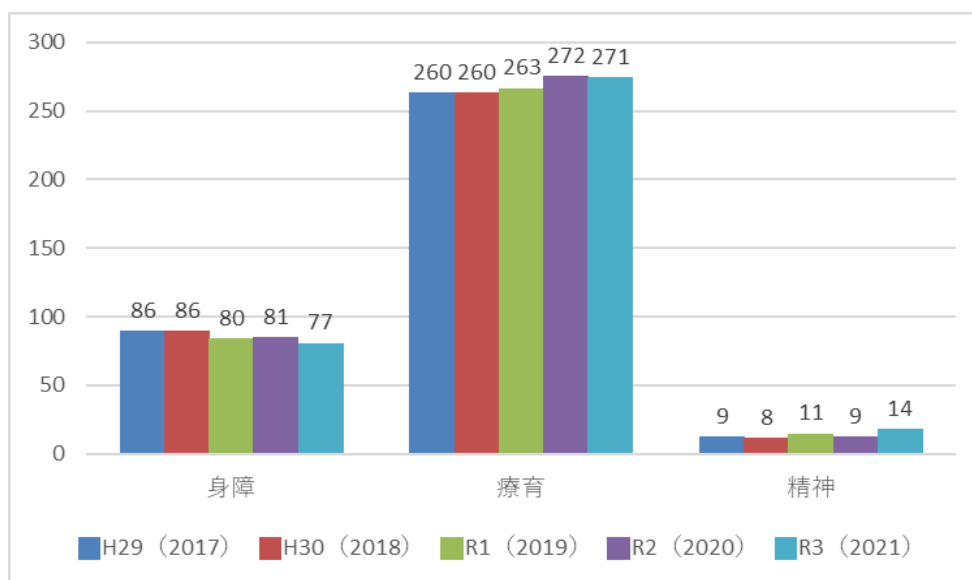
IV 児童福祉の状況

(社会福祉課資料)

1. 手帳交付状況(0~18歳) 基準日:4月1日

(単位:人)

区分	H29(2017)		H30(2018)		R1(2019)		R2(2020)		R3(2021)	
	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上
身障	86	4,123	86	4,132	80	4,127	81	4,231	77	4,251
療育	260	657	260	689	263	691	272	726	271	756
精神	9	604	8	668	11	714	9	781	14	865
計	355	5,384	354	5,489	354	5,532	362	5,738	362	5,872

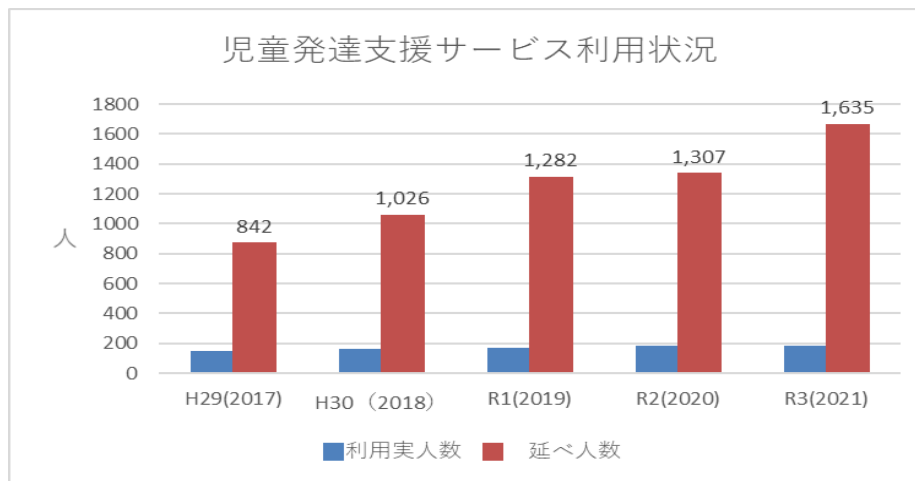


2. サービス利用状況

(1)児童発達支援

(単位:人)

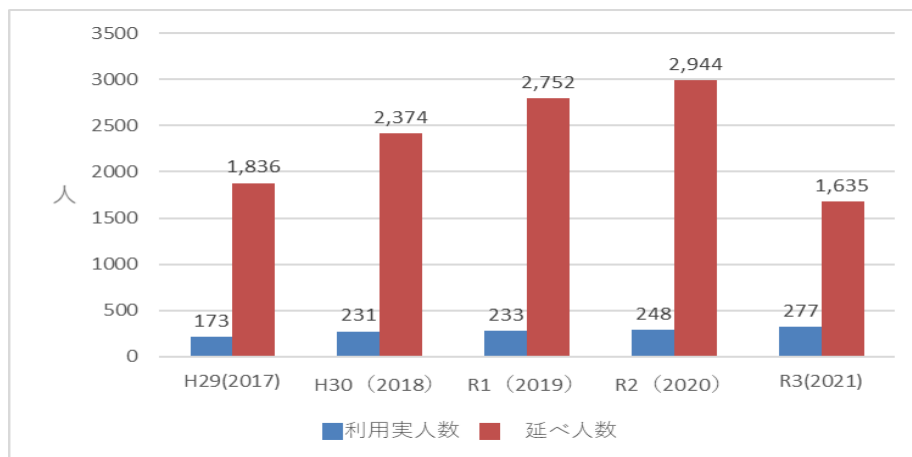
区分	H29(2017)	H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)
利用実人数	119	136	142	158	157
延人数	842	1,026	1,282	1,307	3,810



(2)放課後等デイサービス

(単位:人)

区分	H29(2017)	H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)
利用実人数	173	231	233	248	277
延人数	1,836	2,374	2,752	2,944	1,635



(3)就労移行支援

(単位:人)

区分	H29(2017)	H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)
～18歳	1	2	0	1	0
19歳	5	9	3	5	1
20歳	7	5	9	4	4
21歳	4	9	5	5	3
22歳	4	5	5	2	4
23歳	7	3	2	3	3
24歳	6	6	1	3	2
25歳	2	5	2	2	2
26歳以上	48	50	41	42	39
利用実人数総数	84	94	68	67	58
延人数	901	897	705	676	452

(4)就労継続支援

(単位:人)

区 分	H29(2017)	H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)
～18歳	0	1	1	0	0
19歳	6	6	4	6	3
20歳	2	7	9	5	3
21歳	2	5	8	14	5
22歳	5	6	10	11	7
23歳	5	8	6	12	10
24歳	10	6	9	6	11
25歳	4	13	10	9	10
26歳以上	164	207	223	259	242
利用実人数総数	198	259	280	322	291
延人数	3,178	3,954	5,370	5,109	3,443

(5)地域活動支援センターⅠ型

(単位:人)

区 分	H29(2017)	H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)
利用実人数総数	121	93	107	156	162
延人数	1,159	1,708	1,637	1,825	2,063

(6)地域活動支援センターⅡ型

(単位:人)

区 分	H29(2017)	H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)
～18歳	10	8	4	4	2
19歳	1	2	2	1	3
20歳	5	1	2	2	1
21歳	2	3	1	2	1
22歳	1	3	3	1	2
23歳	3	2	2	2	1
24歳	0	5	1	2	2
25歳	1	0	3	1	3
26歳以上	16	20	18	21	23
利用実人数総数	39	44	36	36	38
延人数	2,165	2,024	1,615	1,535	1,301

(7)地域活動支援センターⅢ型

(単位:人)

区 分	H29(2017)	H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)
利用実人数総数	26	25	22	22	20
延人数	4,023	3,746	3,424	2,844	2,883

資料2

令和3年度那須塩原市発達支援システムに関するアンケート調査結果

1. 調査の目的

発達支援システムが稼働し5年が経過したことから、次期策定的那須塩原市発達支援システム推進計画（令和5年度～令和9年度）に反映するための基礎資料として、システム利用者の状況や意見についてアンケートを行うもの。

2. 対象

那須塩原市発達支援システム利用者の保護者（令和3年3月31日時点登録者）
 ※アンケート送付までに利用中止届の提出があった者や、市外へ転出した者は対象外

3. 調査方法

マークシート及び記述方式（郵送による調査）

4. 調査期間

令和3年9月6日（月）～令和3年9月30日（木）

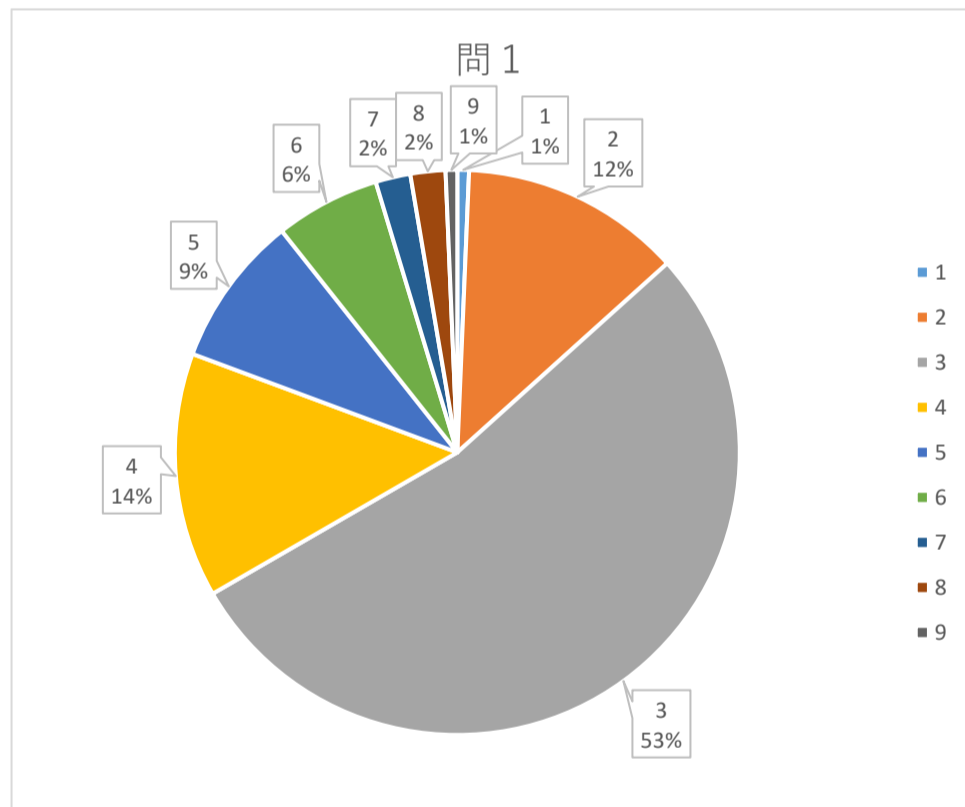
5. 回収状況

・配付数	234
・有効回収数	131
・有効回収率	56%

※前回	
・配付数	121
・有効回収数	65
・有効回収率	53.7%

6. 調査結果

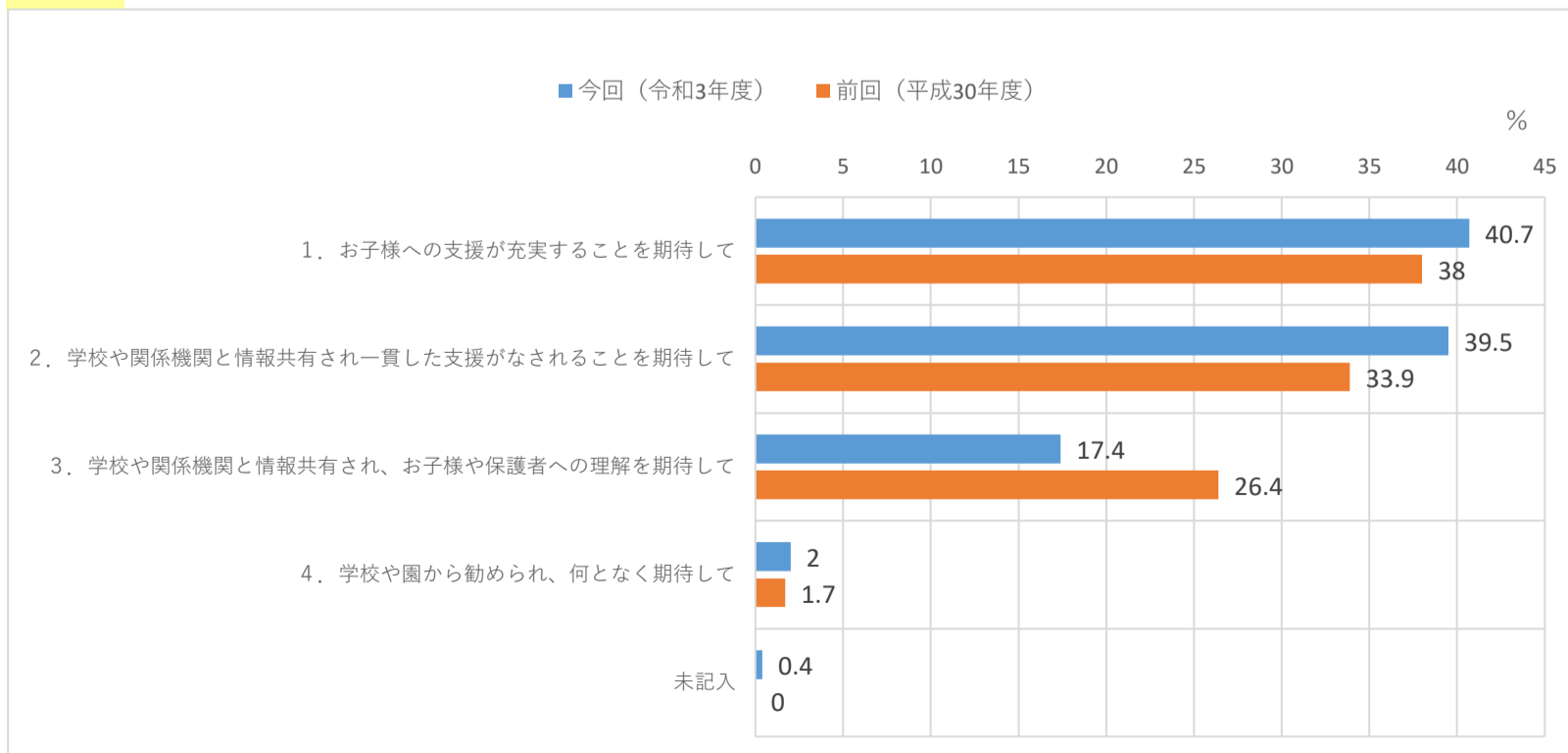
問1 発達支援システムに入っている方（お子様）の区分を選んでください。
 ※当てはまるもの全て選択



区分	割合	※前回
1. 未就園	1%	項目なし
2. 保育園・幼稚園・認定こども園	12%	6%
3. 小学校	53%	69%
4. 中学校	14%	10%
5. 高等学校（全日制・通信制） 専門学校・大学	9%	6% ※前回専門・大学は該当者なし
6. 特別支援学校	6%	6%
7. 就労・就労支援利用	2%	項目なし
8. 在宅	2%	3%
9. その他	1%	0%

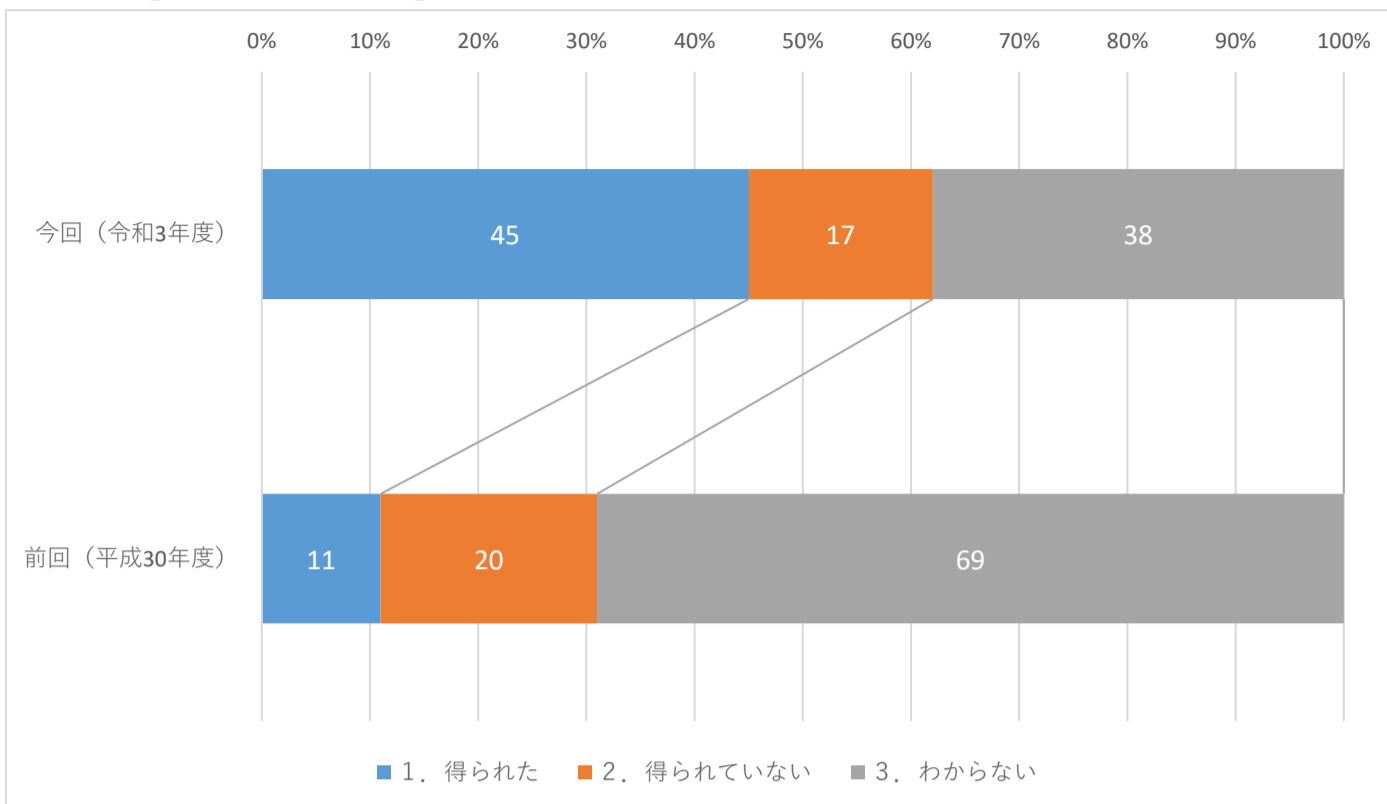
回答者の約半数が小学生の保護者である。
 今回の調査では、前回対象者がなかった高等学校卒業後の利用者からの回答も得られている。

問2 発達支援システムの利用にあたり、どのようなことを期待しましたか？【2つ選んでください】



1. 2. 3.の順に期待している。利用者が発達支援システムに期待することは、前回の調査と同様である。

問3 発達支援システムから、期待したものを得られましたか？
【1つ選んでください】

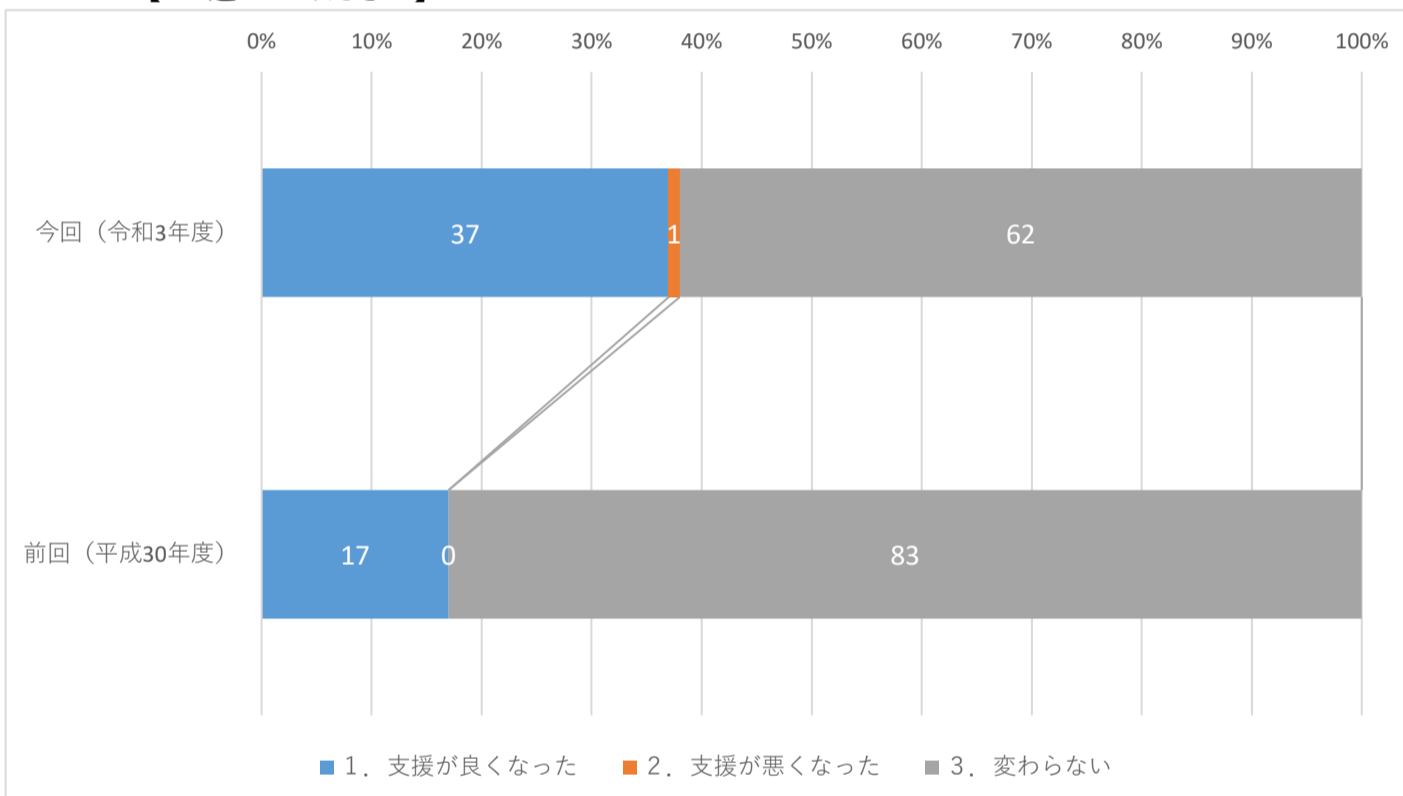


問2で期待したことについて、約5割弱の人が「得られた」と回答している。約2割弱の人が「得られていない」と回答し、約4割弱の人が「わからない」と回答している。

<考察>

前回の調査より、期待したものが得られていると感じている人が増えている。より多くの人に問2で期待されている内容が得られていると実感してもらえるよう関係機関との連携を強化していく必要がある。

問4 発達支援システムに入ってから、園や学校等のお子様に関わる支援者の対応は変わりましたか？
【1つ選んでください】

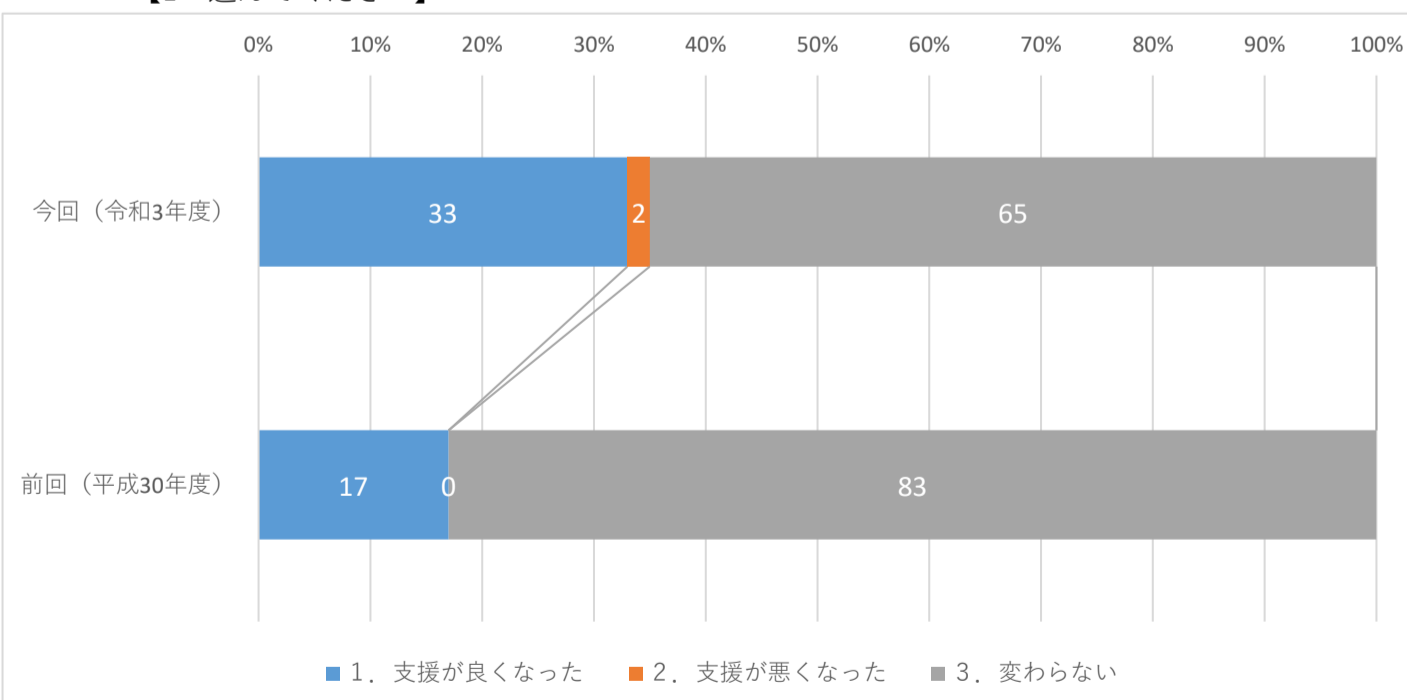


子どもに対する支援は、良くなったと回答した人が約4割、変わらないと回答した人が約6割である。「支援が悪くなった」との回答は高校生以上でみられた。

<考察>

発達支援システムに入ってから、支援が良くなったと感じている人が増えている。すべての園や学校を訪問し、支援をつないできた成果であると考え。一方、中学校卒業後の進路先は多岐にわたっており、支援の在り方が様々であることから、切れ目のない支援体制について関係機関との調整が必要である。

問5 発達支援システムに入って、保護者に対する園や学校等の対応は変わりましたか？
【1つ選んでください】



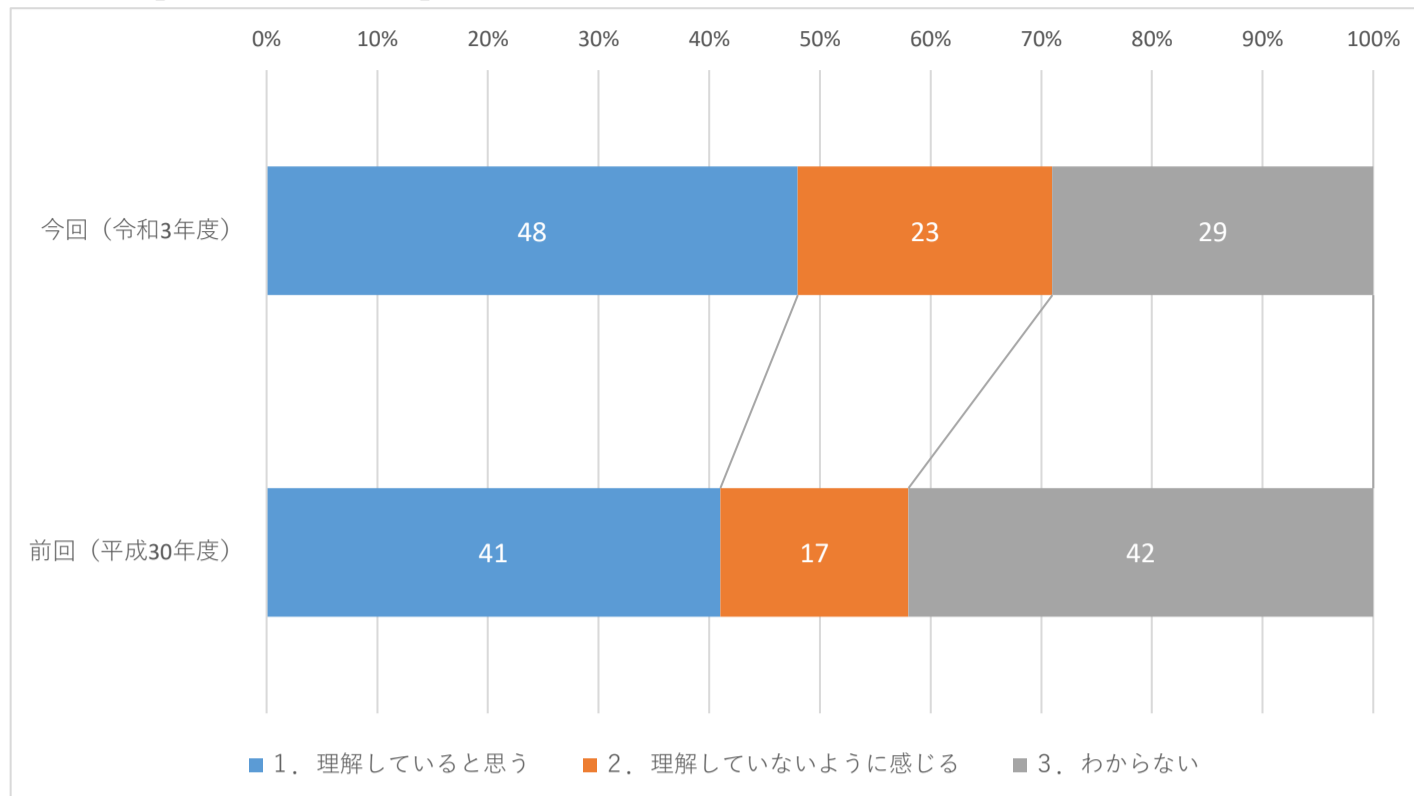
保護者に対する園や学校等の対応は、約3割の人が良くなったと回答、約6割の人が変わらないと回答している。

<考察>

発達支援システムに入ったことで、支援が良くなったと感じている人が増えている。問4と同様に、中学校卒業後も本人・保護者ともに支援が切れ目なく提供されるよう、関係機関との連携を強化していく必要がある。

問6 発達支援システムについて、園や学校等は理解していると感じますか？

【1つ選んでください】

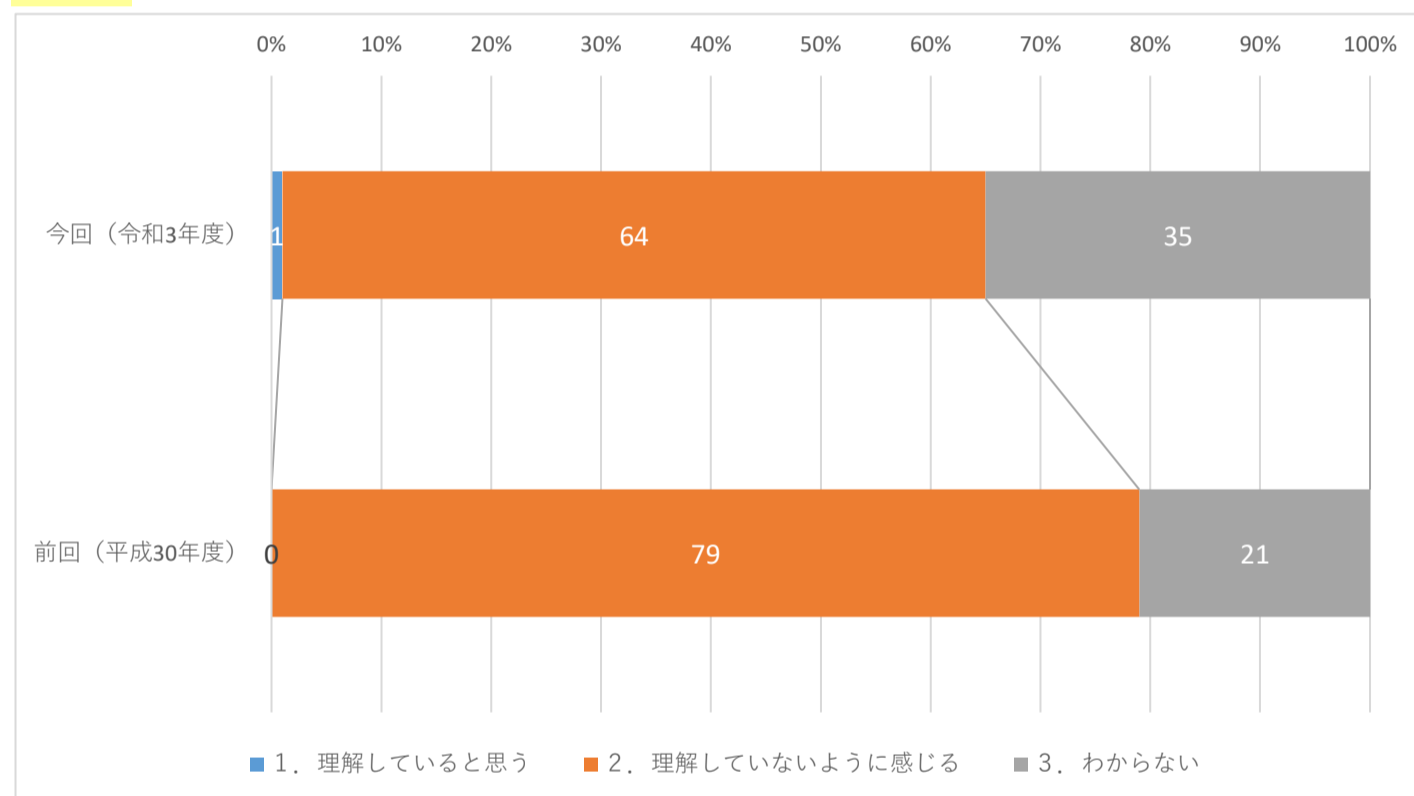


発達支援システムの園や学校等の理解については、約5割の人が理解していると回答し、約3割の人がわからないと回答している。約2割の人が、理解されていないように感じると回答している。

<考察>

前回調査に比べ、理解していると感じている人の割合が微増し、理解していないように感じている人が減少している。発達支援システムがさらに浸透していくよう、普及啓発を積極的に行う必要がある。

問7 発達支援システムは他の保護者や地域の方々にも、理解されていると思いますか。【1つ選んでください】



他の保護者や地域の方々の理解は、約6割の人が理解していないと回答、約3割の人がわからないと回答している。「理解していると思う」と回答した人は1%だった。

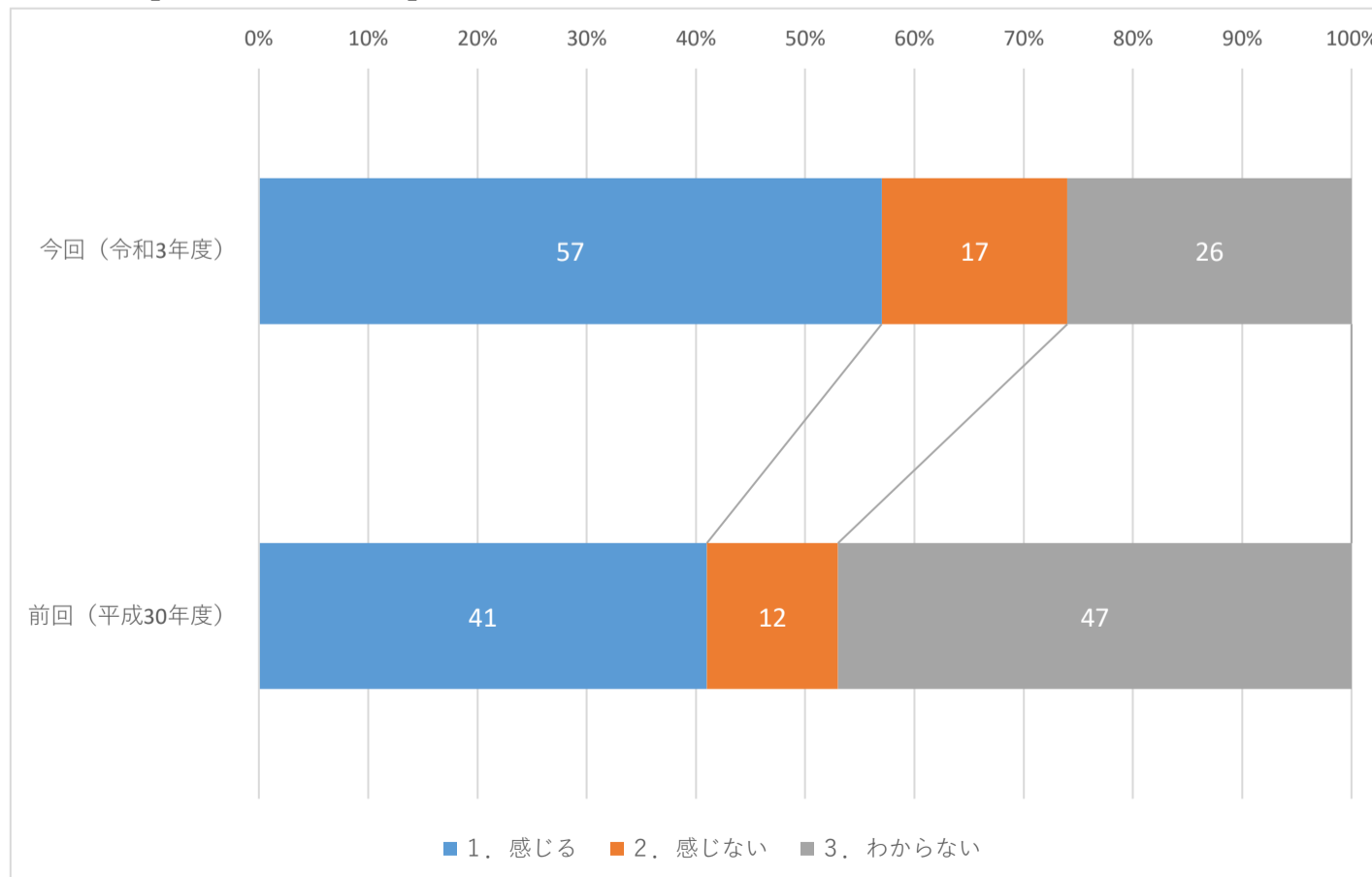
<考察>

前回の調査と比べ、理解していないように感じる人が減少している。しかし、概ね前回の調査と同様の結果である。

発達支援システムについての理解が地域全体に広がるよう、普及啓発を積極的に行う必要がある。

問8 お子様への支援は昨年度から引き継がれていると感じますか？

【1つ選んでください】



昨年度からの支援の引き継ぎは、5割以上の方が引き継がれていると感じると回答、約3割の人がわからないと回答している。

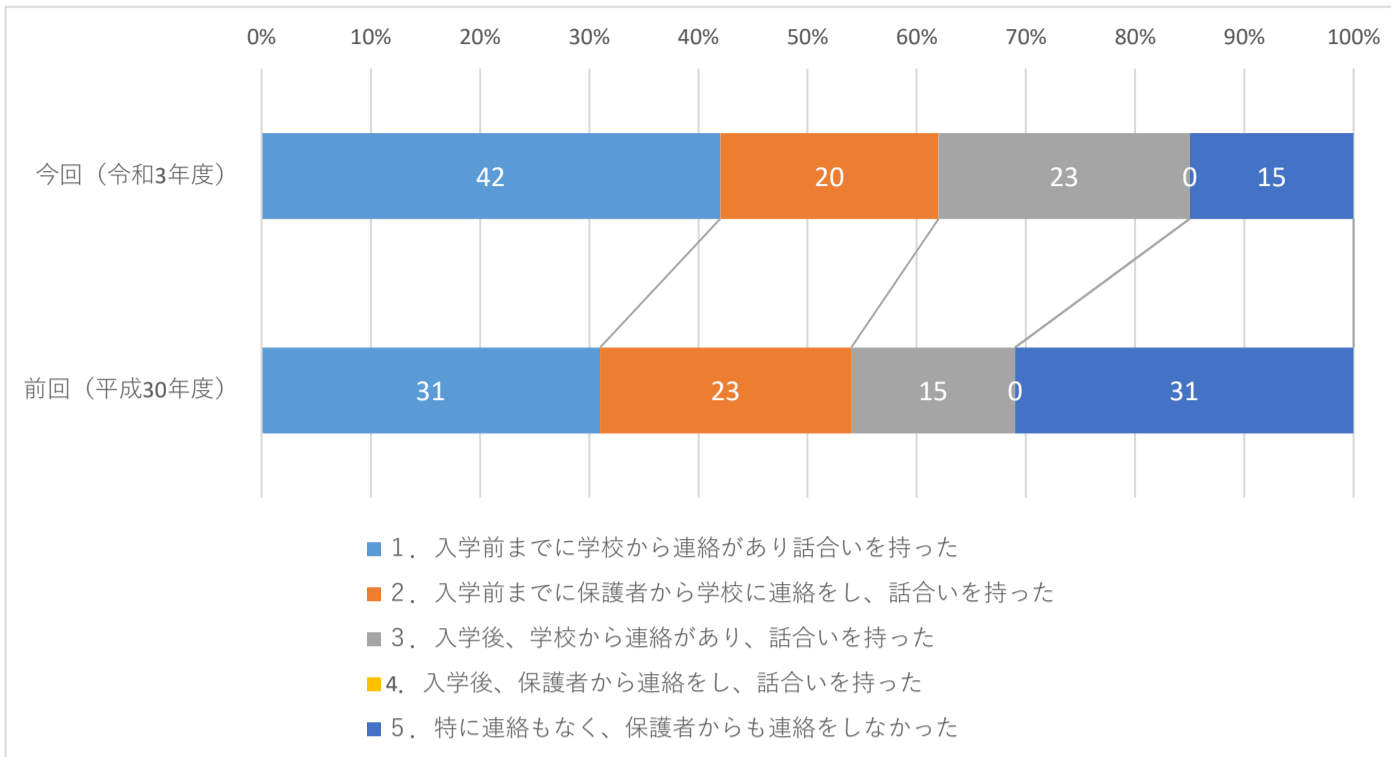
約2割引き継がれていると感じないと回答している。

<考察>

前回の調査と比べ、引き継がれているように感じる人の割合が増えており、園や学校の担当者等の意識の高まりを感じる。

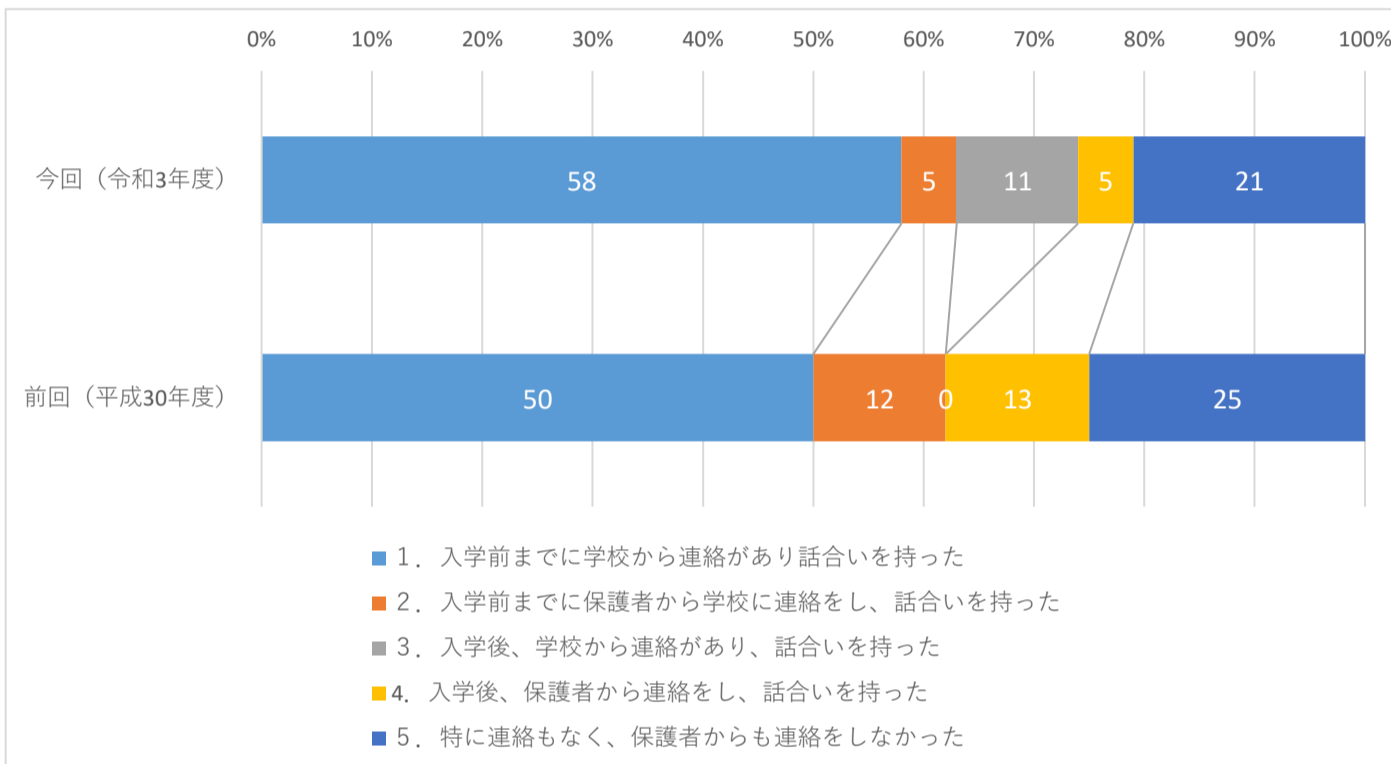
一方、半数の人が引き継がれている実感がないことから、つなぐ支援の必要性について支援者側の理解がより深まるよう、積極的な周知が必要である。

問9-1 システム利用のお子様、幼稚園・保育園等から小学校に入学した方
支援の引き継ぎについて、あてはまるものを1つ選んでください。



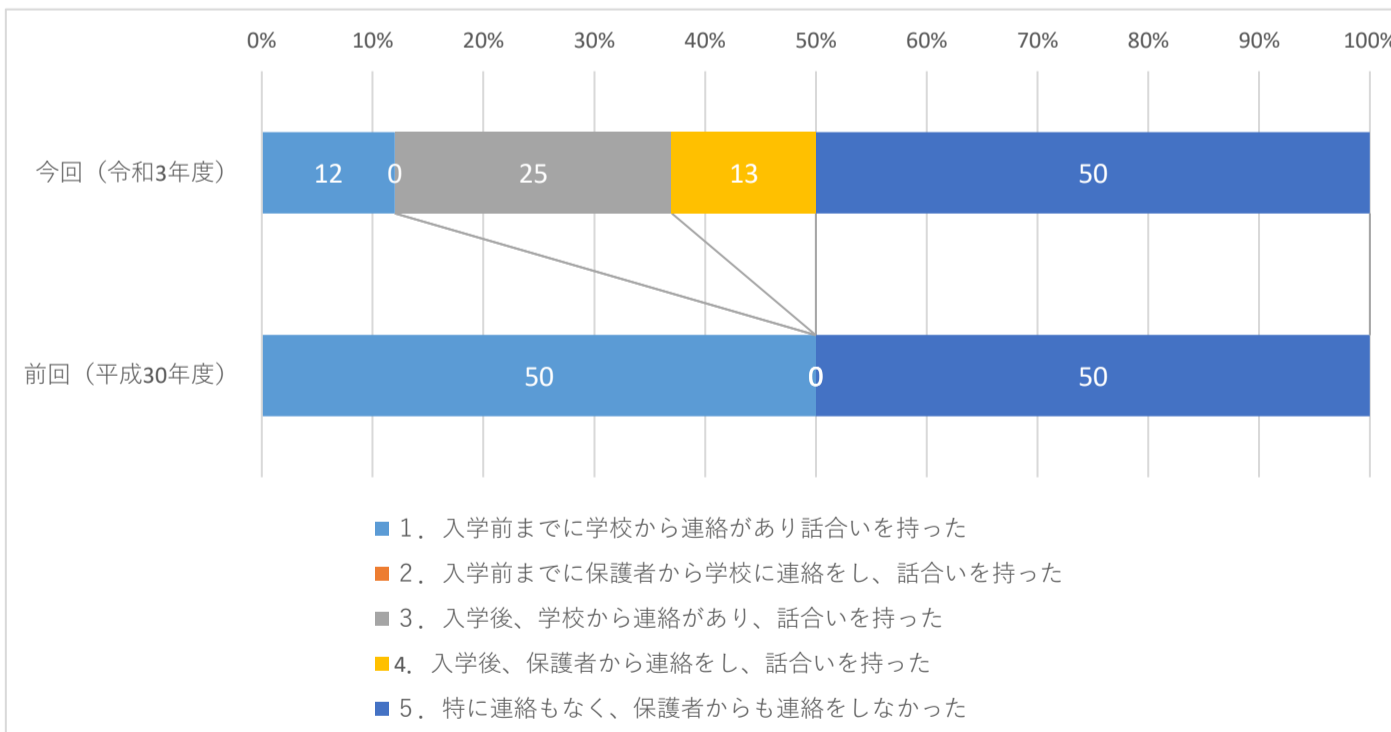
保育園・幼稚園から小学校に入学する際の引き継ぎについては、
8割以上の方が、学校と保護者で話し合いの機会を持ち、引き継ぎを行ったと回答している。
2割弱の方が、互いに連絡をしなかったと回答している。
<考察>
前回の調査と比べ、話し合いを行った人が2割増え、話し合いをしなかった人が半減している。発達支援システムによる切れ目のない支援実現のため、つなぐ支援のあり方についての周知をより強化していく必要がある。

問9-2 システム利用のお子様、小学校から中学校に入学した方
支援の引き継ぎについてあてはまるものを1つ選んでください。



小学校から中学校に入学する際の引き継ぎについては、
約8割の方が学校と保護者が話し合いの機会を持ち、引き継ぎを行ったと回答した。
約2割の方が、互いに連絡をしなかったと回答している。
<考察>
園から小学校への引き継ぎと同様、おおむね保護者と学校の話し合いのもと、引き継ぎが行われていることがわかる。
一方で互いに連絡をしなかったケースも未だあるため、支援の引き継ぎの在り方について引き続き検討していく必要がある。

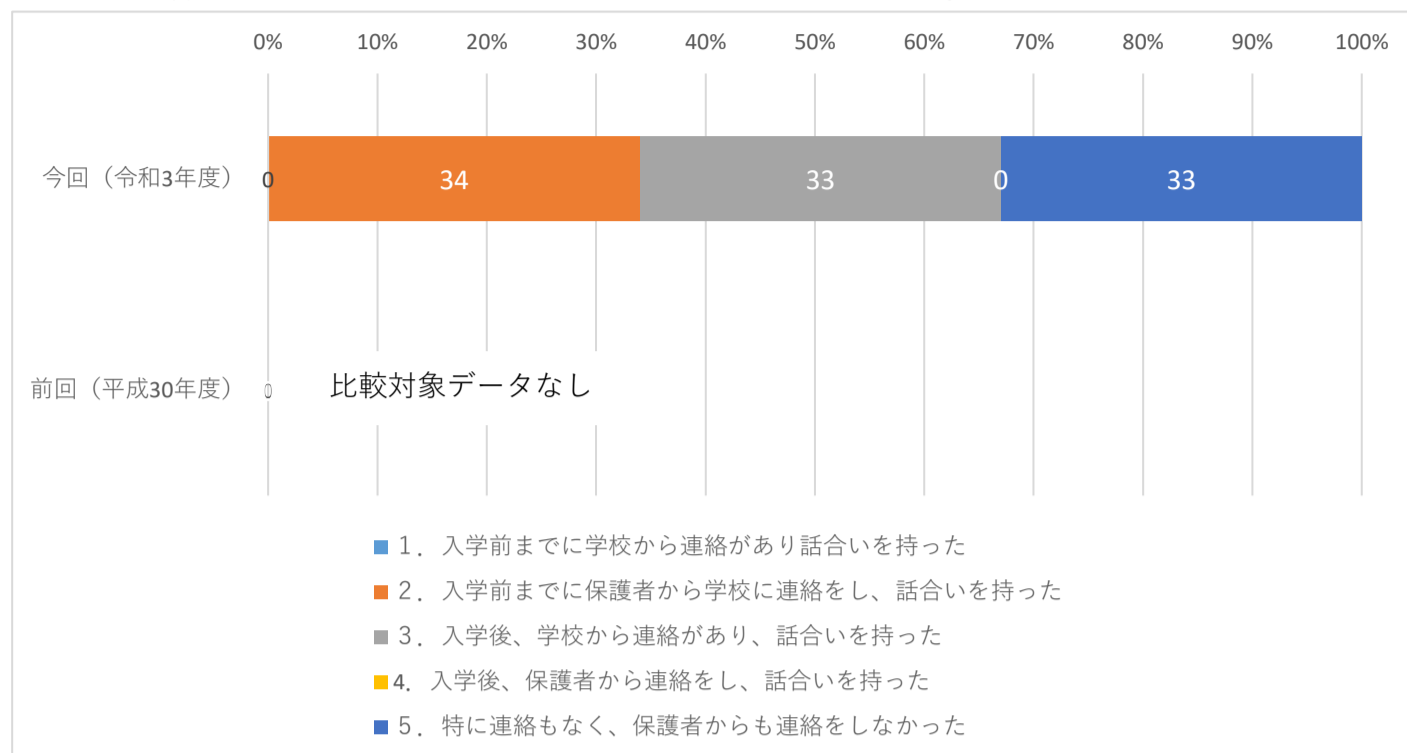
問9-3 システム利用のお子様、中学校から高等学校等に進学した方
支援の引き継ぎについてあてはまるものを1つ選んでください。



中学校から高等学校等に進学した際の引き継ぎについては、
5割の方が話し合いを持ち、引き継ぎを行ったと回答、残り半数の方が互いに連絡をしなかったと回答している。
<考察>
前回の調査と同様の結果である。
中学校までの引き継ぎ状況と比べ差があるように見受けられるのは、中学校卒業後の進路先は多岐にわたっており、各学校における支援のあり方に違いがあるためであると思われる。本人のニーズにも配慮しながら支援が引き継がれていくよう、関係機関とともに検討していく必要がある。

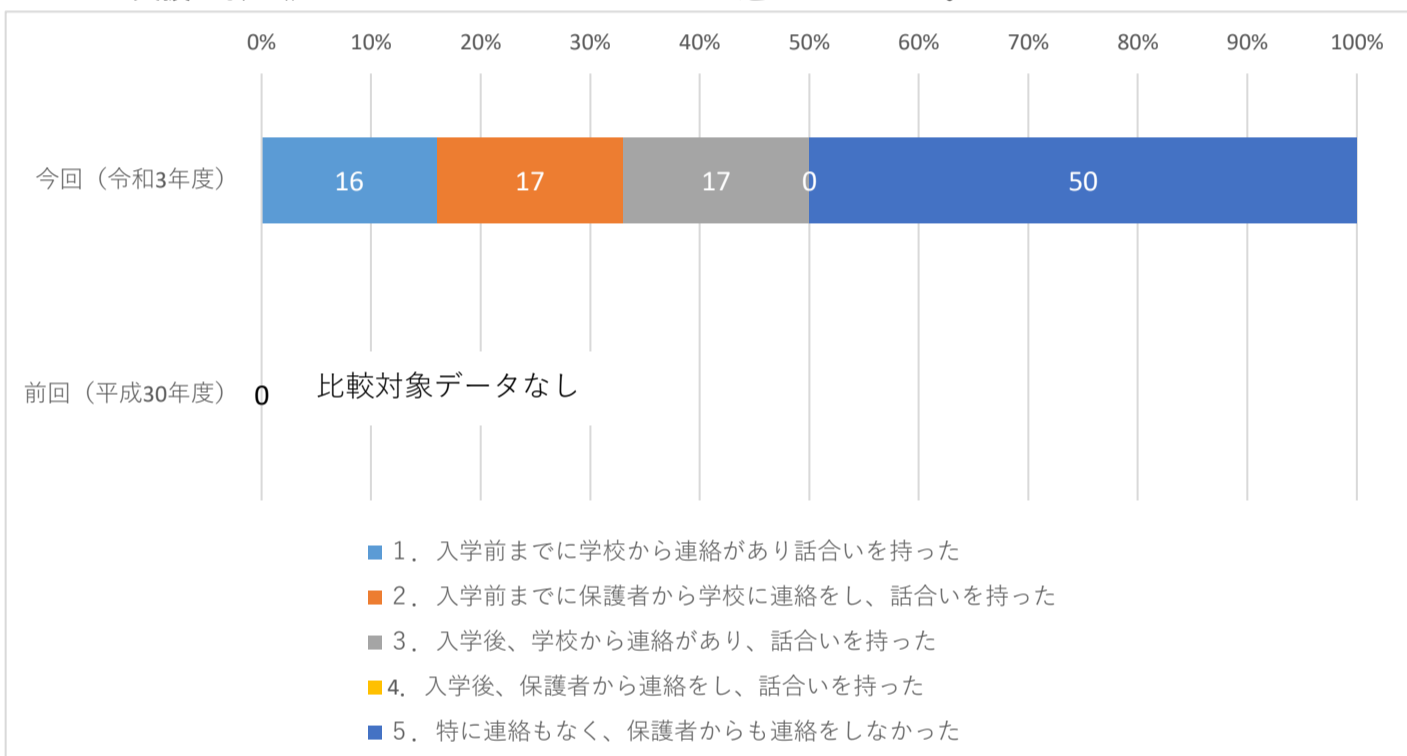
※前回（平成30年度）の回答者は2人

問9-4 システム利用のお子様が高等学校等から専門学校・大学等へ進学した方（今回の調査における新設事項）
支援の引き継ぎについてあてはまるものを1つ選んでください。



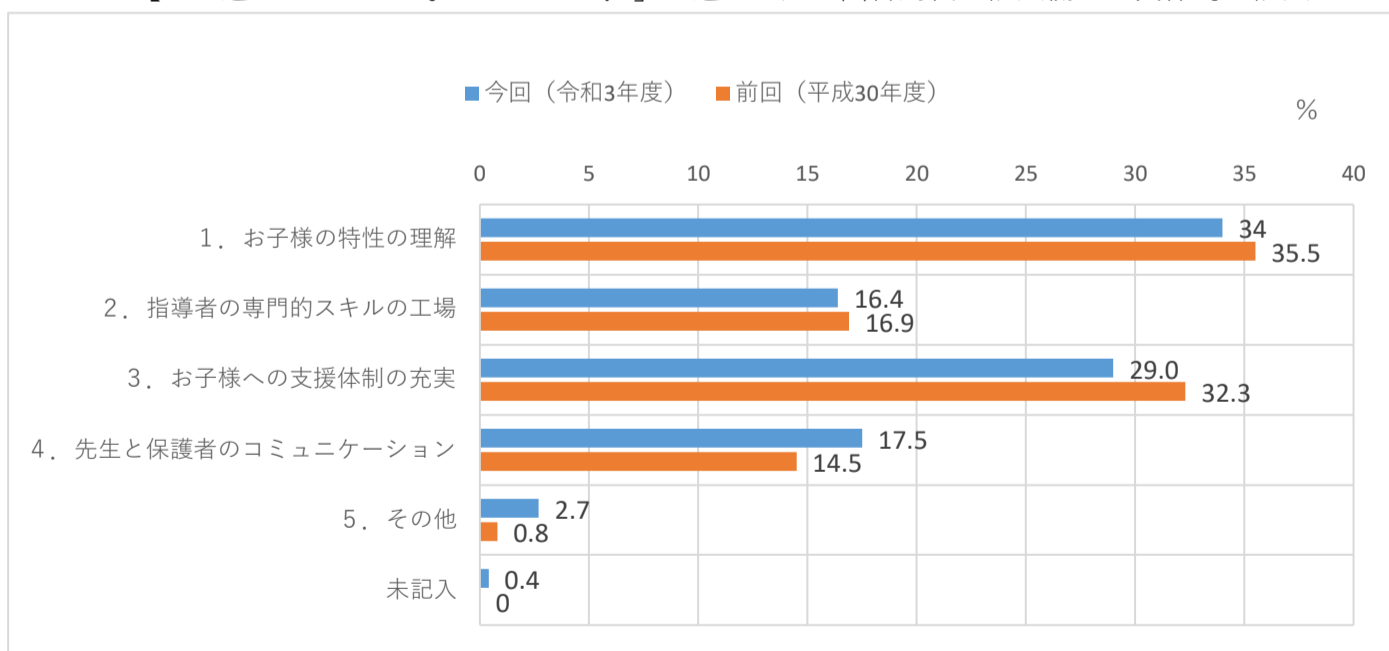
専門学校や大学等に進学した際の引き継ぎについては、回答数が少数であるため判断が難しいが、話し合いの機会を持った人と、互いに連絡をしなかった人がいる。
<考察>
高等学校等卒業後の進路先は多岐にわたっていることから、各学校における支援の現状について把握し、つなぐ支援のあり方について関係機関とともに検討していく必要がある。

問9-5 システム利用のお子様が高等学校等から就労・就労移行支援を利用している方（今回の調査における新設事項）
支援の引き継ぎについてあてはまるものを1つ選んでください。



就労または就労移行支援を利用する際の引き継ぎについては、回答数が少数であるため判断が難しいが、話し合いの機会を持った人と、互いに連絡をしなかった人がいる。
<考察>
就労先への引き継ぎが行われなかった背景には、保護者や本人のニーズ、就労先の支援体制等が関係していると思われる。特に、企業などへの一般就労における支援の現状について把握し、つなぐ支援のあり方を検討し支援体制を整えていく必要がある。

問10 お子様の支援について、園や学校等に対してどのような支援があるといいと思いますか？
【2つ選んでください。さらに「5.」を選んだ方は回答用紙の記入欄へに具体的に記入してください】



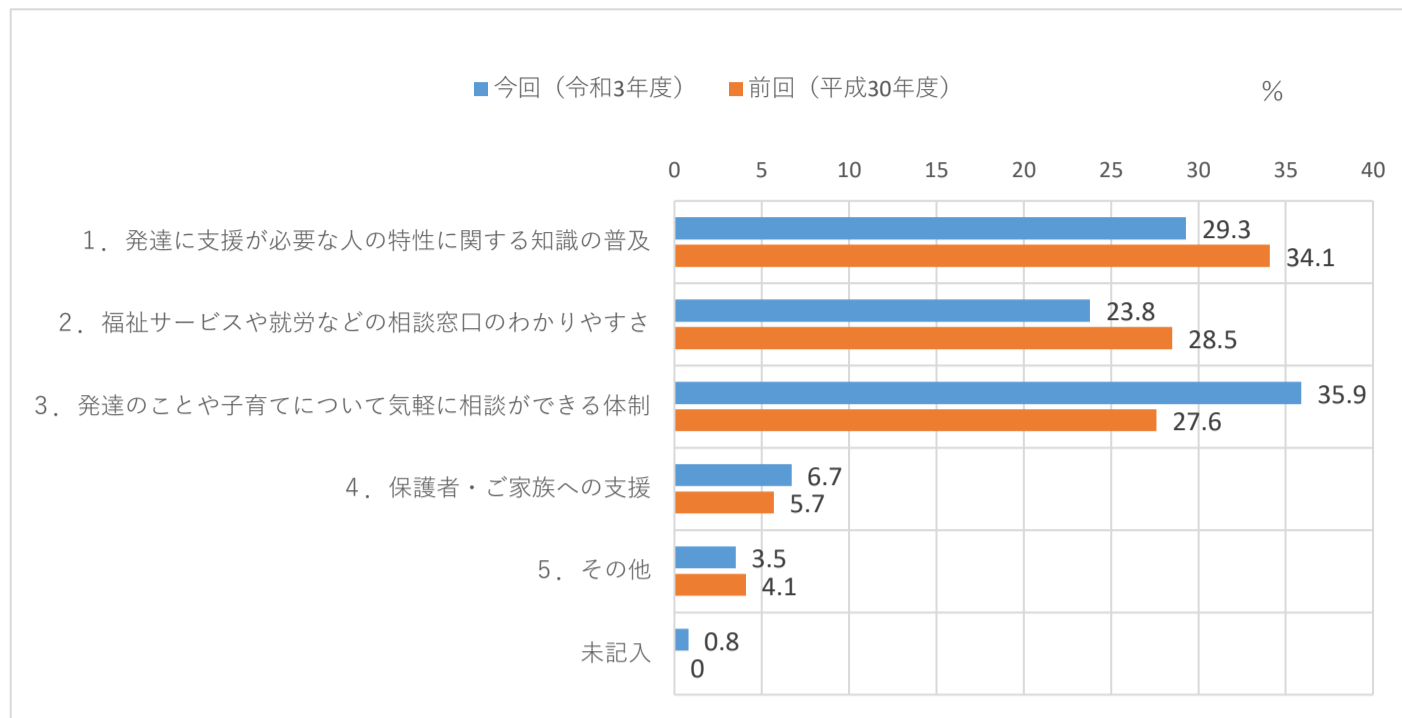
「お子様の特性の理解」、「お子様への支援体制の充実」を園や学校に望んでいる人が多い。自由回答では、各ステージでの支援に関する情報や、不登校傾向にある子どもへの支援の充実を求める回答があった。
<考察>
子どもの特性への理解や支援者側の専門的なスキルの向上など、引き続き支援体制の充実を図るとともに、将来を見据えた支援の在り方を保護者とともに考えていけるような取組が必要である。

問10-5. その他の自由回答

- 支援担当の先生に限らず、子どもたちにかかわるすべての先生方に、発達障害・特性への理解や発達支援に関する専門的な知識を深めてほしい。
- 不登校の子が、学校以外で過ごせるような場所の増設。
- 学校に行き渋る子どもに対して、気持ちを整理したり、切替えができるような対応をしてほしい。
- 1学級の人数を少なくしてほしい。
- 子どもが所属しているステージにとどまらず、その先々での支援等の情報が知りたい。

問11 子ども・子育て総合センターなどの行政からどのような支援があるかと思いませんか？

【2つ選んでください。さらに「4.」または「5.」を選んだ方は（ ）に具体的に記載してください】



1～5までの項目のうち、「気軽に相談ができる体制」を望む声が特に多い。自由回答では、利用できる行政サービスの周知や、子どもの将来に対する相談窓口や情報提供を望む声が特に多い。
 <考察>
 この設問の回答項目は、どの項目も行政に求められている内容であると考えられる。特に、保護者が先々を見通せるような情報の発信や気軽に相談できる体制づくりを強化していく必要がある。

問11-4. 保護者・ご家族への支援の自由回答

- 障害手帳、福祉サービス、手当など、様々なサービスや相談窓口など、保護者が調べなくても把握できるような情報提供をしてほしい。
- 児童発達支援や放課後等デイサービスなどの福祉サービスを提供する施設について具体的に知りたい。
- 児童発達支援センターや相談支援専門員、特別支援教育就学奨励費などについての紹介。
- 居宅訪問型支援や夜間短期入所（ショートステイ）についての情報がほしい。
- 保育園や施設、遊べる場、ファミリーサポート等、すぐ利用できるような情報がほしい。
- 家でできる対応、遊び方を知りたい。
- 同じような子どもを持つ保護者の悩みや思いを共有できる場がほしい。
- 定期的な連絡（特に、進級入学前）、家庭訪問、ひとり親への支援
- 子どもばかりではなく、保護者や家族へのカウンセリング的な支援。
- 大人になってもずっと（30代40代以降）支援してほしいです。
- 発達に支援が必要な子が利用しやすい預け先をさらに充実してほしい。
- 学校の先生と情報共有を行った結果を知らせてほしい。
- 子どもの現状を保護者目線ではなく、他者目線の判断をもう少し教えてほしい。
- 親亡き後への備え方について相談したい。
- 就労先の障害者枠での働き方。職場にどのように理解されているのか。就労先の考え方（発達障害・知的障害について）を知りたい。

問11-5. その他の自由回答

- 学校で受診する健診を（不登校の場合）別日に病院で受けられるとありがたい。
- 学校の指導者への定期的な勉強会（ケーススタディ）の実施
- 支援を受けることは特別なことではないという意識が社会に浸透してほしい。
- 支援が必要な子（特に思春期の子）へのカウンセリングがあると良い。親と子の間に入ってほしい。
- 高校選び（不登校気味、学力低下）で、学校以外でも相談できる場所を知りたい。
- 高校を中退した場合の対応や、ADHDでも通いやすい高校、支援がある高校があるのかを知りたい。
- 学校、教育委員会と連携して環境の改善を。現場を見に行きたい。

問12 今後、発達支援システムに期待することや要望することは何ですか。（自由記述）

【発達支援システムに対する前向きな回答】

- システムに入ったことにより、特に何も変わりなく学校に行き、支援クラスに入り、分かりやすく教えてもらっている。
- 幼稚園の担任の先生が細かく子どものことを記録に残してくれて、発達支援システムを利用してよかった。
- いつも親身に話を聞いてくれ、相談にのってもらえている。
- 今後さらにサポートが充実し、より利用しやすい制度になってほしい。
- 将来安定した仕事に就く事が目標。そのために進学・就職等ある程度見通しを立ててられるよう、システムを使えたらと思う。
- 親がいなくなった後のことを、早いうちから考えていきたい。
- 園や学校の先生と何度も面談をしていただき、今の姿、ねらい等を書類にさせていただくことで、よりよく成長出来ていると思う。
- 今までは心配な事を相談する事が多かったが、色々な方の支えで子育てが楽しくなった。成長した子どもの話を聞いてもらいたい。
- 特別支援学級に在籍しているためか、小学校から中学校へしっかり引き継がれた。
- システムの存在を知らなかった。もっと早く登録して利用したかった。
- 現状で満足している、要望なし。

【つなぐ支援（引継ぎ）に関する残念な回答】

- 進学する際の引継ぎがいつされたかわからなかった。
- 学校・病院・市が、どのように連携し、情報共有されているか知りたい。
- システムを利用していても年度毎の引継ぎがされていないこともある。
- システムが生かされていない。メリットを感じない。支援されている実感が無い。
- 学校に確認したところ、発達支援の方からはまったく連絡なしという返答があった。
- 中学校進学時に学校からシステムや引継ぎの話がされなかった。
- 高校へ入学したが、引継ぎがされたのか伝わってこない。高校の反応が知りたい。

【園や学校等、支援者への要望を含む回答】

- 発達支援システムが教職員に広く周知され、理解して対応してもらいたい。
- 早いうちからシステムが利用できるよう、乳幼児健康診査や児童発達支援センター、リハビリの先生からも知らせてほしい。
- 支援が必要な子どもたちがもっと過ごしやすくなるような環境づくり。
- 各学校に通級クラス（小学校）があるといい。
- ステージが変わる際の学校間の連携強化。
- 学校内でもST・OTの先生がいて、リハビリでやっていたような事ができる様になってほしい。
- 加配などの支援が必要な子には、きちんと対応してもらえるように、園側に伝えてほしい。
- 支援学級の先生の人数を増やし、体制を充実してほしい。
- 支援学級以外の先生にも発達障害や支援が必要な子の特性などを理解してほしい、周知してほしい。
- 子どもに対して先生にきちんと対応してもらいたい。特性の理解、保護者・先生との連携により、一貫した教育を求める。
- 担任の先生だけでなく、専門の知識のある方を加えて話し合いがしたい。
- 発達障害や特性などが学校全体に認識してもらえるような働きかけなどがあるといい。
- 園・学校等との連携を強化してほしい。情報を共有してほしい。
- 書面のやりとりだけでなく、園・学校等に実際に行き、支援者にアドバイスをしてほしい。
- 就学先やサポート施設が変わっても、支援が必要な面だけではなく、子どもの良い面も継承してほしい。

【行政サービス等への要望を含む回答】

- 受け入れ窓口、サービスや医療の充実。
- 発達障害の子どもを理解し、受け入れてくれる病院（歯医者、内科等）や、理美容室、習い事、食事ができる場所のリスト。
- 福祉サービスや障害について、受けられるサービス、相談先などまとめたパンフレット（ガイドブック）。
- 進学先や就労先の選択肢や、発達障害への理解がある高校、就労先がわかるガイドブック。
- 養育者の発病や訃報の際の要支援児対象の受け入れ施設先や支援サービス、給付金等が記載されている資料の提供。
- ライフステージが変わるときに、サービスや就労、進学に向けての相談先について、具体的な資料を作成し、事前に周知してほしい。
- 乳幼児健康診査で配布されるパンフレットは、「これ何かしら？」で終わることが多い。
- 保護者が仕事をしていても預けられる支援施設（学童）の情報の開示。
- 学童や放課後等デイサービスの利用について、相談できる場所があると良い。
- 手帳のない子への就労支援。
- 24時間電話相談できるようにしてほしい。

【発達支援システムに期待すること・要望】

- 親の会（懇親会）を開いてほしい。先輩お母さんの話を聞いたり、悩みを話せる場が欲しい。
- セミナー・講演会の定期的な開催。
- 発達障害に関する周りの人の理解を深めてもらえるよう、システム・発達支援に関する定期的な広報誌による周知。
- SNSの情報発信（Instagram、Twitterなど）、LINEでのアンケート調査や相談。
- 自宅での子どもの勉強の指導方法を親に教えてほしい。
- 発達支援システムを利用している子が受けている支援の現状などに関する事例紹介。
- 進学や就職の時に、学校や先生方の理解度や支援内容、理解が得られなかった場合の対応について教えてほしい。
- 目標を決めてそこへたどり着くための手段を相談しながら決めたい。
- 話を聞くだけでなく、もう1歩踏み込んだ支援をしてほしい。
- 子どもの発達のことですべていいかわからなくて困っているときに相談したい。
- 本人に告知するときに、どう対応したらよいかなど、体験談など聞いたり相談したい。
- このようなシステムがあることを周りの人が理解しみんなでサポートしていく体制。
- センターからの連絡がこまめにほしい。その都度相談したい。
- ステージが変わるときだけでなく、進級のタイミングにも連絡がほしい。早めにアドバイスや支援を受けたい。

今後、発達支援システムに期待することや要望することの自由記載では、

つなぐ支援利用者の保護者同士の交流の場や行政サービスや中学校卒業後の進路や就労に関する情報を求める声が多い。

また、発達支援システムへの要望にとどまらず、園や学校への要望も多くみられ、つなぐ支援については残念な回答もみられた。

<考察>

つなぐ支援利用者が在籍しているすべての園や学校を訪問し、発達支援システムの普及啓発・理解と協力を求めているが、残念ながら周知が不十分であることが明確になった。いかにして理解を得ることができるか、各関係機関とともに検討していく必要がある。また、発達支援システムは、より多様化した個々のニーズへの対応も求められている。今回の結果をもとに、より期待にそえるよう、人材確保をはじめとする体制づくりが必要である。

7. アンケート調査結果に関する考察

発達支援システムは、平成28年度に構築、平成29年度につなぐ支援利用者の登録開始、平成30年度から運用を具体化させてきた仕組みである。運用開始から間もないところで実施した前回の調査結果と比べ、発達支援システムに期待したものが得られている人や支援が引き継がれているように感じている人が増えている。また、ステージが変わるときについても、園や学校等の支援者と保護者の話合いのもと、支援が引き継がれている人が増えている。これは、切れ目のない支援の実現に向けて、発達支援システムつなぐ支援を利用している人が所属しているすべての園や学校等をひとつひとつ訪問してきたことにより、つなぐ支援を必要とする人に直接かかわる支援者からの理解を得られてきたためであろうと考える。

また構築から5年経過する現在では、ステージが変わるつなぐ支援利用者への近況確認の連絡や、市内在住の年長児を対象に実施している年長児巡回相談事業からつながるわかば相談（就学相談）・あらゆる年代の子どもの発達を心配する家族からの随時相談にも対応しており、この発達支援システムは単に支援をつなぐことにとどまらず、発達全般に関する相談や就学時の相談窓口としての役割も担っている。

今後は、これまでの地道な活動に加え、支援の引き継ぎ方法が多様化しているステージにおけるつなぐ支援の在り方の検討や園・学校等の支援者への周知、地域全体への普及啓発、本人や保護者が必要な支援について主体的に選択していけるような情報の発信、当事者間での情報交換の場の設定など、今回の調査で明確になった課題にどのように取り組むかを第3期発達支援システム推進計画で決めていく必要がある。

資料3 那須塩原市発達支援体制協議会設置要綱

平成27年7月1日

告示第135号

(設置)

第1条 心身の発達に関する支援（以下「発達支援」という。）が必要な児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）及び児童以外の満20歳までの者（以下「要支援者」という。）並びにその保護者に対する早期からの支援体制（以下「発達支援システム」という。）を整備するため、那須塩原市発達支援体制協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この告示において、要支援者とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者及び発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者
- (2) 精神又は運動発達面に障害を残すおそれのある者
- (3) 情緒発達を阻害されるおそれのある者

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 発達支援システムに関すること。
- (2) 発達支援を行う関係機関との連携に関すること。
- (3) 発達支援に係る事業の情報交換に関すること。

(組織)

第4条 協議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 発達障害及び発達支援に関する学識経験を有する者

(2) 保育園、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、特別支援学校その他要支援者が通う施設の代表者

(3) 保育園、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、特別支援学校その他要支援者が通う施設の保護者の代表者

(4) 要支援者の保護者の代表者

(5) 発達支援関係課職員

(6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(実務者会議の設置)

第9条 発達支援システムにおける個別の支援計画による支援体制の具体的な取組の検討を行うため、協議会に下部組織として実務者会議を設置する。

2 実務者会議は、協議会の委員の所属する部署又は職種のうちから子ども未来部子育て支援課（以下「子育て支援課」という。）が選出した者をもって構成する。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、子育て支援課において処理する。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成27年7月1日から施行する。

資料4 発達支援システム推進計画策定経過

期日	内容	備考
令和4(2022)年 5月20日	庁内関係課長・担当者会議 ①発達支援システム推進計画骨子(案)について ②発達支援システム推進計画策定スケジュールについて ③発達支援システム推進計画策定への意見聴収	西那須野庁舎 202 会議室
令和4(2022)年 6月13日	発達支援アドバイザー打ち合わせ ①発達支援システムへの意見交換	国際医療福祉 リハビリテーションセンター
令和4(2022)年 7月4日	庁内関係課担当者会議 ①発達支援システム推進計画(素案)について	西那須野庁舎 202 会議室
令和4(2022)年 7月11日	実務者会議 ①発達支援システム推進計画(素案)について ②発達支援システム推進計画策定スケジュールについて ③発達支援システム推進計画策定への意見聴収	西那須野庁舎 301 会議室
令和4(2022)年 7月19日	発達支援体制協議会 ①発達支援システム推進計画(素案)について ②発達支援システム推進計画策定スケジュールについて ③発達支援システム推進計画策定への意見聴収	西那須野庁舎 100 会議室
令和4(2022)年 9月1日	調整会議 ①第3期発達支援システム推進計画(案)について	本庁 303 会議室
令和4(2022)年 9月21日	庁議 ①第3期発達支援システム推進計画(案)について	本庁 303 会議室
令和4(2022)年 10月18日	常任委員会 ①第3期発達支援システム推進計画(案)について	本庁
令和4(2022)年 11月4日 ~12月5日	パブリックコメントの実施	HP掲載
令和4(2022)年 12月12日	庁内関係課担当者会議 ①パブリックコメント報告 ②第3期発達支援システム推進計画(案)について	本庁 201 会議室
令和4(2022)年 12月16日	実務者会議 ①パブリックコメント報告 ②第3期発達支援システム推進計画(案)について	西那須野庁舎 201 会議室
令和4(2022)年 12月22日	発達支援体制協議会 ①パブリックコメント報告 ②第3期発達支援システム推進計画(案)について	西那須野庁舎 301 会議室
令和5(2023)年 2月20日	議員全員協議会 ①第3期発達支援システム推進計画(案)について	議場

資料5

発達支援アドバイザー

所属	氏名
国際医療福祉リハビリテーションセンター・センター長 国際医療福祉大学大学院 医療福祉学分野 教授 国際医療福祉大学 保健医療学部教授	医学博士 下泉 秀夫

令和4年度那須塩原市発達支援体制協議会委員名簿

No.	所 属	氏 名	備 考
1	さいとうクリニック	齋藤 茂子	院 長
2	筑波技術大学	原田 浩司	客員研究員
3	国際医療福祉大学	谷口 敬道	作業療法学科長・教授
4	国際医療福祉リハビリテーションセンター	金子 忍	言語聴覚士
5	子ども発達支援カウンセラー	阿見 典子	心理相談員
6	栃木県障害者総合相談所	矢口 君江	発達・高次脳機能障害課長
7	県北健康福祉センター	星野 典子	地域保健部長補佐兼 健康支援課長
8	県北児童相談所	牛久保 智久	判定支援チームリーダー
9	黒磯公共職業安定所	松本 和彦	所 長
10	大田原公共職業安定所	阿見 正浩	所 長
11	那須教育事務所	佐藤 陽介	指導主事
12	黒磯南高等学校	吉成 卓	校 長
13	那須特別支援学校	谷口 照子	校 長
14	箒根中学校	相馬 幸男	校 長
15	南小学校	星野 悦子	校 長
16	西那須野幼稚園	福本 光夫	園 長
17	こひつじ保育園	福本 正美	園 長
18	たかはやし保育園	萩原 京子	園 長
19	P T A連絡協議会代表（三島小学校）	菱沼 貴代美	保 護 者
20	那須塩原市心身障害児者父母の会	相馬 朋恵	保 護 者
21	保健福祉部社会福祉課	押久保 昭	課 長
22	保健福祉部健康増進課	倉俣 久美子	課 長
23	教育委員会事務局教育部学校教育課	松本 正広	課 長
24	子ども未来部保育課	佐藤 知子	課 長

令和4年度実務者会議構成員名簿

No.	所 属	氏 名	備 考
1	児童生徒サポートセンター	大楠 遥	臨床心理士（スクールカウンセラー）
2	那須特別支援学校	佐々木 久美	教 諭
3	黒羽高等学校	津村 愛	教 諭（コーディネーター）
4	東那須野中学校	平久江たつ美	教 諭 （特別支援教育コーディネーター）
5	三島小学校	大和田 博	教 諭 （特別支援教育コーディネーター）
6	ゆたか保育園	堀内 敦子	園 長（保育士）
7	西那須野幼稚園	清水 和実	幼稚園教諭
8	NPO法人 障害児・者 トータルサポートセンター空	大武 仁彦	理事長
9	指定障害児相談支援事業所 地域生活支援センターゆずり葉	八木澤 龍之介	相談支援専門員
10	栃木県保健福祉部障害福祉課	渡邊 太樹	栃木県発達障害者地域支援マネージャー
11	社会福祉課	臼井 秀樹	障害福祉係 主事
12	健康増進課（西那須野保健センター）	大田 早苗	保健師
13	学校教育課	印南 竜彦	指導主事

令和4年度庁内関係課会議構成員名簿

No.	所 属	課長氏名	担当者氏名
1	保健福祉部 社会福祉課	押久保 昭	障害福祉係長 薄葉 哲郎
2	保健福祉部 健康増進課	倉俣 久美子	西那須野保健センター 所長補佐 根本 カヨ
3	産業観光部 農務畜産課	松本 仁一	課長補佐 宇賀神 晶子
4	産業観光部 商工観光課	波多腰 治	課長補佐 瀧 靖子
5	教育委員会事務局教育部 学校教育課	松本 正広	副参事 内村 恵美子
6	教育委員会事務局教育部 生涯学習課	金子 嘉	課長補佐兼生涯学習係長 広瀬 美香子
7	子ども未来部 保育課	佐藤 知子	副主幹 阿見 久美子
8	子ども未来部 子育て支援課	室井 勉	事務局

資料 6 用語の説明

【発達支援】

障害のある子ども又はその可能性のある子どもの発達上の課題を達成させていくことのほか、家族支援、地域支援を包含した概念

【ライフステージ】

年齢に伴って変化する生活段階のことで、幼年期、児童期、青年期、壮年期、老年期などの段階に分け、人生の節目によって生活スタイルが変わることや、これに着目した考え方を指す。

【個別の支援計画】

乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関が連携して、発達に支援の必要な子ども一人ひとりのニーズに対応した支援を効果的に実施するための計画。その内容としては、出生からの情報、医療・療育状況、子どもを中心的に支援している園や学校が保護者とともに作成する個別の指導計画や引継ぎシート、福祉サービスの利用状況などを指す。

【個別の指導計画】

園や学校など中心的に子どもを支援している機関が、指導の手立てとして作成する計画（学校等においては個別の教育支援計画として作成する計画）。一人ひとりの年間目標や学期の目標等を設定し、それぞれの目標の達成に向け、指導内容・方法等を明確にして、障害の状態や発達の段階に応じて適切な指導及び必要な支援を行うためのもの。個別の支援計画を構成する資料の1つ。

【引継ぎシート】

次年度の支援者に向けて、保護者からは子どもの苦手なことや配慮してほしい事柄等、前任の支援者からは現状の報告や合理的配慮の内容等について記載した引継ぎ事項を園や小中学校等のステージごとに記録したもの。個別の支援計画を構成する資料の1つ

【特別支援教育コーディネーター】

各幼稚園及び各学校における特別支援教育の推進のため、主に、園内・校内委員会及び園内・校内研修の企画・運営、関係諸機関との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う者

【発達支援コーディネーター】

公立保育園、認可保育園における発達支援保育の推進のため、主に、園内委員会の企画・運営、関係諸機関との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う者

【早期支援コーディネーター】

子どもの教育や就学について専門的な知識を持ち、関係部局・機関等や地域との連絡・調整、情報収集などの役割を担う者

【発達支援システムのつなぐ支援同意者】

発達支援システムに位置付けられる子ども・子育て総合センターが行う事業で、個別の支援計画等の支援情報をライフステージが変わっても切れ目なく提供できるつなぐ支援に同意をした者

【二次障害】

子どもが抱えている困難さを周囲が理解して対応しきれていないために、本来抱えている困難さとは別の二次的な情緒や行動の問題が出てきてしまうもの

第3期那須塩原市発達支援システム推進計画

令和 年 月発行

編集発行 那須塩原市 子ども未来部 子育て支援課

子ども・子育て総合センター

〒329-2792 栃木県那須塩原市あたご町2番3号

T E L 0287-46-5538

F A X 0287-37-5116

E-mail kodomokosodate@city.nasushiobara.lg.jp